

# 目 次

( 令 和 3 年 )

## ○第5回定例会

### 第1日目(12月3日)

会議録署名議員の指名	3
会期の決定	3
諸般の報告	3
行政報告	4
意見書第16号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書	5
意見書第17号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書	7
決議第8号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する決議	9
議案第35号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例	13
議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例	14
議案第37号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について	36
議案第38号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について	38
議案第39号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更に ついて	41
議案第40号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について	44
議案第41号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第5号)	45
議案第42号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)	58
議案第43号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)	59
議案第44号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)	62
議案第45号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)	63
議案第46号 物品等購入の契約について	64
議案第47号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に 関する協議について	65
議案第48号 物品等購入の契約について	71
議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)	73

第2日目(12月4日) 休 会(土)

第3日目(12月5日) 休 会(日)

#### 第4日目(12月6日)

##### 一般質問

8番 大城常良議員	77
15番 新垣善功議員	89
9番 比嘉麻乃議員	94
1番 安里清市議員	104

#### 第5日目(12月7日)

##### 一般質問

10番 安里ヨシ子議員	115
5番 桃原清議員	118
14番 伊佐則勝議員	124
13番 石原昌雄議員	128

#### 第6日目(12月8日)

##### 一般質問

4番 屋良照枝議員	137
12番 金城章議員	143
6番 玉那覇登議員	148
3番 渡嘉敷眞整議員	154

#### 第7日目(12月9日)

##### 一般質問

11番 仲松正敏議員	165
7番 新垣貞則議員	170
2番 新垣修議員	181

#### 第8日目(12月10日)

陳情第17号 中城浜漁港 軽石問題要望書	193
----------------------	-----

# 第5回 定例会







# 令和3年第5回中城村議会定例会（第1日目）

招 集 年 月 日	令和3年12月3日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 会	令和3年12月3日（午前10時00分）		
	散 会	令和3年12月3日（午後3時19分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	7 番	新 垣 貞 則	8 番	大 城 常 良
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ だ も 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

## 議 事 日 程 第 1 号

日 程	件 名
第 1	会議録署名議員の指名
第 2	会期の決定
第 3	諸般の報告
第 4	行政報告
第 5	意見書第16号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書
第 6	意見書第17号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書
第 7	決議第8号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する決議
第 8	議案第35号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例
第 9	議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例
第 10	議案第37号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
第 11	議案第38号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について
第 12	議案第39号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合格約の変更について
第 13	議案第40号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について
第 14	議案第41号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第5号）
第 15	議案第42号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）
第 16	議案第43号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）
第 17	議案第44号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）
第 18	議案第45号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）
第 19	議案第46号 物品等購入の契約について
第 20	議案第47号 沖縄県市町村総合事務組合格約の変更に関する協議について

## 議 事 日 程 第 1 号 の 追 加

日 程	件 名
第 1	議案第48号 物品等購入の契約について
第 2	議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第6号）



○議長 新垣博正 皆さん、おはようございます。ただいまより令和3年第5回中城村議会定例会を開会します。

これから本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。  
会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、7番 新垣貞則議員及び8番 大城常良議員を指名します。

日程第2 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日12月3日から12月10日の8日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、本定例会の会期は、本日12月3日から12月10日の8日間に決定しました。

日程第3 諸般の報告を行います。

諸般の報告について

令和3年9月6日より、令和3年12月2日までの諸般の報告を下記のとおり行います。

記

1 例月現金出納検査の報告について

村監査委員より、令和3年9月、10月、11月の例月現金出納検査の結果報告がありました。お手元に結果報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

2 一部事務組合議会及び南部広域行政組合議会・介護保険広域連合議会・中部広域市町村圏事務組合議会等の報告について

それぞれの議会議員より、各議会における議事の経過及び結果の報告がありました。お手元に報告書をお配りしてありますのでご参照ください。

3 各所管事務調査の報告について

○総務常任委員会

・10月5日(火) コミュニティーバス・第5

次基本構想等について企画課長及び企画調整係長から調査しております。

・11月2日(火) 保健基盤安定負担金及び繰越金・受診率向上、保健指導、疾病分類と順位について健康保険課課長及び国保係長から聞き取り調査しております。

○文教社会常任委員会

・10月5日(火) 中城村学童クラブの現状と今後の待機学童政策について、ひまわり学童クラブを訪問し、村学童連絡協議会からクラブの運営及び待機学童の現状について調査を実施しております。

・10月26日(火) 学力向上モデル事業及び認定こども園建設事業の進捗について、教育総務課長及び主幹、こども課課長より聞き取り調査を行っております。

○建設常任委員会

・11月2日(火) 午前には、都市建設課課長より、那覇広域都市計画区域から中部広域都市計画区域への移行、西原バイパスの現状等、6項目ほど調査を実施し、午後では、上下水道課課長より、南上原配水池建設について、第7次拡張計画について等、6項目ほど調査を行っております。

なお、提出された各報告書については事務局で閲覧して下さい。

4 陳情、要請、意見書等の処理について

期間中に受理した陳情・要請・意見書等については、5件受理し、11月30日の議会運営委員会で協議した結果、『中城浜漁港 軽石問題要望書』については、建設常任委員会へ付託いたします。

『ウイグル等の人権問題に対し国に調査を求める意見書採択のお願い』並びに『マスクに関する陳情書』、『5歳から12歳の新型コロナワクチン接種のお知らせ内容に関する陳情書』、『5歳から12歳の新型コロナワクチン接種告知の方法と接種券に関する陳情

書』については、資料配付にとどめ、各議員へ配付しております。

また意見書2件及び抗議決議1件が提出されておりますが、議会運営委員会に諮問したところ、本日の日程に加えております。

#### 5 沖縄県町村議会議長会並びに中部地区町村議会議長会関係について

○10月6日(水)に中部地区町村議会議長会の定例総会が中城村議会で開催され議員研修の中止及び親善スポーツ大会の中止を決定しております。また10月21日(木)沖縄県町村議会議長会の定例総会に出席し副会長の選出及び一部事務組合議会議員の選出を行っており、同日中部地区町村議会議長会の臨時会も開催され会の補正予算を可決しております。

#### 6 中城村表彰審査委員会について

○10月11日(月)本村の表彰審査委員会が開催され、副議長と共に参加しております。会議における市町村要望事項等資料については事務局で閲覧してください。

#### 7 その他

その他の日程等については別紙をご参照下さい。

以上で諸般の報告を終わります。

日程第4 行政報告を行います。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは行政報告を行います。

2枚あるものを御参照いただきたいと思います。村長及び教育長の令和3年8月から10月の主要事項の日程等につきましては、資料を御覧いただきたいと思います。今議会におきましては、行政報告として3点を報告いたします。

まず最初に、日米地位協定の抜本的な見直しを求める懸垂幕設置についてでございます。現行の日米地位協定は、米軍人・軍属による日本国内で起こした日本人が被害者の犯罪でも、被

疑者の身柄確保も通常を取り調べもできないなど日米地位協定の不条理さが指摘されており、そのことについて多くの国民、とりわけ在日米軍基地が集中する沖縄県民が日米地位協定改定の必要性を訴えております。本村としましても不公平・不条理な現行の日米地位協定は改定すべきであると考えており、平成22年1月、中部市町村会による日米地位協定の見直しを求める決議に賛同し、「旧庁舎において政府は日米地位協定を抜本的に見直せ」として看板を設置していたところでございます。一方、中城村議会においては、旧庁舎に掲げられている歴史ある看板を旧庁舎から撤去し、公共施設または国道沿いに設置することなどを決議しております。本村としましては、ほとんどの村民が日米地位協定の改定を望んでいると考えていることから、何らかの形で日米地位協定改定を訴えていきたいと考えております。しかしながら、旧庁舎に設置された看板は設置から11年以上が経過し、看板の劣化や移設にかかる費用、新庁舎における景観、看板設置後の管理等の問題があり、新庁舎等公共施設や国道沿いに設置することは困難であると判断しております。このようなことから日米地位協定の抜本的な見直しを求めるとして懸垂幕を作成し、定期的に設置したいと考えております。

2点目に、南上原地区における交番所設置及び中城村内における交通規制の要請行動等についてでございます。去る10月5日、宜野湾警察署におきまして議長並びに南上原自治会役員同席の下、中城村南上原地区における交番所設置についての要請書と、中城村議会で採択された南上原地区交番設置を求める請願書を提出しております。南上原地区の人口が本村人口の約41%を占め、交通事故や犯罪少年非行等、住民生活の安全を脅かす事態を危惧していることや事故等に対する迅速な対応、犯罪の未然防止とともに交番所設置による地域発展の必要性を要

請しております。併せまして、村道大瀬線と国道329号泊交差点への信号機設置、横断歩道の移設について要請しております。

3点目に、第2次中城村地域福祉推進計画策定状況についてでございます。村民の主体性に基つき、地域特性に応じた地域社会を基盤とした支え合いの仕組みを構築するための計画として、平成28年度に中城村地域福祉推進計画を策定しております。令和3年度が最終年度となっております。少子高齢化に伴い社会構造が大きく変化し、家庭内の子育てや介護力の低下、近所同士の付き合いも少なくなっている社会状況の中、生活困窮やひきこもり、虐待が増えるなど、新たな問題が顕在化し、複雑さを増している状況であります。このようなことから同計画を見直し、第2次中城村地域福祉推進計画を策定することとしており、計画書策定までに事務局会議を4回、策定委員会を3回程度行い、令

和4年2月頃には策定する予定でございます。進捗状況につきましては、無作為に抽出した16歳以上79歳までの村民に対する村民意識調査、民生委員・児童委員及び自治会長に対するひきこもりに関する実態調査を8月から9月にかけて実施しております。また、障害福祉計画、障害児童福祉計画についても計画書冊子を作成する予定でございます。

以上、3点を行政報告といたします。

○議長 新垣博正 以上で行政報告を終わります。

日程第5 意見書第16号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書を議題とします。

本案について提出者の趣旨説明を求めます。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは読み上げて御提案を申し上げます。

意見書第16号

令和3年11月24日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 大城常良

賛成者

中城村議会議員 新垣善功

中城村議会議員 安里清市

海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

本村及び県内各地の漁港及び海岸へ打ち上げられている軽石が、漁業関係者にとって死活問題

となっている、また水揚げ量が減る中で漁獲類の高騰につながり、住民にとっても日常生活をひっ迫させる事態へと繋がり、今後行政における迅速な対応を求めるため。

### 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書

今年8月、小笠原諸島の海底火山「福德岡ノ場」で発生した国内最大クラスの噴火により、大量の軽石が噴出され、海流の影響で西へ移動し、10月上旬以降、沖縄県や鹿児島県の奄美地方などに次々と漂流・漂着している。特に県内各地の海岸は海面がコンクリートを流し込んだかのような灰色の状態になっており、漁業や観光業へ大きな影響を及ぼしている。漂流軽石問題はとても深刻で、軽石の混入した海水を漁船が吸い上げることで機器類が故障した事例もあり、漁業関係者は出漁すらできず、軽石漂着が確認された11月6日から収入の無い苦しい日々が続いている。燃料や資材類の高騰の影響も受け、漁業者の落胆、不安は計り知れない。

これまでに経験したことのない自然現象の影響によって日常の出漁すらできずに苦しんでいる現状に加え、漂流軽石の影響はまだまだ見通しが立たず、漁業関係者にとって死活問題となっている。

本村、漁港内及び、海岸にも大量の軽石が打ち上げられているのが確認されている。漂着軽石で損害を被っている方々の生命・財産、日常生活を守るために迅速な対策の実行と支援が求められている。

このような状況であることから、本村議会は下記事項について早急な対応を求める。

#### 記

1. 損害を被った漁業者や事業者への補償制度を創設し、漂流・漂着軽石問題が治まるまで休業等の補償を早急におこなうこと。
2. 漁獲高の一部が財源となる漁業組合に対し、漁獲減による減収補填をし、運営費補助を行うこと。
3. 国と県、自治体の連携体制の構築を図り、国の責任において漂流・漂着した軽石を除去すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月3日  
沖縄県 中城村議会

宛先

内閣総理大臣、内閣官房長官、国土交通大臣、農林水産大臣、  
沖縄及び北方対策担当大臣、沖縄県知事

以上であります。

○議長 新垣博正 これにて提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行いますか。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第16号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第16号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 意見書第16号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書の採択に当たり、賛成の立場から討論いたします。

自然災害は生活に、環境に直接被害、影響を及ぼします。今回の海底火山は国内最大クラスの大きな噴火により、軽石が沖縄県各地の海岸や漁港、港湾に大量に漂着しています。離島においては船のエンジントラブルの懸念から船舶の航行に支障を来し、離島住民の生活やマリレジャーにもキャンセルが出るなど、沖縄観光にも影響が出ています。また、軽石を食べた魚が佐敷中城漁協協同組合中城支所の海にも浮いています。海人は海にもエンジントラブルを懸念して、船も出せず休業して、死活問題です。早急に国や県、自治体の連携、体制の構築を図り、国の責任において軽石を除去してもらえるように強く求めます。特に被害をかぶった漁業者や事業者にも、迅速かつ多面的な支援がなされることを強く求めます。この軽石問題が除去す

るまでの補償を早急に行われるように、私は意見書第16号に賛同いたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これにて討論を終わります。休憩します。

休憩(10時24分)

~~~~~

再開(10時24分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから意見書第16号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、意見書第16号 海底火山噴火による漂流・漂着軽石に関する意見書は原案のとおり可決されました。

日程第6 意見書第17号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書及び日程第7 決議第8号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する決議については、関連しますので一括議題にしたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、日程第6及び日程第7については、一括議題といたします。

意見書第17号及び決議第8号について、提出者の趣旨説明を求めます。

桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 意見書第17号、決議第8号、読み上げて提案申し上げます。

意見書第17号

令和3年11月29日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃原 清

賛成者

中城村議会議員 安里 清市

中城村議会議員 比嘉 麻乃

米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故  
に関する意見書

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

米軍による事件・事故等に関し、その都度、関係機関に対し事故原因究明、再発防止策や迅速・正確な連絡通報の徹底等を強く要請してきたが、またしても今回の落下事故が発生したことは誠に遺憾であり、断じて容認できるものではなく、本村議会は村民及び県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議するため

米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下  
事故に関する意見書（案）

令和3年11月23日米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV22オスプレイからまたしても落下事故が起きた。落下したのは宜野湾市野嵩の住宅街でMV22オスプレイから水筒が落下した。高さ25センチ、直径15センチ、金属製の水筒はつぶれた状態で民家の玄関先で見つかった。

航空機からの落下物は小さなものでも、地上にいる人の命と財産を脅かす凶器となり、心臓が凍りつくような思いというのは、決して大げさではない。

在沖米海兵隊によると落下したのは23日午後6時45分頃だが、県民に知らされたのは半日以上経過した、24日の午前だった。沖縄防衛局にも当初は米軍からの通報はなく、地元宜野湾市からの連絡を受け米軍に問い合わせた結果である。MV22オスプレイが米軍普天間飛行場を飛び立った際に落下し、現場は宜野湾市役所北側の住宅密集地である。

2017年12月この場所からほど近い緑ヶ丘保育園の屋根に米軍ヘリの部品が落ちました。当時、

園庭では約50人の園児が遊んでいました。また同じ月、普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの窓が落下し、50人以上の児童が授業を受けるその近くに、8キロ近い金属製の窓が落ちたのである。

今回の事故で何が人の情報はないが、しかし、問題は落下させたという事実である。同様の事故が起き続けていることにも不安と激しい怒りを禁じ得ない。

数年前、沖縄で相次ぐ米軍機事故を追及する国会質問で「それで何人死んだんだ」とヤジを飛ばした内閣府大臣がいたが、住民が感じた衝撃や恐怖に対し、政府の危機感の薄さを露呈するものだった。同じことが本土で起きたらどうなっていたのか。命に関わる事故が発生してからでは遅い。

本村上空を日常的に飛行している、米軍機からの部品等の落下もする恐れがある。

日米両政府により1996年4月に「普天間飛行場の5～7年以内の全面返還」が合意され25年余り経過し周辺住民の怒りと負担は限界を超えている。

県民、国民の命を守るべき政府が命や人権をないがしろにする現状は断じて容認できるものではない。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故、またこれまでの落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記の事項が速やかに実現されるよう強く要請する。

#### 記

- 1、米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイの飛行を停止すること。
- 2、米軍普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和3年12月3日  
沖縄県 中城村議会

宛先

内閣総理大臣 外務大臣 防衛大臣 沖縄及び北方対策担当大臣 沖縄防衛局長  
沖縄基地負担軽減担当大臣 外務省沖縄担当大使

以上であります。続きまして決議第8号、読み上げて提案いたします。

決議第8号

令和3年11月29日

中城村議会

議長 新垣博正 殿

提出者

中城村議会議員 桃原 清

賛成者

中城村議会議員 安里 清市

中城村議会議員 比嘉 麻乃

米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故  
に関する決議

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

提案理由

これまで幾度となく、米軍機からの落下事故に対し、安全管理の徹底、再発防止策を強く要求してきたが一向に改善されることもなく、当たり前のように毎年落下事故が繰り返されている、日本政府は飛行停止の要求もせず、飛行訓練を最優先させている。

村民、県民の生命・財産を守る立場から、今回の落下事故に対し、厳重に抗議・要請するため。

米軍普天間飛行場所属垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下  
事故に関する抗議決議（案）

令和3年11月23日米軍普天間飛行場所属の垂直離着陸機MV22オスプレイからまたしても落下事故が起きた、落下したのは宜野湾市野嵩の住宅街でMV22オスプレイから水筒が落下した。高さ25センチ、直径15センチ、金属製の水筒はつぶれた状態で民家の玄関先で見つかった。

航空機からの落下物は小さなものでも、地上にいる人の命と財産を脅かす凶器となり、心臓が凍りつくような思いというのは、決して大げさではない。

在沖米海兵隊によると落下したのは23日午後6時45分頃だが、県民に知らされたのは半日以上経過した、24日の午前だった。沖縄防衛局にも当初は米軍からの通報はなく、地元宜野湾市からの連絡を受け米軍に問い合わせた結果である。MV22オスプレイが米軍普天間飛行場を飛び立った際に落下し、現場は宜野湾市役所北側の住宅密集地である。



2017年12月この場所からほど近い緑ヶ丘保育園の屋根に米軍ヘリの部品が落ちた。当時、園庭では約50人の園児が遊んでいました。また同じ月、普天間第二小学校の運動場に米軍ヘリの窓が落下し、50人以上の児童が授業を受けるその近くに、8キロ近い金属製の窓が落ちたのである。

今回の事故でだけが人の情報はないが、しかし、問題は落下させたという事実である。同様の事故が起き続けていることにも不安と激しい怒りを禁じ得ない。

本村上空を日常的に飛行している、米軍機からの部品等の落下もする恐れがある。

日米両政府により1996年4月に「普天間飛行場の5～7年以内の全面返還」が合意され25年余り経過し周辺住民の怒りと負担は限界を超えている。

よって、本村議会は村民、県民の生命・財産を守る立場から、これまでの落下事故に対し、厳重に抗議するとともに下記事項の早期実現を強く要求する。

#### 記

- 1、米軍普天間飛行場所属MV22オスプレイの飛行を停止すること。
- 2、米軍普天間飛行場の即時閉鎖・撤去すること。
- 3、日米地位協定を抜本的に改定すること。

上記のとおり決議する。

令和3年12月3日  
沖縄県 中城村議会

宛先

駐日米国大使 在日米軍司令官 在日米軍沖縄地域調整官・第三海兵遠征軍司令官  
在沖米国総領事

以上であります。

○議長 新垣博正 これ提出者の趣旨説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております意見書第17号及び決議第8号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、意見書第17号及び決議第8号は委員会付託を省略します。

これから意見書第17号に対する討論を行います。討論はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは意見書第17号に賛成の立場から討論いたします。

度重なる米軍の事件事故に対し、これまで沖縄県民は何百人の怒りの拳と、基地があるゆえの事件・事故が繰り返されるたびに、幾千万人

の声を日本政府、在沖米国総領事に届けたことだろうか。本村と隣接する宜野湾市野嵩地区の住宅街の玄関先に米軍機からの水筒を落下させる事故に対し、沖縄県や市町村議会は即座に意見書、抗議決議を可決する行動を起こしました。青森県でも、住宅地の近隣で燃料タンクを投棄する落下事故が発生した。米軍機からの落下事故に、どれだけの差があるのだろうか。日本政府、岸 信夫防衛大臣の指示に基づき、三沢基地においてF16戦闘機の飛行中止と情報提供を要請したのに対し、沖縄県の事故に対しては口を塞いだままである。これはまさに地方自治体の格差であり、断じて許されるものではなく、激しい怒りを禁じ得ない。水筒落下事故発生後の2日後、名護市長が岸田総理大臣と面会の際においても、話題にも上がらなかったと報道され、県民の声を聞くという発言が虚しく聞こえ、沖縄差別の表れだと強い憤りを感じる。日本政府は、沖縄の地位協定の改定や基地負担の軽減に対し、沖縄県民の民意の声と県民の思いをしっかりと国家政策として遂行し、沖縄周辺空海域での飛行訓練を即座に中止し、日米地位協定を抜本的に改定し、村民の生命、財産、安全を守る立場から、この意見書第17号に賛同いたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで討論を終わります。  
これから意見書第17号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する意見書を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、意見書第17号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下

事故に関する意見書は原案のとおり可決されました。

続きまして、決議第8号に対する討論を行います。討論はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは決議第8号に賛成の立場から討論いたします。

またしても米軍普天間飛行場所属の米軍機からの飛行中のさなか、物を落下させる事故を起こし、本村と隣接する宜野湾市野嵩地区の住宅街で再び住民を恐怖に落とし入れた。米軍は地元への通報や県への公表もせず、住民が気づき、県警の現場検証と沖縄防衛局の確認で、オスプレイからの水筒落下物だと市に伝えられたと報道されている。落下後も昼夜問わず米軍機は飛行訓練を平然としており、通常どおりの運用が続いているのは市民、県民に対する安全軽視の表れであり、今回住民への直接謝罪を検討したいと述べているが、住宅街上空で落下させた気づいていながらも、問われなければ答えない無神経さは理解しがたい。一步間違えば人命、財産に関わる重大な事故につながる問題であり、これ以上の事故を繰り返す米軍の姿勢には怒りと悔しさしか生まれず、よき隣人と米軍が掲げていても虚しいだけである。本村上空も飛行経路になっており、沖縄を戦場に見立てる演習の激化で、このような恐怖を感じる事故や取り返しのつかない事態にならぬように、沖縄周辺空海域での飛行訓練を即座に中止し、日米地域協定を抜本的に改定し、村民の生命、財産、安全を守る立場から、この決議第8号に賛成いたします。

○議長 新垣博正 ほかに討論はありませんか。  
(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで討論を終わります。  
これから決議第8号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する決議を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

○議長 新垣博正 「全員起立」です。したがって、決議第8号 米軍普天間飛行場所属、垂直離着陸機MV22オスプレイからの水筒落下事故に関する決議は原案のとおり可決されました。

た。

日程第8 議案第35号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第35号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

### 議案第35号

#### 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

令和4年1月1日より産科医療補償制度が見直され、当該制度の掛金が1.6万円から1.2万円に引き下げられること及び少子化対策としての重要性を鑑み、出産育児一時金等の支給総額について42万円を維持すべく健康保険法施行令等の一部を改正する政令が公布されたことに伴い、中城村国民健康保険条例の一部を改正する。

#### 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険条例（昭和47年中城村条例第70号）の一部を次のように改正する。

| 改正後                                                                                        | 改正前                                                                                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第1条から4条 略<br>(出産育児一時金)                                                                     | 第1条から4条 略<br>(出産育児一時金)                                                                     |
| 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として408,000円を支給する。ただし、中城村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243 | 第5条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として404,000円を支給する。ただし、中城村長が健康保険法施行令（大正15年勅令第243 |

|                                                                                |                                                                                |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|
| <p>号) 第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>第5条2項以下 略</p> | <p>号) 第36条の規定を勘案し、必要があると認めるときは、これに30,000円を上限として加算するものとする。</p> <p>第5条2項以下 略</p> |
|--------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------|

(附則)

(施行期日)

第1条 この条例は、令和4年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の前に出産した被保険者に係る中城村国民健康保険条例第5条の規定による出産育児一時金の額については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩 (10時46分)

~~~~~

再 開 (10時49分)

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第35号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ

で討論を終わります。

これから議案第35号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第35号 中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

日程第9 議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について御提案申し上げます。

議案第36号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を別紙のとおり改正したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田京介

提案理由

全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴い、令和4年4月1日から未就学児の均等割保険税の軽減措置が講じられること及び中城村国民健康保険税の賦課方式等を改正するため、中城村国民健康保険税条例の一部を改正する必要がある。

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

中城村国民健康保険税条例（昭和47年中城村条例第71号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が630,000円を超える場合においては、基礎課税額は630,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合において</p>	<p>(課税額)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が630,000円を超える場合においては、基礎課税額は630,000円とする。</p> <p>3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した<u>所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額</u>の合算額とする。ただし、当該合算額が190,000円を超える場合において</p>

は、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は170,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額）

第3条（略）

第4条 \_\_\_\_\_

（国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額）

第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、次条の税率を乗じて算定する。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第5条の2、第17条第1項において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8

は、後期高齢者支援金等課税額は、190,000円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額及び資産割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が170,000円を超える場合においては、介護納付金課税額は170,000円とする。

（国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_  
所得割額）

第3条（略）

（国民健康保険の被保険者に係る資産割額）

第4条 第2条第2項の資産割額は、当該年度分として納付した又は納付すべき固定資産税額のうち、土地及び家屋に係る部分の額に第5条の税率を乗じて算定する。

（国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_  
世帯別平等割額）

第4条の2 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、次条の税率を乗じて算定する。

(1) 特定世帯（特定同一世帯所属者（国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であって、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。）と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって同日の属する月（以下この号において「特定月」という。）以後5年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第5条の2、第17条 \_\_\_\_\_  
において同じ。）及び特定継続世帯（特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であって特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8

年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第5条の2、第17条第1項において同じ。）以外の世帯

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の税率)

第5条 保険税の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の7.7

(2) \_\_\_\_\_

(3) 被保険者均等割額 1人につき 18,700円

(4) 世帯別平等割額

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 20,600円

ロ 特定世帯 10,300円

ハ 特定継続世帯 15,450円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率は次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の2.4

(2) \_\_\_\_\_

(3) 被保険者均等割額 1人につき 6,000円

(4) 世帯別平等割額

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,200円

ロ 特定世帯 3,100円

ハ 特定継続世帯 4,650円

2 (略)

3 \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_

(介護納付金課税被保険者に係る税率)

第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率

年を経過する月までの間にあるもの（当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。）をいう。次条、第5条の2、第17条\_\_\_\_\_において同じ。）以外の世帯

(2)・(3) (略)

(国民健康保険の被保険者に係る\_\_\_\_\_税率)

第5条 保険税の税率は、次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の6.8

(2) 資産割額 100分の22

(3) 被保険者均等割額 1人につき 14,400円

(4) 世帯別平等割額

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 15,600円

ロ 特定世帯 7,800円

ハ 特定継続世帯 11,700円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率)

第5条の2 第2条第3項に規定する国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の税率は次のとおりとする。

(1) 所得割額 100分の1.7

(2) 資産割額 100分の5

(3) 被保険者均等割額 1人につき 3,600円

(4) 世帯別平等割額

イ 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,900円

ロ 特定世帯 1,950円

ハ 特定継続世帯 2,925円

2 (略)

3 第1項第2号の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に同号の定める税率を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る税率)

第5条の3 第2条第4項に規定する介護納付金課税被保険者に係る介護納付金課税額の税率

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割額 100分の2.0
- (2) \_\_\_\_\_
- (3) 被保険者均等割額 1人につき 7,000円
- (4) 世帯別平等割額 1世帯につき 5,000円

2 (略)

3 \_\_\_\_\_

(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第9条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第17条第1項の規定による減額が行われた場合には、その減額後の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円  
（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項

は、次のとおりとする。

- (1) 所得割額 100分の1.30
- (2) 資産割額 100分の6.00
- (3) 被保険者均等割額 1人につき 5,500円
- (4) 世帯別平等割額 1世帯につき 4,500円

2 (略)

3 第1項第2号の資産割額は、当該年度分の固定資産税のうち、土地及び家屋に係る部分の額に同号の定める税率を乗じて算定する。

(納税義務の発生消滅等に伴う賦課)

第9条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者にはその発生した日の属する月から、月割をもって算定した第2条第1項の額（第17条第1項の規定による減額が行われた場合には、同条の国民健康保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

2～8 (略)

(保険税の減額)

第17条 次の各号に掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が630,000円を超える場合には630,000円）同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が190,000円を超える場合は190,000円）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が170,000円を超える場合には170,000円）の合算額とする。

- (1) 法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円  
（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項



に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 13,090円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 14,420円
- (2) 特定世帯 7,210円
- (3) 特定継続世帯 3,605円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,200円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢

に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が550,000円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が600,000円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が1,100,000円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあつては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 10,080円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_  
\_\_\_\_\_世帯別平等割額 次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,920円
- (2) 特定世帯 5,460円
- (3) 特定継続世帯 2,730円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,520円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢

者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,340円
- (2) 特定世帯 2,170円
- (3) 特定継続世帯 1,085円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 4,900円

へ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,500円

- (2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 9,350円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 10,300円
- (2) 特定世帯 5,150円
- (3) 特定継続世帯 2,575円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被

者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 2,730円
- (2) 特定世帯 1,365円
- (3) 特定継続世帯 683円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,850円

へ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 3,150円

- (2) 法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき285,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当するものを除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 7,200円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

- (1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 7,800円
- (2) 特定世帯 3,900円
- (3) 特定継続世帯 1,950円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被

保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,000円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,100円

(2) 特定世帯 1,550円

(3) 特定継続世帯 775円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,500円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,500円

(3) 法第703条の5 第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 3,740円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,120円

(2) 特定世帯 2,060円

保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,800円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,950円

(2) 特定世帯 975円

(3) 特定継続世帯 488円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,750円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 2,250円

(3) 法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、430,000円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、430,000円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に100,000円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき520,000円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

イ 国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 2,880円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る \_\_\_\_\_世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,120円

(2) 特定世帯 1,560円

(3) 特定継続世帯 1,030円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,200円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,240円

(2) 特定世帯 620円

(3) 特定継続世帯 310円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,400円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 1,000円

2 国民健康保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

(1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯2,805円

ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した

(3) 特定継続世帯 780円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 720円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれに定める額

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 780円

(2) 特定世帯 390円

(3) 特定継続世帯 195円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額、介護納付金課税被保険者（第1条第2項に規定する世帯主を除く。）1人について 1,100円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について 900円

2 村長は、保険税の納税義務者について、当該納税義務者又はその世帯に属する被保険者の前年からの所得の状況の著しい変化その他の事情により前項第3号の規定による減額が適当でないとする場合には、当該減額を行わないものとする。

世帯4,675円

ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した

世帯7,480円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯

9,350円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額

イ 前項第1号ハに規定する金額を減額した

世帯900円

ロ 前項第2号ハに規定する金額を減額した

世帯1,500円

ハ 前項第3号ハに規定する金額を減額した

世帯2,400円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯

3,000円

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。

附 則

(公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例)

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上である者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第17条第1項の規定の適用については、同条中「法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5 \_\_\_\_\_に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から150,000円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「1,100,000円」とあるのは「1,250,000円」とする。



の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項\_\_\_\_\_又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、

の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

（短期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条第5項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第34条第4項」とあるのは「法附則第35条第5項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条」とあるのは「又は第36条」と、「第31条第1項」とあるのは「第32条第1項」と読み替えるものとする。

（一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2第5項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項\_\_\_\_\_の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、

第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定

第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯の属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の2の5の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは、「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは、「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第35条の4第4項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第35条の4第4項に規定



する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山

する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の3第5項の事業所得又は雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等又は同法第16条第2項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「山

林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。  
（特例適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等又は同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは、「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第17条第1項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「山林所得金額の合計（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とある

のは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

のは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第17条第1項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

(条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例)

12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額」とする。

(条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例)

13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条、第5条の2、第5条の3及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第3条及び第17条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」と、第17条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第3条の2の2第12項に規定する条約適用配当等の額」とする。

(附則)

- 1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この条例による改正後の中城村国民健康保険税条例の規定は、令和4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第36号

中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について質疑をいたします。

まず1点目、これは2回の議員説明会が行われました。去年12月、今年ということになっているのですが、その説明の中で本村国民健康保険運営協議会において資産税を廃止すべきと答申をいただいたとありますが、この答申

書の内容を伺いたいと思います。

2点目に、資産割を廃止して3方式にする根拠及びメリット・デメリットはどういうものがあるのか、伺います。

3点目に、改正することにより保険税の滞納世帯が増えるおそれがないか、伺います。

4点目に、令和3年度、国保全世帯3,040世帯の約6割、1,702世帯が軽減対象になっておりますが、改正により対象世帯に影響が出てくるのか、伺います。

5点目に、国保は低所得者や自営業者にとって命の保険だと思いますけれども、加入者への説明をどう考えているのか。以上5点、お願いします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

国民健康保険運営協議会の答申についてですが、去る令和3年2月26日に運営協議会を開催しました。6人の委員の中で1人が欠席、5人の参加でありました。結果としましては、会長抜き4人の委員で採決をしました。3対1で答申どおり可決ということでありました。委員の方の賛成の理由としましては、中城村は以前から資産割廃止について議論があったと。資産割の廃止で、村外で固定資産を保有している場合は国保税に課税できないことがあるので、不公平が解消されるということでありました。反対の委員の1人の意見としましては、一気に資産割をなくすのではなくて半減、ゼロという二段階のほうがいいのではないかということの意見もありましたが、多数決で、3対1で資産割の廃止が可決されました。

根拠については、国保制度が制度改革に伴い、平成30年度から沖縄県が財政運営の主体となりました。その中で沖縄県国民健康保険運営方針が定められ、将来的な保険料の水準の統一と標準的な保険料の算定方式が3方式ということが示されました。そういうことで、今回4方式か

ら3方式への改正が必要だと思います。

メリットに関しましては、先ほど申しましたとおり村外に固定資産を持っている方々に課税されないということ、不均等性があるということ、低所得者で年金暮らしの高齢者、資産を多く持っている方がいらっしゃいますので、その方々の負担軽減になるということがメリットだと感じております。デメリットについては今のところないものと感じております。

滞納については、4方式から3方式に改正した市町村の情報を聞きますと、極端に徴収率が下がっているところはございません。滞納については、これまでどおり滞納の一番の原因が保険料の納め忘れだと思います。その辺を勘案して、口座振替を推進する。基本的に7月から2月まで、8回で保険税を納めることとなりますが、厳しい方々は分割納付、出納整理期間5月を含めて11回で納めてもらうという、軽減をしながら納めていただくように調整していきたいと感じております。60%の2割、5割、7割の軽減世帯が中城村内にはいらっしゃいます。低所得者の方々。その方々にも現在は資産割が課税されております。この資産割については軽減措置がございません。その資産割を取り除くという回数ということで、本当の意味での2割、5割、7割軽減ができるものだと感じております。

説明会に関しましては、被保険者を集めて説明会を開く予定は現在考えておりません。その理由としましては、お隣の西原町からの情報では説明会を実施したと。集まったのが10人程度。その中で役場職員、議員、区長だけだったということで、今説明会の予定はしておりません。ほかの4方式から3方式に改正している市町村も説明会を実施しているところはございません。被保険者への情報提供としましては、今回可決されましたらホームページで即情報提供をしたいと思います。1月号か2月号の広報誌で掲載

していきたいと考えております。2月の保険証発送時にパンフレットを一緒に送って理解を求めたいと思います。また、被保険者からの連絡がありましたら、3方式で試算をいたしまして、丁寧に情報提供をして理解を求めていきたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは2回目の質疑を行います。

1点目です。6人委員がおられて、3対1で答申どおり可決したということですがけれども、この答申書の内容というのが、いろいろ今言われたのですが、やはり固定資産税が重複していないかと。資産税と合わせて、そういった部分も確かにあるかとは思いますが、やはりこの反対をした1人の方の、段階的に上げていくというのも私は、これも妥当かなと。やはり一遍でこうしてすぐ、トータル約2,000万円ですよね。今回改定して、これは村民が負担するわけですから、その負担が一定程度の、高所得者がなかなか、所得がどんどん上がっていくのに、その保険税がある一定程度からは上がってこないというのがありますよね。だからそういうところも含めれば、不公平と言われる段階でも私はいかがかなと思っているので、そういう質疑を出しております。この答申書自体も、私は説明会のときに、その委員の方々からどういった意見があったというのも踏まえて、この答申書も全て議員の説明会の場合に本当は添付すべきではなかったのかというように思っているのですが、それについてひとつ答弁を求めます。

2点目の資産割の3方式の根拠、これは平成30年から議会でもいろいろと説明を受けて、運営の基準化、県に移行するというので我々も説明を受けて、標準的な方式が必要になってくるというのも踏まえて、今回のこれが改定だということだと思っはいるのですが、それ

についてもやはりいろいろとメリットは、固定資産が負担になっているので軽減をしていくということですが、デメリットがないということですが、やはり2,000万円も負担する方々がどこかにいるわけですよね。約5,200名の村民が国保に入っているわけですから。それを誰が、どれぐらい多く負担しているのか。一定の基本的な数字を出しているのですが、それについてあまりにも難しく、1人世帯は2万円ぐらい増税になっていると。しかし3人世帯だった場合にはまた下がってくるとか、そういうのも一定程度の説明をしっかりとしないと、なかなか厳しいと感じているわけです。

これは質疑3も同じで、年間で8回から払えない人は11回まで、あと3回猶予するというような形ですが、そのほうも一定の金額をしっかりと示して、それを負担する方にしっかりと説明しないと。例えば急激にこうして上がった場合に、「何で私はこれだけ国民健康保険税が上がったんだろう」というような、確かに先ほど言ったホームページとかいろいろな広報を使ってやるかもしれないのですが、やはりもっと丁寧な説明の仕方があるのではないかと思っているので、ぜひそこら辺もしっかりしてやっていただきたい。

あと対象世帯は影響はないということですが、これはもう一回担当課へ行って聞きますので、そのときにまた対応してください。

5点目の、やはり国保というのは今テレビとかいろいろなCMでもあり「みんなで支え合う」ということですが、それについて今県が主体になって保険者になるという観点からも、やはりこれは今言われたように、どんどん保険税を令和6年までには標準化して上げていくということになった場合は、これは個人の責任になってしまうと、私はそう思っているのです。国保はみんなで支え合うというような趣旨が、これはちょっと薄れてしまうのではな

いかという観点に私は立っているものですから、やはり国保は言ったとおり低所得者や自営業者、あまりにも所得が低くて国保に頼って、命を、保険を、そして病院に行って払うことを助けているという観点からしても、急激にすぐ保険税を上げて、それを税制の……、今は確かに村としては一般会計から1億円以上の赤字補填を行っている。それは私も分かります。しかしこれもしっかりと、村民である約5,000名の方々の命の支えとなっているということを踏まえれば、私は急激に上げるよりは段階的にやったほうがいいのではないかという思いもあるものですから、そこをもう一遍お聞きしたいと思っております。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時06分)

~~~~~

再 開 (11時06分)

○議長 新垣博正 再開します。

健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 答申書及び議事録に関しましては、国民健康保険運営協議会の会長に確認して、利用してもいいかどうか確認を取りたいと思います。

増税という観点でありますけれども、今回はあくまでも賦課方式の変更、4方式から3方式への賦課方式の変更という観点で捉えていただければと思います。あくまでも資産税がなくなりますので、その分は減収しますので、その分を少し所得割、均等割に配分して、沖縄県の3方式のところの平均の税率を取ったということでもあります。県の示す標準保険率を使えばもっと増税になりますので、急激なことは避けたいということで3方式を使っている沖縄県の平均を取ったということで御理解をいただければと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 最後になるのですけれ

ども、やはり加入者への説明は考えてないと。西原町は10名程度しか集まらなかったと。あとはホームページ、あるいは広報誌、パンフレットも配るから大丈夫だろうということですが、西原町は本当は皆さん御存じのとおり十何億の赤字累積があった町でありますから、なぜ10名程度しか集まらなかったのか不思議ではないのですけれども、やはり村としては他市町村を見るのではなくて、自分の村民が大体どれぐらいの、増税の範囲がこれぐらいですというのもしっかりと示していかないと、急に来年の4月から保険税が「はい、あなたは幾らの保険税です」と、ただもう用紙だけね。払ってくださいという用紙だけ行って、今まで1万円払っていたのが1万4,000円になっていると。それがなぜなのか理由も示されないで、ただ4方式から3方式に変わったから、それだけ負担が上がっていますと言われても、なかなか納得する村民はいないのではないかと。2回説明を受けた我々でさえも、まだまだしっかりとした実態が把握できていない中で、村民が1回も説明を受けずに、ただ上がったと。もちろん下がる人もいますよ。いるのですけれども、やはり下がる人はなかなか声を出さないのです。上がった人に関して、しっかりと説明を尽くしていかないと、この制度自体が、今からまた滞納者が増えてきてしまうとか、そういうのも含めてやるべきではないかと思っているので、これはしっかりとまた対応できるのかどうか、もう一回、伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 説明会に関しては今のところ考えてはいませんが、課、また上司、副村長とも相談しながら検討をしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 それでは議案第36号

について質疑いたします。

今回提案されている、この中城村国民健康保険条例の一部を改正する条例についてですが、これは先ほども答弁ありましたように4方式から3方式に持っていくことが一番重要ということですが、それによって、大城常良議員からもありましたように基礎課税額はそのまま据え置いてありますよね。基礎課税額は63万円、据え置いてありますよね。これはなぜなのか。これも手をつけて、これも上げるべきではないかと思うのです。そうするとすれば高所得者、中所得者、低所得者も公平に負担することになるのです。しかしこれを見た場合、63万円はそのままにして、ほかのものを改正している。それについて、なぜなのか。なぜ63万円は上げないのか。基礎課税額を上げないで。そうすることによって、私は中所得者、あるいは低所得者に負担がかかると思うのです。増税だと思うのです。

それと令和6年からは広域化するということでありますけれども、皆さん方が渡した資料を見ますと頭割り、それから世帯割が増えるわけですね。大幅に増えていくのです。そうなる、これはもう低所得者であろうが、高所得者であろうが全員上がっていくということですが、その低所得者に対しての軽減措置はあるかどうか。

それと皆さん方で、この保険税が上がる方のあれが出ていますけれども、二十何万円上がる人もいるのでしょうか。その人たちを理解させられるかどうか。

それと今説明会を持たないということですが、これは村長にお聞きしますが、説明会を持たないということは、なぜ持たないか。こういう大事なことで、我々議会に押し付けるのではなくて。やはり我々も住民の代表者として、住民に説明会をすべきだと思うのです。今の行政運営を見た場合、全て結果が出てから説明していますよね。やはり結果が出ない前に村民に

は、あるいは議員には説明すべきだと思います。なぜ説明会を持たないのか、その理由。西原町が10名しか集まってないから、やらないと。今検討しますということですが、これは村長がどう判断するかが問題だと思います。村長のこの説明会を持たない理由を、検討するのではなくて、今やるということをしてもらいたいです。以上、その点について。

そして、この協議会の委員の6名の氏名を公表してほしいのですけれども、できますか。誰々が6名なのか。副村長が会長をして、残り5名は全部内部の人なのか。それとも外部から何名いるのか。以上。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 それでは中城村国民健康保険運営協議会のメンバーのお名前をお知らせしたいと思います。

会長に元役場職員の仲村 功さん、委員に元職員の比嘉光子さん、委員にわくさん内科の湧田先生、委員に北上原の榕原医院の池田先生、あと被保険者代表で新垣の知花重夫さんとサンヒルズの武富さんで、計6名が運営協議会のメンバーであります。

基礎課税額の63万円、これは医療分の63万円でありまして、後期支援分が19万円、介護分が17万円で、今限度額が99万円となっております。国からの情報では、来年度からは上がる予定でありますので、また3月議会、あるいは次の議会で専決処分になった場合は、6月議会でまた限度額の改定の報告をしたいと思っております。

均等割、平等割については2割軽減、5割軽減、7割軽減はありますので、その分はまた国、県から基盤安定負担金としていただくことになっております。

4方式から3方式に変更して増税になった方々に対しても、丁寧に説明をしていきたいと考えております。説明会については今後検討させていただきます。以上です。



○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今、担当課から話があったとおりでございます。説明会を開催するかどうかについて検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 検討すると言うのではなく、私は説明会を実施していただきたい。西原町がどうのこうのであっても、中城村は中城村独自でやっていただきたいと思っております。

それと、このメンバーの方々についてですけれども、この方々はそういう保険制度そのものは十分熟知している方なのではないでしょうか。例えば国民健康保険に熟知した琉大の先生とか、あるいは専門家をこの協議会に入れるべきだと思うのですが、それもなされてない。このメンバーを見た場合に私は余りにも非常に……、みんなその専門家なのかどうか、ちょっと疑問を感じています。

そして皆さん方は4方式から3方式に変えるということですが、これは理由は確かに二重負担というか、固定資産税から払って、またこれに課税するということは、二重課税というような考えを持っているようですけれども、これは所得税もそうではないですか。所得割もそうでしょう。同じことなのです。だから私は資産割も残しながら、そしてこの基礎課税額も若干上げていくべきだと思います。そして今皆さん方は、将来は上がるからと言って、将来ってもう来年、再来年ですよ。県に移行するのは。そういうのを説明しないで、こうして我々議会に提案して、我々もどう判断していいか今迷っているところなのです。ですから、説明会はぜひ持っていただきたいと思っております。

今回のこの条例改正によって、私は徴収率が落ちないかどうか、徴収率が落ちれば、結局は我々一般財源から持ち出しをしないとイケないわけです。だから徴収率が落ちないためにも、

やはり住民に説明会を持って理解を得るような努力をしていただきたい。私は、皆さん方は全くなっていないと思うよ。全て行政運営をみんなな議会で丸投げして、議会で議決するかしないかによって決まってしまう。その前に住民にも、ある程度は説明すべきだと思います。ぜひ説明会を要求いたします。以上です。

○議長 新垣博正 答弁はよろしいですね。ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。お諮りします。ただいま議題となっております議案第36号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思っております。御異議ありませんか。

(「異議あり」と言う声あり)

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩 (11時22分)

~~~~~

再 開 (11時23分)

○議長 新垣博正 再開します。

本案に異議がありますので、本案について委員会付託を省略することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 新垣博正 起立多数です。

すみません。再度行いますので、休憩します。

休 憩 (11時24分)

~~~~~

再 開 (11時24分)

○議長 新垣博正 再開します。

異議がありますので、起立によって採決します。

議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員会付託を省略することに賛成する方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 新垣博正 起立多数です。

したがって、議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 議案第36号について、反対の立場で討論をいたします。

現在コロナ禍で経済的にも精神的にも打撃を受けた村民に、さらにガソリンの高騰、それから食品の高騰等、相次いでおります。そして生活もままならない中での改正は負担が大き過ぎる。そして村民に何の説明もないまま4月から、いわゆる増税に値する方々が発生してきます。そういった説明責任を果たさない行政に対して、私はしっかりと説明を行い、そして3月定例議会でもう一回議案の提出を行い、しっかりとした方向性を持ってなすべきだと思う観点から、議案36号に対して反対をいたします。

○議長 新垣博正 次に、本案に賛成者の発言を許します。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 次に、反対者の発言を許します。討論はありませんか。

新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場から討論をします。

今回の一部改正は、高所得者は現状維持で、中所得者、低所得者への負担が大きく、現在の社会状況ではさらに生活が苦しくなり、基礎課税額63万円を引き上げて、高所得者にもある程度の負担をさせるべきであり、今回の改正は不公平であると考えます。そして村長に対しても、事前に説明会を開いて説明し村民の理解を得るような努力をすべきであり、村民に説明なしでの改正には反対いたします。以上です。

○議長 新垣博正 ほかの反対の討論はありま

せんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで討論を終わります。

これから議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例を採決します。

この採決は起立によって行います。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(賛成者起立)

○議長 新垣博正 起立多数です。

したがって、議案第36号 中城村国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休憩(11時30分)

~~~~~

再開(11時41分)

○議長 新垣博正 再開します。

日程第10 議案第37号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第37号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について御提案申し上げます。

## 議案第37号

### 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第288条の規定により、令和4年3月31日をもって、沖縄県町村交通災害共済組合を解散することについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

### 提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要とするためである。

## 議案の概要の説明

### 1 件 名

(1) 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について

(2) 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

### 2 経 緯

沖縄県町村交通災害共済組合（以下「町村交通共済組合」という。）は、その財源である加入者からの掛金が減少傾向にあり、その収入だけでは職員を採用することが出来ず、その事務についてこれまでも沖縄県町村会の職員が兼務してきている。

その課題を解決するため、町村交通共済組合の事務を沖縄県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」という。）が共同処理する事務に加え、町村交通共済組合を解散させることとなった。

また、解散する町村交通共済組合の財産は総合事務組合が引継ぎ、会計は同組合に特別会計を新たに設けることとなった。

### 3 法的根拠

(1) 地方自治法第288条（解散）

一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

(2) 地方自治法第289条（財産処分）

第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

(3) 地方自治法第290条（議会の議決を要する協議）

第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

経過説明等がございますので、御参照いただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第37号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第37号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する

ことに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第37号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第11 議案第38号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第38号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について御提案申し上げます。

議案第38号

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴い、別紙のとおり財産処分をすることについて、構成団体と協議するため、同法第290条の規定により、議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

提案理由

沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分の協議について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により、議会の議決を必要とするためである。

別紙

沖縄県市町村総合事務組合に帰属せしめる財産は下記のとおりとする。

1. 帰属せしめる財産

令和3年度決算（令和4年3月31日現在）における「災害見舞金積立金」決算年度末現在高の合計額

参考：（令和2年度決算額）：115,933,494円

財産に関する調書

災害見舞金積立額

令和3年3月31日現在

区 分	前年度末現在高	決算年度中増減額	決算年度末現在高	備 考
普通預金	6,933,494 円	△1,000,000 円	5,933,494 円	
定期預金	110,000,000円	0円	110,000,000円	
合 計	116,933,494円	△1,000,000円	115,933,494円	

## 議案の概要の説明

### 1 件名

- (1) 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に関する協議について
- (2) 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議について

### 2 経緯

沖縄県町村交通災害共済組合（以下「町村交通共済組合」という。）は、その財源である加入者からの掛金が減少傾向にあり、その収入だけでは職員を採用することが出来ず、その事務についてこれまでも沖縄県町村会の職員が兼務してきている。

その課題を解決するため、町村交通共済組合の事務を沖縄県市町村総合事務組合（以下「総合事務組合」という。）が共同処理する事務に加え、町村交通共済組合を解散させることとなった。

また、解散する町村交通共済組合の財産は総合事務組合が引継ぎ、会計は同組合に特別会計を新たに設けることとなった。

### 3 法的根拠

#### (1) 地方自治法第288条（解散）

一部事務組合を解散しようとするときは、構成団体の協議により、第284条第2項の例により、総務大臣又は都道府県知事に届出をしなければならない。

#### (2) 地方自治法第289条（財産処分）

第286条、第286条の2又は前条の場合において、財産処分を必要とするときは、関係地方公共団体の協議によりこれを定める。

#### (3) 地方自治法第290条（議会の議決を要する協議）

第284条第2項、第286条（第286条の2第2項の規定によりその例によることとされる場合（同項の規定による規約の変更が第287条第1項第2号に掲げる事項のみに係るものである場合を除く。）を含む。）及び前2条の協議については、関係地方公共団体の議会の議決を経なければならない。

別紙、経過説明等も御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休憩（11時45分）

~~~~~

再開（11時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第38号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第38号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第38号 沖縄県町村交通災害共済組合の解散に伴う財産処分に関する協議については原案のとおり可決されました。

日程第12 議案第39号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第39号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について御提案申し上げます。

#### 議案第39号

#### 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村を脱退させ、南部広域行政組合規約を別紙のとおり変更する。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合規約を変更することについて協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

南部広域行政組合の一部を改正する規約

南部広域行政組合同規約（昭和56年沖縄県指令総第154号）の一部を次のように改正する。

第5条中「21人」を「20人」に改め、同条第2号中「、北大東村」を削る。  
別表第1及び別表第2中「、北大東村」を削る。

附 則

この規約は、令和4年4月1日から施行する。

南部広域行政組合同規約（昭和56年南部広域行政組合同県指令総第154号）新旧対照表

| 改正後（案）                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                 |
|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>（議会の組織及び職員選挙の方法）</p> <p>第5条 組合の議会の職員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>20人</u>とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>(1) 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各2人</p> <p>(2) 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村_____、中城村及び北中城村 各1人</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村_____、中城村、北中城村</p> </div> | <p>（議会の組織及び職員選挙の方法）</p> <p>第5条 組合の議会の職員（以下「組合議員」という。）の定数は<u>21人</u>とし、次の各号に定めるところにより、組合市町村の議会において議員の中から選挙する。</p> <p>(1) 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町及び西原町 各2人</p> <p>(2) 南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、<u>北大東村</u>、中城村及び北中城村 各1人</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p>組合を組織する市町村</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、西原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、<u>北大東村</u>、中城村、北中城村</p> </div> |



## 別表第2（第3条関係）

## 組合の共同処理する事務

| 共同処理する事務     | 市町村                                                 |                            |
|--------------|-----------------------------------------------------|----------------------------|
| 第3条第1号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村 |                            |
| 第3条第2号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村      |                            |
| 第3条第3号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町                          |                            |
| 第3条第4号に関する事務 | ごみ処理施設（新炉）                                          | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町 |
|              | 糸豊環境美化センター                                          | 糸満市、豊見城市                   |
|              | 東部環境美化センター<br>（南城市、八重瀬町にあっては、可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務に限る。）  | 南城市、八重瀬町、与那原町、西原町          |
|              | 島尻環境美化センター<br>（可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務を除く。）                | 南城市、八重瀬町                   |
| 第3条第5号に関する事務 | 岡波苑                                                 | 糸満市、豊見城市                   |
|              | 汚泥再生処理センター                                          | 与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村     |
|              | 清澄苑                                                 | 南城市、八重瀬町                   |

## 別表第2（第3条関係）

## 組合の共同処理する事務

| 共同処理する事務     | 市町村                                                      |                            |
|--------------|----------------------------------------------------------|----------------------------|
| 第3条第1号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村 |                            |
| 第3条第2号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村           |                            |
| 第3条第3号に関する事務 | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町                               |                            |
| 第3条第4号に関する事務 | ごみ処理施設（新炉）                                               | 糸満市、豊見城市、南城市、八重瀬町、与那原町、西原町 |
|              | 糸豊環境美化センター                                               | 糸満市、豊見城市                   |
|              | 東部環境美化センター<br>（南城市、八重瀬町にあっては、可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務に限る。）       | 南城市、八重瀬町、与那原町、西原町          |
|              | 島尻環境美化センター<br>（可燃ごみ焼却処理及び付帯する事務を除く。）                     | 南城市、八重瀬町                   |
| 第3条第5号に関する事務 | 岡波苑                                                      | 糸満市、豊見城市                   |
|              | 汚泥再生処理センター                                               | 与那原町、南風原町、西原町、中城村、北中城村     |
|              | 清澄苑                                                      | 南城市、八重瀬町                   |

別紙のとおりでございますので、御参照いただきたいと思ひます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（11時50分）

~~~~~

再 開（11時51分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第39号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思ひます。御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第39号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第39号 南部広域行政組合を組織する市町村数の減少及び組合規約の変更については原案のとおり可決されました。

日程第13 議案第40号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第40号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について御提案申し上げます。

#### 議案第40号

#### 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分を別紙のとおり関係市町村の協議のうえ定めるものとする。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田京介

#### 提案理由

令和4年4月1日から南部広域行政組合から北大東村が脱退することに伴い、同組合の財産処分について協議したいので、地方自治法第290条の規定に基づき議会の議決が必要である。

## 財産処分に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第289条の規定により、南部広域行政組合より北大東村の脱退に伴う財産処分を次のとおり定める。

1 北大東村に帰属せしめる財産は次のとおりとする。（別紙1）

(1) 財政調整基金

①事務局運営 54,191円（令和3年10月末現在）

②視聴覚ライブラリー 74,375円（令和3年10月末現在）

(2) 退職手当特別負担金引当基金

①事務局運営 29,089円（令和3年10月末現在）

(3) 令和3年度歳計剰余金は令和3年度決算認定後、南部広域行政組合負担金条例に定める負担割合により算出し、上記(1)(2)の基金と合算して清算を行うものとする。

同じく別紙を御参照いただきたいと思います。  
以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第40号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第40号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第40号 南部広域行政組合からの北大東村の脱退に伴う財産処分については原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（11時55分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第14 議案第41号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第41号 令和3年度中 案申し上げます。  
 城村一般会計補正予算（第5号）について御提

議案第41号

令和3年度中城村一般会計補正予算（第5号）

令和3年度中城村一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401,200千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,855,561千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（地方債の補正）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

| 款        | 項       | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|---------|-----------|---------|-----------|
| 15 国庫支出金 |         | 2,174,830 | 111,953 | 2,286,783 |
|          | 1 国庫負担金 | 1,342,309 | 58,329  | 1,400,638 |
|          | 2 国庫補助金 | 826,366   | 53,624  | 879,990   |
| 16 県支出金  |         | 1,253,530 | 29,431  | 1,282,961 |
|          | 1 県負担金  | 553,837   | 26,300  | 580,137   |
|          | 2 県補助金  | 657,497   | 3,131   | 660,628   |
| 18 寄附金   |         | 200,002   | 80,079  | 280,081   |
|          | 1 寄附金   | 200,002   | 80,079  | 280,081   |
| 19 繰入金   |         | 342,767   | 53,200  | 395,967   |
|          | 2 基金繰入金 | 299,674   | 53,200  | 352,874   |
| 21 諸収入   |         | 206,983   | 6,637   | 213,620   |
|          | 4 雑入    | 202,943   | 6,637   | 209,580   |

| 款       | 項    | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|------|------------|---------|------------|
| 22 村債   |      | 995,628    | 119,900 | 1,115,528  |
|         | 1 村債 | 995,628    | 119,900 | 1,115,528  |
| 歳 入 合 計 |      | 10,454,361 | 401,200 | 10,855,561 |

(歳 出)

(単位：千円)

| 款        | 項           | 補正前の額     | 補正額     | 計         |
|----------|-------------|-----------|---------|-----------|
| 1 議会費    |             | 102,378   | 196     | 102,574   |
|          | 1 議会費       | 102,378   | 196     | 102,574   |
| 2 総務費    |             | 1,792,658 | 202,700 | 1,995,358 |
|          | 1 総務管理費     | 1,578,656 | 194,187 | 1,772,843 |
|          | 2 徴税費       | 121,886   | 4,807   | 126,693   |
|          | 3 戸籍住民基本台帳費 | 78,776    | 3,706   | 82,482    |
| 3 民生費    |             | 3,818,467 | 115,500 | 3,933,967 |
|          | 1 社会福祉費     | 1,459,577 | 61,588  | 1,521,165 |
|          | 2 児童福祉費     | 2,358,890 | 53,912  | 2,412,802 |
| 4 衛生費    |             | 1,131,885 | 63,155  | 1,195,040 |
|          | 1 保健衛生費     | 748,556   | 49,447  | 798,003   |
|          | 2 清掃費       | 383,329   | 13,708  | 397,037   |
| 6 農林水産業費 |             | 220,161   | 2,735   | 222,896   |
|          | 1 農業費       | 208,536   | 1,624   | 210,160   |
|          | 3 水産業費      | 9,402     | 1,111   | 10,513    |
| 8 土木費    |             | 414,169   | 5,345   | 419,514   |
|          | 2 道路橋梁費     | 176,562   | 5,545   | 182,107   |
|          | 5 下水道費      | 159,484   | △200    | 159,284   |
| 9 消防費    |             | 297,340   | 3,722   | 301,062   |
|          | 1 消防費       | 297,340   | 3,722   | 301,062   |

| 款       | 項       | 補正前の額      | 補正額     | 計          |
|---------|---------|------------|---------|------------|
| 10 教育費  |         | 1,970,487  | 8,638   | 1,979,125  |
|         | 1 教育総務費 | 340,308    | 376     | 340,684    |
|         | 2 小学校費  | 207,254    | 13,318  | 220,572    |
|         | 3 中学校費  | 747,197    | 915     | 748,112    |
|         | 4 幼稚園費  | 158,750    | 642     | 159,392    |
|         | 5 社会教育費 | 335,684    | △7,343  | 328,341    |
|         | 6 保健体育費 | 181,294    | 730     | 182,024    |
| 12 公債費  |         | 506,009    | △791    | 505,218    |
|         | 1 公債費   | 506,009    | △791    | 505,218    |
| 歳 出 合 計 |         | 10,454,361 | 401,200 | 10,855,561 |

第2表 地方債補正

(変 更)

(単位：千円)

| 起債の目的   | 補 正 前        |                    |                                                                          |                                                                                                                | 補 正 後         |       |     |       |
|---------|--------------|--------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|-------|-----|-------|
|         | 限度額          | 起債の方法              | 利率                                                                       | 償還の方法                                                                                                          | 限度額           | 起債の方法 | 利率  | 償還の方法 |
| 庁舎除却事業債 | 千円<br>99,900 | 証書借入<br>又は<br>証券発行 | 年5%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率) | 特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。<br>ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。 | 千円<br>219,800 | 同 じ   | 同 じ | 同 じ   |

それでは歳入歳出ともに読み上げて、款、項、補正前の額、補正額、合計の順に数字のみを読み上げて御提案を申し上げます。

まず歳入15款国庫支出金、1項国庫負担金13

億4,230万9,000円、5,832万9,000円、14億63万8,000円。2項国庫補助金8億2,636万6,000円、5,362万4,000円、8億7,999万円。

16款県支出金、1項県負担金5億5,383万

7,000円、2,630万円、5億8,013万7,000円。2項県補助金6億5,749万7,000円、313万1,000円、6億6,062万8,000円。

18款寄附金、1項寄附金2億2,000円、8,007万9,000円、2億8,008万1,000円。

19款繰入金、2項基金繰入金2億9,967万4,000円、5,320万円、3億5,287万4,000円。

21款諸収入、4項雑入2億294万3,000円、663万7,000円、2億958万円。

22款村債、1項村債9億9,562万8,000円、1億1,990万円、11億1,552万8,000円。

歳入合計、補正前の額104億5,436万1,000円、補正額4億120万円、合計で108億5,556万1,000円。

続いて歳出でございます。歳出、1款議会費、1項議会費1億237万8,000円、19万6,000円、1億257万4,000円。

2款総務費、1項総務管理費15億7,865万6,000円、1億9,418万7,000円、17億7,284万3,000円。2項徴税費1億2,188万6,000円、480万7,000円、1億2,669万3,000円。3項戸籍住民基本台帳費7,877万6,000円、370万6,000円、8,248万2,000円。

3款民生費、1項社会福祉費14億5,957万7,000円、6,158万8,000円、15億2,116万5,000円。2項児童福祉費23億5,889万円、5,391万2,000円、24億1,280万2,000円。

4款衛生費、1項保健衛生費7億4,855万6,000円、4,944万7,000円、7億9,800万3,000円。2項清掃費3億8,332万9,000円、1,370万8,000円、3億9,703万7,000円。

6款農林水産業費、1項農業費2億853万6,000円、162万4,000円、2億1,016万円。3項水産業費940万2,000円、111万1,000円、1,051万3,000円。

8款土木費、2項道路橋梁費1億7,656万2,000円、554万5,000円、1億8,210万7,000円。5項下水道費1億5,948万4,000円、20万円の減、

1億5,928万4,000円。

9款消防費、1項消防費2億9,734万円、372万2,000円、3億106万2,000円。

10款教育費、1項教育総務費3億4,030万8,000円、37万6,000円、3億4,068万4,000円。

2項小学校費2億725万4,000円、1,331万8,000円、2億2,057万2,000円。3項中学校費7億4,719万7,000円、91万5,000円、7億4,811万2,000円。4項幼稚園費1億5,875万円、64万2,000円、1億5,939万2,000円。5項社会教育費3億3,568万4,000円、734万3,000円の減、3億2,834万1,000円。6項保健体育費1億8,129万4,000円、73万円、1億8,202万4,000円。

12款公債費、1項公債費5億600万9,000円、79万1,000円の減、5億521万8,000円。

歳出合計、補正前の額104億5,436万1,000円、補正額4億120万円、合計で108億5,556万1,000円。

続いて、第2表地方債の補正でございます。まず起債の目的、庁舎除却事業債。補正前の限度額が9,990万円、補正後の限度額が2億1,980万円。以下、起債の方法、利率、償還の方法は補正前、補正後も同じでございます。まず起債の方法、証書借入又は証券発行。利率が年5%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び公営企業金融公庫について、利率見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）。償還の方法、特別の融資条件のあるものを除き償還期限は、据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは議案第41号令和3年度中城村一般会計補正予算（第5号）について、3点ほど確認いたします。

まず14ページの2款総務費の財産管理費の中から14節工事請負費、新庁舎東口シャッター取付工事115万円について質疑いたします。まず台風対策のためのシャッター工事取付というふうに説明では聞いております。取付け自体は必要かと思うのですけれども、3点ほど。まず台風時、それから強風時のために、そのシャッターを取り付けられると思うのですが、現状どのような状況で雨が入り込んでくる方向とかがあると思うのですけれども、どのような状況で雨が進入しているのかを伺います。

2点目に、シャッターをどのように取り付けて行うのか。施工方法の内容です。それが2点目です。

3点目、それを取り付けたことによって、それが解消されるのかどうか。この3点の説明をお願いします。

続きまして同じく14ページ、企画費の中の18節負担金補助及び交付金の中から30万円、公共交通支援補助金、これの内容を教えてください。公共交通支援だから、どこかのほうに支援すると思うのですけれども、内容を具体的に教えてください。

そしてあと1点は19ページ、3款民生費の中の5目介護保険事業費の中から、12節委託料の中の高齢者等保健飲料給付事業、減額48万円。この48万円についてですが、できれば詳しくその部分、減額に至る理由を質疑いたします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

東側出入口のシャッター取付けにつきましては、令和3年中におきまして何度か台風が接近しております。そのときに自動ドアの隙間から雨水が染みてきております。状況といたしまし

ては、こども課までは行かないのですが、こども課の近くの待合室の廊下まで、あるいは打合せをする部屋のところまで雨水がたまっている状況がございました。そのためにシャッターを取り付けるものでございます。取付け方法としましては、直にコンクリートのほうにシャッターを取り付ける予定でございます。シャッターを取り付けた後の改善につきましては、これまで結構たまっていて、廊下に染みができるという現状がありましたので、今後においてはそういう雨水が中に侵入するのを防げるものだと考えております。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

公共交通支援補助金については、公共交通機関である路線バスへの支援金となっています。東陽バスと那覇バスの2路線が村内を通っており、各バス会社においては新型コロナウイルス感染拡大により、緊急事態宣言等により学校の休校、テレワークなどによる事業者の自粛などで大幅に収入が減少しているということで要請等がありまして、県内各市町村においても支援等を行っている状況もありましたので、中城村においても支援をしていきたいということで今回計上しております。2路線です。1路線15万円ずつとなっております。以上です。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

19ページの高齢者等保健飲料給付事業は、ひとり暮らし高齢者の方の見守りのためにヤクルトの配布という事業になっております。当初予定していた方々が増えるだろうという見込みで45名ほどを見込んでいたのですけれども、実際にサービスにつながったりとか、入院とか、そういったことで減少がありまして、今現在27名ほどの見込みという状況になっております。その分の減という形です。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。



○2番 新垣 修議員 ちょっと前後しますけれども、企画のほうは東陽バスと那覇バス。那覇バスは南上地区を走っているということで理解していいですか。分かりました。

ではまずシャッターの件ですけれども、確かに東風のとくに雨が入るだろうと理解していません。先ほど、現状もこども課のほうまでというふうになっていますけれども、取付け方法が直接、今のシャッター側の壁側に取り付けると思っていますけれども、ちょっと気になるのがバリアフリーになっていますよね。実際シャッターを取り付ける場合、本来であれば、そのバリアフリーのところでも1センチでもいいから水返しを造って、段差工法でやるのが本来の施工方法だと認識しているのです。今日も東口から私は入ってきたのですけれども、レールのところに水がたまって、台風時にはそこからの多分吹き上げがあるので、その辺も少し考慮したほうがいいのではないかと考えていますので、これは多分直接業者に設計と関係なく発注されると思うのですけれども、その辺もうまく詰めたほうが対策にはいいのかと。多分台風時にはシャッターは下ろした状態になると思うのですけれども、やはり今の状況で下のほうから染み込むと、塩化ビニールの長尺シートが、やはり二、三年後には剥がれるおそれもありますので、その辺も業者ともうちょっと詰めて、今、入口側にグレーチングがありますよね。あの部分をもうちょっと、実際予算はかかるかもしれないけれども、もう少し見直したほうが丁寧ではないかと思っておりますので、この辺考慮して、もう一度検討なされてみてはどうかと。これはあくまでも提案ですので、御検討をお願いします。

福祉課長に聞きますけれども、当初45名を見込んでいますよね。2,400円の45名の12か月、その分で129万6,000円ですよね。減少して、先ほど27名と言っていましたよね。27名掛ける、ちょっと計算できないのですけれども、2,400

円掛ける27名掛ける12か月で55万6,000円ですか、ちょっと今、計算機を持っていないけれども。そこで、その当初予算の129万円から引くと計算的にちょっと……、もしよろしければ詳しくもう一回教えていただけませんか。要は、実質これは3月まで、このヤクルトの飲料給付は行おうと思うのです。それまでの予算は確保されての48万円ということは、77万6,000円でこの支援事業を行おうと思うのですけれども、その細かい内容、3月までの内容を教えてほしいと思います。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 一応基本的には、3月まで執行できる分は確保という形での計算になっています。それでよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 最後に、この事業がコロナ禍の中で停滞したとか、そういうことはないでしょうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 特にコロナによる控えとかそういうことはないですので、大丈夫です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。  
屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 お願いします。令和3年度中城村一般会計補正予算（第5号）について、お伺いします。

24ページ、水産振興費の軽石の対策助成金の90万円について、お伺いします。これは3万円の30隻というふうに説明を受けましたけれども、一律3万円ですか。それともかかった費用を見ているのか、伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

一律3万円ということではなくて、聞き取りした結果、1隻当たりの馬力数で3万円という

のが出たのですが、メーカーによっても金額は違うと思うし、またその馬力によっても金額が違うので、それは実績に応じての助成金として組みさせていただきました。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは議案第41号について質疑をいたします。

20ページです。そのほうの児童福祉総務費の中に、18節の県外保育士誘致事業補助金というのが7万6,000円ですけれども入っているのですが、それについての説明を求めます。

それから22ページ、4款1項1目清掃総務費です。13節、15節の使用料及び賃借料の重機使用料、これも軽石対策ということで817万3,000円、原材料費が資材費ということで200万2,000円入っているのですけれども、これの対策の内容、どういう対策をして、重機はどこでどういうふうに使目的をやるのか。その辺をお聞きしたいと思います。

3点目です。今、照枝議員からあったのですが、24ページの軽石対策の水産振興費、それについて今言ったとおり漁船へのフィルターの設置費ということで3万円の30隻分。これは、今課長からは漁協からいろいろと聞き取りをしたということですが、その中でやはり船の小さい大きいがあって、やはり大きいのはそれだけフィルターのタンクも違ってくるということですが、そのフィルターの種類について漁協と協議を行って、それで大体こういうものが付けられれば一定の効果があるというような協議は行われたのかどうか。先ほど言ったとおり、やはり小さい船もあれば、大きい船もある。大きいのはそれだけの予算がかかる。しかしこれは、例えば小さいものは3万円でもいいのだけれども、大きいのは倍の6万円から9万円かかるというようなところで漁協からのアドバイスなり、行政としての協議がしっか

り行われましたかという質疑であります。以上、3点お願いします。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 御説明いたします。

20ページ、県外保育士誘致事業補助金につきまして御説明いたします。これは県の待機児童対策特別事業の新たな事業として県外保育士誘致支援事業というのがございまして、その事業に乗っかろうというところで内容としましては、県外からの保育人材を確保するために県外在住の保育士に対しまして、村内保育施設へ就労した場合に、そこに関わる渡航費、引っ越し費用等の移住費を補助するという内容になっておりまして、予算の内訳としましては県が90%、市町村が5%、実際誘致して働いていただいた保育所が5%。村が5%、事業所が5%というような予算内訳で実施したいと思っております。内容的には保育所総合支援センターというのがあるのですけれども、そちらが県外の保育士に対する誘致活動、あっせん活動を行って、実際マッチングがうまくいって村内の保育施設に勤めた場合に、保育所を通して申請していただくという内容で実施したいと考えております。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは22ページの質疑について、住民生活課のほうでお答えをいたします。

13節の使用料及び賃借料ということで、令和3年度の海底火山噴火による漂着軽石の撤去作業費として、海岸漂着物等地域対策推進事業補助金を活用して817万3,000円の予算計上をさせていただいているところでございます。説明としましては、村内の海岸、南浜地区から久場地区に漂着した軽石の撤去作業費として、海岸に漂着した軽石の収集運搬処理、それにおいては浜漁港内へ仮置きということで今考えておりますが、そのバックホーの大型土のうの積み込み作業等に要する予算として計上をさせていた

だいております。

次に15節の原材料費200万2,000円について御説明いたします。こちらのほうも同様に、海岸漂着物等地域対策事業補助金を活用して200万2,000円の予算計上をさせていただいております。こちらのほうも説明としましては、村内海岸の南浜地区から久場地区に漂着した軽石の撤去作業費として、海外に漂着した軽石の収集運搬処理に使うための耐候性のある大型土のう、そちらのほうの資材として予算計上をさせていただいております。以上です。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

直接団体との協議等は行っておりません。ただ、支所長のほうから情報をもらいまして、どの船舶に、どれぐらいお金がかかるという資料は提供していただきました。それに対して予算は組んであるのですが、おのおの船舶の大きさも違うし、エンジンの馬力も違うと思うし、またフィルターの取り付けるの部分、そしてまた構造上も違うと思いますので、その辺は実績に応じて精査していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは県外保育士の件から再質問します。

これは県事業ということで9割補助で、これをマッチングして県外の保育士の方をできれば採用したいと、今聞いたらそうですけれども、例えば県内、それから村内の保育士、これは今までもいろいろ話し合われたのですけれども、保育士資格はあるのですけれども保育士の仕事に従事してないというような県内の保育士、村内の保育士、そういう方々にもいろいろと当たって、それでも足りなくて、県外の人たちを採用しようと。90%補助があるからいいのでは

ないかというようなやり方でやられているのか。ホームページを見ましたら、今、保育士の合同説明会が12月9日だったかな、その中で足りない部分に関して、それを充てていくのか。その辺をもう一度お答えいただきたいと思っております。

それから22ページの軽石の件です。これが南浜から久場までの海岸の軽石の除去ということで、上のほうは重機使用をすると。下のほうは資材費として、これも考えているということですけれども、それについて漁港内の軽石除去というのはどういうふうに考えておられるのか。せんだって、日曜日に漁業者の方々が10名程度集まって、全部袋詰めをして、一旦ある程度除去をして港湾の中のほうに置いてあるのですけれども、二、三日したら、またたまってしまっているというような状況があるもので、漁港のほうはどういう対策をしてやられるのか。再度答弁をお願いします。

24ページのフィルターの件ですけれども、今、実績によってということで、しっかりとこれは漁協の支所長かな、彼らとも、役員の方々ともしっかりと協議をしていただいて詰めてほしいと思っております。この件に対しては、これは要望があつて、早急にこうして対策助成金ということで、これは単費で出させていただいているというのは私、高く評価いたしますので、それについてしっかりとまた漁港の方々、あるいは漁業者が一定程度しっかりと対策していただいたというような実感を込めてやられるというようなところで、これは連絡を密にしながらしっかりとやっていってください。ではあと2点のほう、よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

県内の保育士不足の現状から、保育士の確保策というのはいろいろ手を打たなければならないという現状でございます。先ほどおっしゃっていただいた合同説明会をはじめ、村内の各園

に来ていた実習の学生にもお声かけをしたり、いろいろ手を尽くしております。手を尽くさなければ、不足の状態でございますので、いろいろな策の中で今までやっていなかった県外の、これはもちろんUターンも含めてです。新たに県から、他県の方でも県内に行きたいと。ましてや、村に来ていただける方がいればというところの対策として実施したいと考えております。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現在、漁港内で入ってくる軽石の漂着の収束がまだ見えないために、随時漁協の支所長との連絡は取り合っております。それでオイルフェンスをしようかどうかということもあったのですが、漁民がこの潮の流れを見極めながら漁に出たりするものですので、今はちょっと待ってくれということで、そのタイミングを見計らったのオイルフェンスになるかと思うのですが、一旦たまれば、それは今後災害復旧なりの事業があるかと思っておりますので、その辺はまた県、国等の補助事業をやっていきたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 県外保育士の件で、これが非常にいいやり方だということで、当局が思っているのであれば、それは保育士不足にならないという状況下であれば、しっかりとやっていただい。心配しているのは、例えば今90%の補助が出るのですけれども、これが何年続くのか、1年で終わりなのか。2年、3年、5年、例えば県外から来た保育士が、住居手当とかそういうものが随時、いる間は継続されていく補助金なのか。その点、例えば3年したらまた村が出さないといけないとか、そういうものではないのだろうと思うのですけれども、それについて最後に答弁をお願いします。

あと今課長が言われたオイルフェンス等、そういうものも含めて、先ほど言ったしっかりと対応したやり方を整えていただきたい。この軽石については今後6か月以上も続くかもしれないというような報道もなされているものですから、漁業者にとっては本当に死活問題で、今朝、我々は意見書を提出して可決していただいたのですけれども、そういうのも含めてしっかりとバックアップを忘れないようにということをお願いしたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

この誘致事業の補助金につきましては、あくまでも渡航費、引っ越し費用等の移住費に係る一回きりの補助金として、移住しやすい環境で向かい入れようというところでございます、維持費的なものでございませぬ。この議決をしていただいた後に要綱を策定するのですが、基本は村の保育所に1年以上勤務する条件で渡航費の補助をしましょうと。渡航費でも単身世帯の場合は、1人の場合は20万円が上限、世帯持ちの場合は40万円という上限の下、引っ越し費用にかかった費用を実費の補助というところでの実施としております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑はありませんか。新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 歳入の9ページ、ふるさと納税寄附金があります。今8,000万円補正していると。現在までどのぐらいの金額がふるさと納税で寄附されているか。

そして11ページ、不法投棄未然防止事業協力金23万円とありますけれども、これの内容。

これは今ふるさと納税の件で14ページ、企画費の中で、ふるさと納税手数料とか事務費用として5,142万1,000円ですけれども、こんなにかかるのか。これをどうにか節約できないかどうか。

それと16ページの村税の還付金295万2,000円

がありますけれども、これはどうしてこの還付金が発生したか。皆さん方の賦課のミスなのか何なのか。

それと23ページ、6款の農林水産業費の農業委員会の旅費があります。これは宮古島への研修ということですが、研修内容はどのような内容なのか。

それと29ページの小学校費、これは説明では少人数学級の1教室増ということで給料が1名分ありますけれども、これの内容です。これは当初で組むべき問題ではないかと思うのですが、途中で増えたのか。教職員給。

それと33ページ、修繕費、保健体育費の2目の体育館の修繕費、雨漏りということですが、どのような内容、状況を説明をお願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

ふるさと納税の現時点での総額ですが、11月末時点で1億5,732万1,000円寄附されております。歳出についてですが、この歳入、ふるさと納税していただいた方への返礼品、返礼品の送料、そして業務管理等、どうしてもかかる費用で、現時点で送料がやはり大きいかと思っておりますが、その部分についてはどうしても必要な費用だろうと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは11ページ、21款4項雑入、1節雑入です。不法投棄未然防止事業協力金の23万円についてご説明いたします。

令和3年度の不法投棄防止事業協力金として、23万円の予算計上をさせていただいております。こちらのほうは50%補助ということで説明としましては、不法投棄の未然防止事業協力金を活用して会計年度任用職員報酬、旅費に充当したいと考えております。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 それではお答えいたし

ます。

16ページ、22節償還金、利子及び割引料につきましてです。村税の各税における還付金でございます。現予算に対して今後の見込み額の不足額について予算計上、補正をしております。当初、法人税の想定されていない還付金が発生しておりましたので、大手法人事業所の更正還付に基づきまして、過去5年分の還付、150万円余りを還付したことによりまして今回の補正、まだ還付できていない部分が発生しておりますので、今回の還付を計上しているところでございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

研修費の内容としましてですが、まず耕作放棄地や遊休地の解消の宮古島での取組など、また新規就農者や担い手の育成の取組などについての先進地での研修費になります。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では質問にお答えいたします。

小学校費に係る人件費の増の分については、これは小学校におけるクラスの配置計画、先生の配置などの計画については2月の時点で決定するのですが、そのときには8名の予算で決定ということで予算を計上しております。3月に入りまして生徒数の増がありましたので、あと1クラスの増となり、1人の教員の人件費が必要になりました。予算としては今回、この12月補正のほうで計上させていただいて、不足分が生じた分を12月補正で計上させていただきました。以上です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 33ページ、村民体育館の雨漏りの修繕費について御説明いたします。

今回の雨漏りの箇所は、ゲートボール場側のコーナーの付近の屋根の方からの雨漏りでありまして、そちらは過去にやった防水のシーリングを剥がして、つなぎ目から若干入ってきているようなので、そこをまた加工しながら亜鉛メッキ鉄板で塞いで工事を施工するという事を予定しております。以上です。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。  
新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは22ページです。その役務費です。不法投棄廃棄物処理手数料150万円が計上されています。その不法投棄の廃棄物処理手数料の業務内容の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 22ページ、役務費150万円について住民生活課のほうで答えをいたします。

過年度分の不法投棄分及び令和3年度を含む廃棄物処理手数料として150万円の補正増の予算計上をさせていただいております。説明としましては、令和3年度、村内における不法投棄回収箇所は前年度より減少傾向にありますが、不法投棄ごみの処理手数料が増になった件については、過年度分の不法投棄約2.5トン、海岸ごみ処分費約6トン进行处理する費用として117万7,000円となっております。また、海岸漂着ごみに関しては前年度に比べ増加傾向にあり、今後予想される不法投棄分及び海岸ごみ処分費約2.5トン进行处理する費用として32万7,000円の増を見込んでいるためでございます。その廃棄物処理手数料としての予算計上でございます。以上です。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 住民生活課長から答弁がありましたように海岸清掃をやっているボランティアがいて、海岸が非常にきれいになっています。そういうことで私のほうも久場から屋

宜まで、ボランティアで護岸周辺の草刈り作業をしています。そこで感じることは、伊舎堂地区の拓南製鉄所の向かい側のほう、そこでボランティアの皆さんが海岸ごみを拾って、ペットボトル、それから空き缶、網や浮き、木などを集めています。その海岸ごみが約2か月以上も放置されています。非常にボランティアの皆さんが一生懸命に頑張ったごみが放置されていますので、この予算で片づけることはできないでしょうか。お伺いします。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

そのように考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 最近感じることは、海岸の清掃ボランティアの人たちが集まってきれいにして、そういったたくさんの人たちがウォーキングをやったり、いろいろやって増えています。もともと非常にいいことだと思って、それで行政と、こういったボランティアが地域と連携をすることによって、非常にきれいになると思っています。そういうことでぜひとも行政と、ボランティアの人たちを大切にしながらやったらもっときれいになる。そこでお願いがありますけれども、この海岸ボランティアの皆さんの名前とか団体名とかは記入をしていますか。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

今年度は特にボランティア活動を希望する団体の申込みがかなり増えておりまして、随時住民生活課のほうで受付をしております。その中で住民生活課からボランティア袋を提供しまして、軍手等手袋を提供しまして、そのような作業をさせていただいております。以上です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは議案第41号について質疑します。

14ページの4項財産管理費、その14節旧庁舎の解体工事ですけれども、その補正、杭とアスベストというお話ですが、当初予算で解体は全部つけたのかと思って、どうしてまた杭が今頃出てきたのか。それと、これからの工程です。解体はいつからやるのか。年度内に終わるのか。それとまた入札の解体、分類するのかどうか。その3点。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

旧庁舎の解体工事につきましては、当初予算におきまして1億円の予算を措置していただきました。その時点におきましては庁舎の解体設計がまだ済んでおらず、あくまでも概算という形で予算を措置させていただいております。今回、解体工事の設計がほぼ完了いたしましたので、そのためにより正確な数字が算出されたということでございます。

解体につきましては年度内に解体工事の発注をする予定ですが、全てが年度内に終わるということは、これはできないものだと考えております。年度をまたぐということで考えております。

それから工事につきましては、特に分類ということは考えておりません。一括で発注を、現段階ではそのように考えているところでございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この杭工事は後で、この工事の予算は出てきたと思うのですけれども、上物とくいは全く業者が違うのかと思いません。そしたら、今、村の工事発注の状況も少ないですから、上物と杭とは分離して発注して。以前、北中城村と合同の下水道処理場も解体と杭抜きは丸つきり別途だったと思いますけれども、杭抜きは多分特殊な業種だと思いますが、

解体は解体業者、土木業者はほとんど解体業務を持っている方がいます。それで分けられたら、業者の育成のためにもぜひ分けていただきたいなど。どうですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

正式にはまだ決定しているものではございませんが、今後分離して発注するのか、あるいは一括で発注するのかは、再度検討はしたいと考えております。いずれにしましても、できるだけ経費を抑えるということと、今議員から提案がありました村内事業者育成という、その両側面から検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第41号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第41号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第5号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第41号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第5号)は原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩（14時24分）

~~~~~

再 開（14時36分）

○議長 新垣博正 再開します。

日程第15 議案第42号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）を議題

とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第42号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第42号

令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ138,501千円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ2,517,084千円と定める。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 国庫支出金		1	107	108
	1 国庫補助金	1	107	108
4 県支出金		1,640,552	138,394	1,778,946
	1 県補助金	1,640,551	138,394	1,778,945
歳 入 合 計		2,378,583	138,501	2,517,084



(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 総務費		49,346	301	49,647
	1 総務管理費	39,972	107	40,079
	2 徴税费	9,326	194	9,520
2 保険給付費		1,543,526	138,200	1,681,726
	1 療養諸費	1,307,707	115,100	1,422,807
	2 高額療養費	221,692	23,000	244,692
	6 傷病手当金	400	100	500
歳出合計		2,378,583	138,501	2,517,084

同じく数字のみを読み上げて御提案申し上げます。

歳入の3款国庫支出金、1項国庫補助金1,000円、10万7,000円、10万8,000円、4項県支出金、1項県補助金16億4,055万1,000円、1億3,839万4,000円、17億7,894万5,000円。

歳入合計、補正前の額23億7,858万3,000円、補正額1億3,850万1,000円、合計で25億1,708万4,000円。

歳出の1款総務費、1項総務管理費3,997万2,000円、10万7,000円、4,007万9,000円、2項徴税费932万6,000円、19万4,000円、952万円。

2款保険給付費、1項療養諸費13億770万7,000円、1億1,510万円、14億2,280万7,000円。2項高額療養費2億2,169万2,000円、2,300万円、2億4,469万2,000円。6項傷病手当金40万円、10万円、50万円。

歳出合計、補正前の額23億7,858万3,000円、補正額1億3,850万1,000円、合計で25億1,708万4,000円。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第42号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第42号 令和3年度中城村国民健康保険特別会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第16 議案第43号 令和3年度中城村公

共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第43号 令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

議案第43号

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）

令和3年度中城村公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

（地方債の変更）

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

（歳入）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3 繰入金		159,484	△200	159,284
	1 一般会計繰入金	159,484	△200	159,284
6 村債		34,400	200	34,600
	1 村債	34,400	200	34,600
歳入合計		291,250	0	291,250

（歳出）

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
1 公共下水道費		156,341	0	156,341
	1 公共下水道費	156,341	0	156,341
歳出合計		291,250	0	291,250

第2表 地方債補正

(変更)

(単位：千円)

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業	千円 34,400	証書借入 又は 証券発行	年5%以内	特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は、元金均等又は元利均等による。 ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰り上げ償還または、低利に借換えすることができる。	千円 34,600	同 じ	同 じ	同 じ

同じく数字を読み上げて御提案申し上げます。

歳入の3款繰入金、1項一般会計繰入金1億5,948万4,000円、20万円の減、1億5,928万4,000円。

6款村債、1項村債3,440万円、20万円、3,460万円。

歳入合計、補正前の額2億9,125万円、補正額はゼロですので合計も同額でございます。

歳出の1款公共下水道費、1項公共下水道費1億5,634万1,000円、補正額はゼロですので同額でございます。

歳出合計、補正前の額2億9,125万円、補正額ゼロ、合計も同額でございます。

続いて、第2表地方債補正。まず変更の起債の目的が、下水道整備事業。補正前の限度額が3,440万円、補正後の限度額が3,460万円、以下は補正前、補正後、同じでございます。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率は年5%以

内。償還の方法が、特別の融資条件のあるものを除き、償還期限は据置期間を含め40年以内、償還方法は元金均等又は元利均等による。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、もしくは繰り上げ償還又は低利に借換えすることができる。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第43号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第43号は委員会付託を省略し  
ます。

これから討論を行います。討論はありません  
か。

(「討論なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これ  
で討論を終わります。

これから議案第43号 令和3年度中城村公共  
下水道事業特別会計補正予算(第2号)を採決  
します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定する  
ことに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第43号 令和3年度中城村公  
共下水道事業特別会計補正予算(第2号)は原  
案のとおり可決されました。

日程第17 議案第44号 令和3年度中城村土  
地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)を  
議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第44号 令和3年度中  
城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2  
号)について御提案申し上げます。

#### 議案第44号

#### 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)

令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによ  
る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予  
算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳出)

(単位:千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
1 土地区画整理事業費		176,993	0	176,993
	1 南上原土地区画整理事業費	176,993	0	176,993
歳出	合計	176,994	0	176,994

こちらは歳出のみでございます。第1表歳出予算補正、歳出1款土地区画整理事業費、1項南上原土地区画整理事業費、補正前の額1億7,699万3,000円、補正額はゼロですので同額でございます。

歳出合計、補正前の額1億7,699万4,000円、そして合計は同額でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これで提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（14時46分）

~~~~~

再 開（14時47分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第44号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありませんか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第44号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第44号 令和3年度中城村土地区画整理事業特別会計補正予算（第2号）は原案のとおり可決されました。

日程第18 議案第45号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第45号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）について御提案申し上げます。

#### 議案第45号

#### 令和3年度中城村水道事業会計補正予算（第2号）

第1条 令和3年度中城村水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第2条 令和3年度中城村水道事業会計予算第5条に定めた債務負担行為について、下記の事項、期間及び限度額を追加する。

（債務負担行為）

| 事 項        | 期 間            | 限 度 額     |
|------------|----------------|-----------|
| 南上原配水池建設工事 | 令和3年度から令和4年度まで | 434,622千円 |

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号は委員会付託を省略いたします。

これから討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第45号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第45号 令和3年度中城村水道事業会計補正予算(第2号)は原案のとおり可決されました。

日程第19 議案第46号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第46号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

## 議案第46号

### 物品等購入の契約について

令和3年度スチームコンベクションオープン備品購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

#### 記

- |                         |                            |
|-------------------------|----------------------------|
| 1. 契約の目的                | 令和3年度スチームコンベクションオープン備品購入業務 |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                     |
| 3. 契約金額                 | 金 8,316,000円               |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 756,000円                 |

#### 4. 契約の相手方

宜野湾市伊佐3丁目4番5号  
有限会社 中島工業  
代表取締役 藤 澤 一 馬

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

#### 提案理由

令和3年度スチームコンベクションオープン備品購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

以下、契約書の写し、入札結果調書、仕様書等がございますので、御参照いただきたいと思います。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第46号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第46号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

日程第20 議案第47号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 議案第47号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について御提案申し上げます。

議案第47号

沖縄県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約を次のように定めることについて、構成団体と協議をするため、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求める。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田 京介

提案理由

沖縄県市町村総合事務組合の共同処理する事務に関する規約を変更することについて協議したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第290条の規定により議会の議決を必要とするためである。

沖縄県市町村総合事務組合同規約の一部を変更する規約

沖縄県市町村総合事務組合同規約（昭和50年沖縄県指令総第439号）の一部を次のように変更する。

第3条第3号中「第15条の7第1項」を「第24条第1項」に、「第15条の8」を「第25条」に改める。

第3条第4号中「第36条の3」を「第36条の3第1項」に改める。

第3条に次の1号を加える。

(10) 交通災害共済事業に関する事務

第9条第4項を削る。

第9条の次に次の1条を加える

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2第3条第2号に関する事務の項中「、沖縄県町村交通災害共済組合」を削る。

別表第2に次のように加える。



|                   |                                                                                                                                          |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条第10号<br>に関する事務 | 国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、栗国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町 |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

附 則

- 1 この規約は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 組合は、令和4年3月31日をもって解散する沖縄県町村交通災害共済組合の事務及び財産を承継する。

沖縄県市町村総合事務組合格約の一部を変更する規約 新旧対照表

| 変 更 案                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                               | 現 行                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                             |
|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第24条第1項</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する損害補償及び同法<u>第25条</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>(4) 消防法（昭和23年法律第186号）<u>第36条の3第1項</u>の規定に基づく消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p><u>(10) 交通災害共済事業に関する事務</u></p> | <p>(組合の共同処理する事務)</p> <p>第3条 組合は、別表第2に掲げる組合市町村の次の事務を共同処理する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 消防組織法（昭和22年法律第226号）<u>第15条の7第1項</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する損害補償及び同法<u>第15条の8</u>の規定に基づく非常勤消防団員に対する退職報償金の支給に関する事務</p> <p>(4) 消防法（昭和23年法律第186号）<u>第36条の3</u>の規定に基づく消防作業に従事した者又は救急業務に協力した者に対する損害補償に関する事務</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) (略)</p> <p>(8) (略)</p> <p>(9) (略)</p> <p>_____</p> |

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 (略)

3 (略)

(会計管理者)

第9条の2 組合に会計管理者を置く。

2 会計管理者は、組合の職員のうちから、組合長が命ずる。

別表第1 組合を組織する地方公共団体

宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合

、中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

(組合の執行機関の組織及び選任の方法)

第9条 組合に組合長及び副組合長1人を置く。

2 (略)

3 (略)

4 組合に会計管理者を置く。

別表第1 組合を組織する地方公共団体

宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町

南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合、

沖縄県市町村交通災害共済組合、中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共  
団体

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
|----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条第<br>1号に関<br>する事務 | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                   |
| 第3条第<br>2号に関<br>する事務 | <p>宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町</p> <p>南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、南部広域行政組合</p> <p>、中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合</p> |

別表第2 組合の共同処理する事務と地方公共  
団体

|                      |                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                           |
|----------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 第3条第<br>1号に関<br>する事務 | (略)                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                       |
| 第3条第<br>2号に関<br>する事務 | <p>宜野湾市、沖縄市、石垣市、浦添市、名護市、糸満市、豊見城市、うるま市、宮古島市、南城市、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、本部町、恩納村、宜野座村、金武町、伊江村、読谷村、嘉手納町、北谷町、北中城村、中城村、西原町、与那原町、南風原町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村、伊平屋村、伊是名村、久米島町、八重瀬町、多良間村、竹富町、与那国町</p> <p>南部水道企業団、倉浜衛生施設組合、沖縄県市町村自治会館管理組合、本部町今帰仁村清掃施設組合、本部町今帰仁村消防組合、島尻消防組合、東部消防組合、中部衛生施設組合、中城村北中城村清掃事務組合、金武地区消防衛生組合、中城北中城消防組合、国頭地区行政事務組合、<u>沖縄県町村交通災害共済組合</u>、中部広域市町村圏事務組合、南部広域市町村圏事務組合、北部広域市町村圏事務組合、八重山広域市町村圏事務組合、比謝川行政事務組合、中部北環境施設組合、那覇市・南風原町環境施設組合、沖縄県介護保険広域連合、沖縄県後期高齢者医療広域連合</p> |



組合規約の変更に関する協議についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第47号 沖縄県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については原案のとおり可決されました。

本日、中城村長から議案第48号 物品等購入の契約について及び議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)が提出されました。これを日程に追加し、追加日程第1として議案第48号及び追加日程第2として議案第49

号を議題としたいと思います。御異議ありませんか。

(「質疑なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、追加日程第1として議案第48号 物品等購入の契約について、追加日程第2として議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)を日程に追加し、議題とします。

追加日程第1 議案第48号 物品等購入の契約についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第48号 物品等購入の契約について御提案申し上げます。

#### 議案第48号

##### 物品等購入の契約について

中城村展示ケース購入業務について、次のように物品購入契約を締結したいので、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項の規定により、議会の議決を求める。

##### 記

- |                         |                                                   |
|-------------------------|---------------------------------------------------|
| 1. 契約の目的                | 中城村展示ケース購入業務                                      |
| 2. 契約の方法                | 指名競争入札                                            |
| 3. 契約金額                 | 金 10,780,000円                                     |
| うち取引に係る消費税<br>及び地方消費税の額 | 金 980,000円                                        |
| 4. 契約の相手方               | 沖縄県那覇市港町2丁目14番地17号<br>株式会社 沖縄みつわ<br>代表取締役 伊 山 博 和 |

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜 田 京 介

## 提案理由

中城村展示ケース購入業務の契約の締結については、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、議会の議決を必要とする。

契約書の写し、入札結果調書、仕様書等がございますので、御参照いただきたいと思っております。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では議案第48号 物品等購入の契約について質疑させていただきます。

入札結果調書を見ますと、最低制限が設けられて、一番安いところではなくて、その範囲内にある業者が請負っているみたいですが、備品、備品ケースですので、これに最低制限価格をつけた理由と、あとはこのケースの利用、どのように利用するのだろうかというところを教えてください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。

最低制限価格を設けさせていただいたのは受注発注でございますし、当初の積算設計額の中では1,000万円を超える設計額になっておりましたので、これまでの最低制限価格、工事がそういったところになっていて、備品ではありませんが、その辺を参考にしながら設定させていただいております。利用方法につきましては、宮城 清さんの漆器をこれから、大体2月ぐらいをめどに購入する予定で、それを4月からは一般公開したくて、それを収納する展示ケースとなっております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 内容を聞きますと、とてもいいことだと思います。場所は、どこに設置するのか。多分図書館かなとは思いますが、図書館のどの辺に設置するのか、教えてください。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 図書館1階、歴史資料展示室です。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（15時02分）

~~~~~

再開（15時03分）

○議長 新垣博正 再開します。

ほかに質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 これにて質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第48号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第48号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第48号 物品等購入の契約についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。  
したがって、議案第48号 物品等購入の契約については原案のとおり可決されました。

追加日程第2 議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)について御提案申し上げます。

議案第49号

令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)

令和3年度中城村一般会計補正予算(第6号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ238,426千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,093,987千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和3年12月3日 提出

中城村長 浜田京介

第1表 歳入歳出予算補正

(歳入)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
15 国庫支出金		2,286,783	238,426	2,525,209
	2 国庫補助金	879,990	238,426	1,118,416
歳入合計		10,855,561	238,426	11,093,987

(歳出)

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
3 民生費		3,933,967	238,426	4,172,393
	2 児童福祉費	2,412,802	238,426	2,651,228
歳出合計		10,855,561	238,426	11,093,987

まず歳入のほうでは、15款国庫支出金、2項国庫補助金、補正前の金額が8億7,999万円、補正額が2億3,842万6,000円、合計で11億1,841万6,000円。

歳入合計、補正前の額108億5,556万円1,000円、補正額が2億3,842万6,000円、合計で110億9,398万7,000円でございます。

続いて、歳出でございます。3款民生費、2項児童福祉費、補正前の額が24億1,280万2,000円、補正額が2億3,842万6,000円、合計で26億5,122万8,000円。

歳出合計が、補正前の額108億5,556万1,000円、補正額2億3,842万6,000円、合計で110億9,398万7,000円でございます。

以上でございます。

○議長 新垣博正 これにて提案理由の説明を終わります。

休憩します。

休 憩（15時07分）

~~~~~

再 開（15時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

休憩します。

休 憩（15時15分）

~~~~~

再 開（15時17分）

○議長 新垣博正 再開します。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第49号は、会議規則第39条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思います。御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、議案第49号は委員会付託を省略します。

これから討論を行います。討論はありますか。

（「討論なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第6号）を採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、議案第49号 令和3年度中城村一般会計補正予算（第6号）は原案のとおり可決されました。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日は、これで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時19分）







## 令和3年第5回中城村議会定例会（第4日目）

招 集 年 月 日	令和3年12月3日（金）			
招 集 の 場 所	中 城 村 議 会 議 事 堂			
開 会 ・ 散 会 ・ 閉 会 等 日 時	開 議	令和3年12月6日（午前10時00分）		
	散 会	令和3年12月6日（午後3時24分）		
応 招 議 員  （出席議員）	議 席 番 号	氏 名	議 席 番 号	氏 名
	1 番	安 里 清 市	9 番	比 嘉 麻 乃
	2 番	新 垣 修	10 番	安 里 ヨシ子
	3 番	渡 嘉 敷 眞 整	11 番	仲 松 正 敏
	4 番	屋 良 照 枝	12 番	金 城 章
	5 番	桃 原 清	13 番	石 原 昌 雄
	6 番	玉 那 覇 登	14 番	伊 佐 則 勝
	7 番	新 垣 貞 則	15 番	新 垣 善 功
	8 番	大 城 常 良	16 番	新 垣 博 正
欠 席 議 員				
会 議 録 署 名 議 員	7 番	新 垣 貞 則	8 番	大 城 常 良
職 務 の た め 本 会 議 に 出 席 し た 者	議 会 事 務 局 長	比 嘉 保	議 事 係 長	根 間 忠
地 方 自 治 法 第 121 条 の 規 定 に よ る 本 会 議 出 席 者	村 長	浜 田 京 介	こ ども 課 長	金 城 勉
	副 村 長	比 嘉 忠 典	企 画 課 長	比 嘉 健 治
	教 育 長	比 嘉 良 治	都 市 建 設 課 長	仲 村 盛 和
	総 務 課 長	與 儀 忍	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 事 務 局 長	仲 村 武 宏
	住 民 生 活 課 長	義 間 清	上 下 水 道 課 長	知 名 勉
	会 計 管 理 者	荷 川 取 次 枝	教 育 総 務 課 長	我 謝 慎 太 郎
	税 務 課 長	大 湾 朝 也	生 涯 学 習 課 長	稻 嶺 盛 昌
	福 祉 課 長	照 屋 淳	教 育 総 務 課 主 幹	宮 城 政 光
	健 康 保 険 課 長	仲 松 範 三		

議事日程第2号

日 程	件 名
第 1	一般質問

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に大城常良議員の一般質問を許します。

○8番 大城常良議員 おはようございます。8番、議長の許可が出ましたので、これより通告書に従いまして、一般質問を行いたいと思います。早速、大枠1番、教育行政についてお伺いします。①少人数学級(学力向上モデル事業)は4年間の最終年度を迎えているが、これまでの実績を基に、児童の生活面の変化及び教師の指導による変化を伺います。②沖縄県学力到達度調査が毎年行われているが、平成29年度から令和3年度まで調査結果の推移はどうか。③保護者からのアンケート等、意見はどうか。④令和4年度以降もモデル事業を継続していくのか、終了するのか、教育長の見解を伺います。⑤継続する場合の予算額はどの程度を見込んでいますか。

大枠2番、公立小・中学校改築整備基本計画について。①令和3年度予算に計上された土地購入費6億2,000万円の執行状況及び基本計画の進捗状況を伺います。

大枠3番、待機児童・待機学童について。①待機児童・待機学童の現状及び令和4年度に向けての申請状況、待機児童・待機学童の見通しはどうか伺います。

大枠4番、老人福祉センターの跡地利用について。①老朽化が進み、令和5年度までに解体を予定している老人福祉センターの跡地利用計画は策定されているか。②現在、老人福祉センターの1階部分はきらりが利用しているが、その対応はどうか。③社会福祉協議会は吉の浦会館に事務所を移しているが、事務所の狭さ、来客の対応、備品の保管等、大きな負担になって

いるが、改善に向けた対策はできないか伺います。

大枠5番、海底火山噴火による漂着軽石について。①本村漁港及び海岸に漂着した軽石によって漁業者が漁に出られない等、深刻な事態になっている中で、11月8日に漁協組合より村に対して要望書が提出されているが、要望についての取り組み、進捗状況を伺います。以上、答弁を求めます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは大城常良議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番につきましては教育委員会、大枠3番につきましてはこども課、大枠4番につきましては福祉課、大枠5番につきましては産業振興課のほうでお答えいたします。私としましては、所見といたしまして、大枠1番の教育行政、少人数学級についてのお尋ねでございます。議員も御承知のとおり、4年前に議会の賛同を得て、この事業がスタートいたしました。後ほど詳細についての報告等があると思いますが、私としましては、教育委員会が出した結論をしっかりと支持をして、財政的な部分も出てきますので、しっかりその財政的な部分も、今後もし必要であれば支援をしていきたいと思っておりますので、その際にはまた議会の議決が必要になってまいります。そのときの御理解もいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 皆様おはようございます。大枠1の少人数学級についてですけれども、成果としては、県の到達度調査と配付した資料のデータでもお分かりのとおり、また、今年の全国学力学習状況調査においては、国語、算数ともに県平均、そして、全国平均を上回ったことや、不登校などの欠席が減った等が挙げられます。しかしながら、この成果が少人数だけの要

因だと決定づけることは難しいと考えています。学力の向上は教師の指導力、家庭の教育力、児童の学習に臨む姿勢、校長の学校経営等いろいろな要素が関わっているからです。継続するかどうかについては、私は子供たちの教育環境を充実させることは、教育長の重要な仕事だと考えています。予算面や空き教室数など、できる環境であれば、可能な限り続けていきたいと考えています。教育委員会会議でも、今後も継続していく方向で決定しました。学校現場や保護者からも継続してもらいたいという要望です。詳細については、主幹から答えさせます。また⑤と大枠2については、教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。  
○教育総務課主幹 宮城政光 大城常良議員の質問にお答えいたします。

大枠1の①、②、③についてお答えいたします。まず大枠1の①少人数学級についてです。児童の生活面の変化については、少人数学級を始めた平成30年度から欠席する児童が減少しております。一日も休まずに学校に登校した児童が増えております。また教師の指導による変化については、当番や係活動など、一人一人の児童が学級の中で担う役割を工夫したことで、自信が持てるようになったと声が上がっております。

続きまして、②沖縄県学力到達度調査の結果についてでございます。毎年2月に実施される沖縄県学力到達度調査においては、国語と算数を調査しております。平成29年度においては国語、算数ともに、県平均と比較してマイナス7ポイントとなっておりますが、少人数学級を実施した平成30年度以降については、学力の向上が見られ、令和元年度では国語県平均と比較し、プラス12.4ポイント。算数プラス6.4ポイントとなっております。なお、令和2年度については、新型コロナウイルス対策のため中止となっ

ておりました。令和3年度の調査は予定どおり実施されることとなっております。

続きまして、③保護者からの質問についてでございます。保護者の声として、先生から日々の子供たちの学校での様子を聞くことで、息子の行動の意味や、伝えきれていなかったことがたくさん分かりました。また、多くの子供たちに発表する機会が与えられてよかったと思います。少人数学級を続けてほしいなどの意見が寄せられ、少人数学級の取組が保護者や地域に好意的に受け止められております。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。  
○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の⑤についてお答えいたします。

令和4年度については教諭9名にかかる人件費として、約5,500万円を見込んでおります。

続きまして、大枠2の①についてお答えいたします。用地購入については、未執行になっております。現在、改築対象の3校に対し、文科省の補助事業に該当するか否かの耐力度調査を行っており、その結果を確認後、用地購入に着手する予定です。基本計画につきましては、昨年度策定した計画を基に実施していく予定です。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。  
○こども課長 金城 勉 大枠3についてお答えいたします。

11月末現在の待機児童調査の数で申し上げますと、ゼロ歳児が25名、1歳児が9名、2歳児が1名となっております。この中には育児休業延長される方々が会社提出用の入所保留通知をもらうために、取りあえず入所申込みをされ、待機児童となっている方もいらっしゃいますので、実質の待機児童は1桁台だと考えます。児童におきましては、希望者全員入所できております。令和4年度に向けての見通しにつきましては、保育所入所申込みが11月22日までの受け付け期間となっております、現在申請書の仕分けか

ら、システムへの登録作業に追われている状況でございます。まだ見通しは立っておりません。学童につきましては役場ではなく、各学童への申込み及び学童連絡協議会での最終入所調整となります。現在、最終の入所調整を行っているとお聞きしております。学童においては、4月当初は希望者があふれる可能性はあるかもしれません。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 大城常良議員の大枠4、①から③についてお答えします。

まず①についてです。跡地利用計画は現在策定しておりませんが、老人福祉センターの解体工事及び平和の波等の移設につきまして、令和4年度以降の村の実施計画に位置付けており、現在予算化のめど、また移転時期は調整中となっております。

②についてです。就労継続支援B型事業所きらりは、障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業であるため、移設先や移設方法の検討は、設置運営主体である社会福祉協議会での判断となります。社会福祉協議会との調整において、今現在、社協独自の移転を検討しております。進捗状況に応じて、福祉課とも協議することを確認しております。

③についてです。吉の浦会館の利用方法等の協議は、社会福祉協議会と生涯学習課で行っております。また、移転前後においては福祉課も一緒に協議を行っており、今後も必要時に協議を行っていきます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは大城常良議員の大枠5の①についてお答えいたします。

今回の浜漁港内に漂着している軽石については、中城村のみだけではなく、沖縄県全域に関する問題だと認識しております。先月、佐敷中

城漁業組合より、中城浜漁港に漂着している軽石問題について要望書が提出されています。本村としましては、まず要望している項目の中で、できることから先に船舶に被害を及ぼしていると考えられるエンジン部に関する附属品の改良費に対し、今議会において補正を組ませていただきました。その他の項目については、現在軽石漂着の収束が見えないことから、軽石の動向を注視の上、漁港関係者の意見を取り入れながら対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは再質問を行っていきたくと思います。

まず大枠1番のほうからです。議会の冒頭に学力向上モデル事業の報告書ということで我々も受け取っております。その中で全部読み込ませていただきました。それについて実績に基づいた報告書が作成されていますけれども、考察という欄が全て入っているんですけども、これは、主幹が1人でまとめたのかどうか、その点どうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

共同で調査しております文京大学の小林教授と一緒に作成しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 一定の今まで過去3年間の実績がほぼフルに書き込まれておりまして、すばらしい事業報告書だと認識はしております。その中で1点だけ、先ほど教育長もお話になられて、内容もほぼ報告書に沿った内容ではあるんですけども、現在は3年が終わり4年目に入って、これが来年の3月までが期限だということなんですけれども、今までやってみて、1年から3年までやりましたと。4年生以降、児童が3年で終わって4年生からは通常学級に戻るわけです。その中で児童に何らかの変化が

あったのかどうか、その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

4年生において少人数学級が解消されるということで、子供たちの環境が大きく変わることになっております。しかし、大きく変わったからといって成績が下がるとか、不登校率が上がるとかというものは、現在のところ大きくは確認はしておりません。そのまま効果が継続されているものと私たちは認識しております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 私も当初から内容的にはすばらしい事業だということで、再三議会の中でも、そのとおりに取り組めばいいのではないかとということで、支持をしてきたつもりであります。

次②のほうに移りたいと思います。先ほどもあったんですけども、到達度調査も平成30年に比べて相当学力向上していると。出席率、欠席率、それも相当改善しているということで、いいことづくめだということで、一応の感心しております。あとは教育長が言われた少人数学級だけでは到底これはできないだろうと。少人数学級だけの成果ではないだろうと。やはり家庭環境、それから教師の指導、本人の意欲、そういったものも含まれるということになると思うんですけども、報告書をまとめた主幹としての考え方というよりは感じ方です。その点はいかがですか、その3点についての何らかの少人数との関わりが相当上がったのかどうか、その点を伺います。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えしたいと思います。

まず、私たち教育委員会の学校訪問において、これまでの少人数学級での授業の様子を見ていますと、担任の教師による児童への丁寧な関わ

り、また工夫が見てとれます。これは教師にゆとり感が生まれたことで、子供たちへ、これまで十分なされていなかった手だてがやりやすくなったことが一番大きな要因かと思っております。また、子供たちが先生との対話が増えたということが、子供たちに学びへの自信をつけた大きな要因でもあるのかと私個人としては思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 アンケートについて1点だけ、多様な考えや意見が出にくいと。これが恐らく一番のデメリットなのかと。デメリットで指摘された部分ではないかと思うんですけども、これ以前からそういう文言が聞かれたんです。それについての何らかの対応策というのは、今までとられてきたのか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

当初30年度、令和元年度において、議員のおっしゃるように、多様な意見が出にくいというのが当初アンケートから見てとれました。それを踏まえた上で、令和2年度、3年度については、子供たちに様々な意見が出られるよう授業改善において工夫してやっております。例えば教師による提案型だったり、事前に子供たちへの課題を提案することによって、子供たちに前もって議題を練ってもらうなど、時間の工夫等をすることによって、多様な意見が出にくいということをしてできるだけ解消した取組がございました。それにつれて、令和2年度、3年度については、多様な意見が出にくいという意見は出ておりません。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 それでは④に進みます。次年度以降も教育長の考えでは継続したいという旨の、可能な限り続けていきたいということが示されたんですけども、それで先ほど教育



長は、教育委員会議でも継続に向けて議決を取ったのかな。それで決定されたということなんですけれども、その中で、教育委員会会議の中でいろんな意見が出たと思うんですけれども、それで大まかにどういう意見が出たのか、二、三点、答えられるのであればお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

教育委員のほうにまずこれまでの少人数学級についての成果の中間報告を出させていただいたときに、必ずしもこれが本当に少人数学級で成果が出たものなのか、また、それが確固たるものとしてきちんと反映できるのかというお言葉をいただきました。先ほど教育長が申し上げていましたとおり、これが少人数について、私たちが自信を持って「少人数による成果です」とお答えできないのが少し心苦しいところではございますけれども、教育委員の皆様方からはその1点のみの懸念というか、御意見がございました。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 その1点の意見が出たということなんですけれども、この少人数学級というのは、原点が学校の空き教室を利用した授業ということで始まっているんですけれども、それで生徒数も徐々にではあるんですけれども、増えてきているという中で、これが次年度以降の空き教室の状況というのはどの程度になるのか、ちょっとお示してください。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えします。

現在中城小学校においての空き教室についてはない状況になっています。ちょうどということでもあります。津覇小学校については余力が少しある状況であります。次年度につきましては教室の増はない方向で今、見込んでおります。

以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これは教育長が先ほど可能な限り続けていきたいということなんですけれども、可能であればずっと続けていくのか、あるいは大体自分の頭の中ではどこをめどにしているのか、そのあたりちょっと考えがまとまっているのであればお伺いします。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 教育環境の整備という面ではずっと続けたいという思いがあります。個に応じたきめ細かな指導ということで、一人一人の子供たちに教師が本当に時間を割いて関わることによって、認知能力も高まってきたというふうに捉えています。ただ、やはり予算面であつたりとか、ハード面の改善ということで、建て直しもありますので、そういったことが起こると恐らくできなくなるであろうということです。2年後に1年生から3年生まで3か年間少人数を実施した子供たちが6年生になります。ですからこの全国学力調査で1年生から3年生まで実施した子供たちが6年生になったときに、知力の面で定着しているかを見れるのではないかと考えています。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 次、⑤に移ります。空き教室を利用した事業ということであるんですけれども、先ほど課長のほうから「予算額が5,500万円と。令和2年度は4,200万円ぐらいです。令和3年度が5,500万円、1,300万円ぐらい増になっていると。恐らく次年度、令和4年度も、空き教室をそのままやるのであれば、5,500万円ぐらい行くだろうと思っているんですけれども、それを村長にお聞きしたいんですけれども、先ほど財政的に支援をしたいということがあったんですけれども、今、教育委員会教育長は継続を希望している。あと2年ぐらいをめどにしているのかと思っているんですけど

も、財政面から5,500万円の予算額を、今、村長は指示したいということなんですけれども、その予算が膨れ上がっても支持するのか、一定程度の予算的なめどがあって、そこまでは支持したいというのか、それとも幾らでも支持したいというお考えなのか、その点はどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

子供たちに関する部分ですので、心情的には幾らかかろうがやっていきたい。いくなれば結果が出てきていると私は思っていますので、それを教育委員会が重んじているということであれば、幾らでも財政的な部分でやっていきたいというのはもう正直なところです。ただ、御承知のとおり、そこには限度が、限度というか、限りがあると思いますので、次年度につきましてはもちろんできる限りやっていきたいというところがございます。それとこの事業は大きく考えますと、財政的な部分と、もう一つは物理的な部分があります。要は空き教室が属するものですので、その2つの部分を我々はこの事業を通して、実は私としては一石を投じているつもりです。国に一石を投じているつもりでございます。少しずつですけれども、今後、国も少人数学級に移行していつている段階、教師の負担を減らしたり、あるいは少人数への対応のために教師の数も増やしていきたいという考えは持っているようでございます。我々がそれをサンプルとして出すことによって、今後、国の財政的な支援も得られるのではないのか、あるいは物理的な考えもクリアできていくのではないのかという意味で、我々が今やっている事業というのは、ただ中城村の子供たちの学力向上のためというだけではなくて、もっと大きな考えの下でやっておりますので、村としましてもできるだけ可能な限り支援をしていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 少人数学級というのは、私も子供の教育に対しては費用対効果がないということを最初から申し上げておまして、これは未来への投資であるということも再三申し上げてきたつもりですけれども、やはり一定の成果が現れたというところで、例えば少人数学級をやめた場合どうなるんだろうということも踏まえて、急にやめたらまたすぐ次の子供たちがもう一切少人数学級はなくなってしまっているという状況下で、またいろいろな非難を受けないのかと、そういうところもいささか心配をしているものですから、その点の説明責任というか、それはしっかり説明して行っていただいて、それで結果が継続ということであれば、私もまた対応のやり方に反対はしませんし、予算的にも大丈夫だということであるのであれば続けていってほしい事業だとは思っております。これからいろいろと財政的な話になると思いますので、しっかりと詰めていって結果を出していただきたいと思っています。

次、大梓2番、村立小・中学校改築整備事業についてお伺いします。これは地権者との交渉はまた未執行ということで、これは所管事務調査でも一定程度の話は聞いているんですけども、その中で今、一番のネックになっているのが小中学校の耐震度調査です。それがどういふふうになっているのか、それと一緒に調査終了のめどはいつ頃になるのか、その点をお伺いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

現在、耐力度調査を行っております。今、中学校のほうから先行して調査を行っております。その後、完了次第、小学校のほうに移っていきます。耐力度調査については、3月中旬頃には最終的な報告ができるものと今、業者のほうと調整しております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 改築計画は基本計画どおり進めていくということであるのです。その耐震度調査が終わらないと全く前に進まないと思うんですけども、今、予算的には6億2,000万円の土地代が含まれているんですけども、それについては耐震度調査が終わってから進めていくのか、並行してそれも進めていくのか、そこはどうですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

用地購入に係るのは中学校でありますので、今、実際現場のほうで、中学校の調査を行っておりますので、ある程度中学校の調査の確認がとれ次第、可能であれば用地交渉のほうの確認をとっていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 予定としては開校時期が令和8年度だったかな、それについて遅れる可能性はないということで、我々は見ていいんですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

基本的には昨年計画書を策定しました基本計画に基づいてスケジュール等をこなしていく予定はありますので、基本その考えでいきたくと考えております。できるということで進めていきます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 土地購入についていろいろと問題も発生するかもしれない。しかし、やはりもう計画を立てた以上は、その計画に沿って進めなくてはいけないという状況であるのであれば、しっかりと地権者にも説明を密にさせていただいて、ここでまた止まってしまったというようなことがないように、しっかり計画

性を持って進めていってください。

次の大枠3番、待機児童・待機学童についてお伺いします。課長の答弁では待機児童がゼロ歳が25人、1歳が9名、2歳が1名ということで、これが現状だということですよ、課長。次年度についてはまだ申込みが定まっていないということで、まだ内容はしっかりと知らないということなんですけれども、予定としては、課長の概算でいいんですけども、次年度、令和4年度待機児童が発生するのかもしれないのか、そのあたりの今の現状、申込み状況、それを勘案した場合にどのように思っていますか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

数字がまだ集計中なので、個人的な見解と言われてもはっきりお答えできかねますが、各園の保育士の確保状況によっても差が出てくる可能性がございます。現状もそうですが、教室もあり、受け入れられる体制は整っていますが、保育士が足りないところから、当初予定を受け入れられてない状況もございます。保育士不足も相まって、若干出る可能性はあるかと思えます。出たとしても1桁台に抑えられるとは思いますが、そのため先の補正予算でも上げさせてもらいました保育士確保に努めていきたくと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 令和5年度に向けては、認定こども園が開設して、そこからは待機児童はずっと一定程度はゼロになるだろうということで考えているんですけども、今、課長の言われた、それを見てくれる保育士、それから補正でも上がったとおり、県外保育士の採用もめどにしていると。めどというよりは申請をしてもらうというところで、この保育士の確保というのもやはり保育園がやらないといけないんですけども、行政としてバックアップは十分していると思うんですけども、これは相当数量

の保育士のマイナスが出る可能性があるのか。  
その点いかがですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時38分）

~~~~~

再 開（10時38分）

○議長 新垣博正 再開します。

こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

現状でもまだ各園で不足もあります。今後も潜在保育士を含め、県外からの保育士など確保に努めていくことしかできない状況でございます。その中でもうちは今年度、待機児童1人という状況で、ましてや令和5年に役場隣の認定こども園ができた場合には待機児童が出なくなるとは考えます。保育士不足については県内、村だけの話ではなくて、県内どこでもある状況だと思いますので、最低限、待機児童を出さないような施設運営をしてもらうための保育士確保には協力していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 現状でも相当本村は待機児童についてはしっかりと対応していただいて、いいあんばいに進んで待機児童ゼロは近いということなので、ぜひ次年度、令和4年度もしっかりと対策を取っていただいて、保育園とも十分協議しながら、待機児童ゼロを達成できるように頑張っていただきたいと思っております。待機学童についてです。今、全員が今年度は入所しているということであるんですけども、次年度、令和4年度に向けてはまだ申請状況が、各学童クラブのほうでやっている中で、見通しがまだ行政には来ていないということなんですけれども、私もいろいろと調べて、まず言いたいのは、本村ではやはり待機児童、それから待機学童ゼロを目標に、村長、それから担当課の頑張りで相当子育てしやすい村だということが県内でも相当言われております。私はそ

れは村長の今までの力が加わったのだろうと思って、これは本当に高い評価をしているところであります。担当課も含めて一生懸命やってきたということでもあります。それについて学童クラブのほうはまだ少し足りないかということをおっしゃって、確かに一定程度の学童のほうもさっき入所は全員できているということなんですけれども、先ほど言った児童も少しずつ増えているという中で、現状の学童保育の子供たちを預かっているところ、学童クラブが今、村内にいろいろあるんですけれども、その中で次年度も弾力受入れ、これは定員が40名の場合に3名から4名をさらに受け入れてくれというような弾力受入れが、次年度以降約13名ぐらい予定されているというところでもあります。その中で、ちょっと課長に伺いたいんですけれども、無認可で立ち上げているところがあるわけです。そのほうが例えば40名定員を入れた場合、これは待機学童の範囲に入るのか、それとも範囲に入らないのか、その点はいかがですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

保育所と学童とは基本的に違うので、待機学童という言葉は、話合いの中で出ている言葉なんですけれども、置き換えて保育園と同じく考える場合には、認可学童ではなくて補助金を出している学童イコール認可保育園というような捉え方をすると、当初から補助金を出している学童外に希望される方、方もいらっしゃるんで、それは基本的に待機学童には含まないのが基本かと考えます。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 これはちょっと所管事務調査でもいろいろと係長から話を聞いてはいるんですけども、今年から無認可で立ち上げた学童クラブがあるわけです。にこにこ学童クラブです。現在も26名の児童を預かっている。受け入れているところではあるんですけども、

令和4年度に関しても40名の定員の中で今41名の申込みがあると聞いております。これは無認可になってしまっているもので、予算が一切出ないと言われても過言ではないんですけども、著しく運営のほうが逼迫してしまっている状況で、次年度以降も村としての児童数の推移を見ても、これが減る傾向にない。恐らく5年ぐらいはそのままの傾向が続くだろうということで、今、久しく、これは中城小学校区内のほうなんですけれども、学童に173名の申込みがあるんですけれども、学童に入れてくれというのがあるんですけれども、こっちは120名の受入れしか今できていない状況で、そのにこにこ学童が入って初めて、40名をプラスして、ようやく中城小学校区域が埋まってくると。それでもさらにさっき言った13名の弾力受入れをしないといけないという状況で、この学童クラブに入所している子供たちの安心面や安全、そういう環境とかを、弾力受入れの設定ができるのだから、三、四名はさらに増やしてもいいのではないかという話ではなくて、しっかりとした子供たちの安全を考える中で、安定的な経営をする、運営をする中で、私はこの学童クラブの方たちの話をちょっと聞いてみたら、利益を目的にやっているのではない。やはり子供たちの安定した教育環境を整えるために一生懸命頑張れと。利益はそんなにもっていないですという話もあるものですから、そういうところで、これからの現状を見た場合、認可をあと1園増やして、安心、安全な環境が必要だと思うんですけれども、どうしてもあと1園は中城小学校区域のほうに必要だということを思い、願っているんですけれども、その点について、村長の見解をちょっと伺いたいんですけれども。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 これまでも学童については多くの議員から多くの質問がございましたので、あえて私のほうから御説明をいたしま

す。民生費全体もそうなんですが、児童福祉においては、毎年右肩上がりです。予算が増えている状況がございます。子育て支援施策事業の中にもいろいろとある中、放課後健全育成事業、学童クラブへの支援策としての補助金につきましては、これまで手厚い支援をまいりました。平成28年度13支援の6,000万円の補助金から、令和3年度には17支援、1億2,300万円と、5年で2倍以上も予算が増えています。年間で換算しますと、毎年2,500万円ずつ増やしてきております。その成果として、小学校の在籍児童数に対する学童利用児童の割合が本村では県内で断トツトップの40%です。県平均が21%の約2倍の受入れを維持しております。中部圏内で申し上げますと読谷村が3%、北中城村、北谷町、嘉手納町におきましては16%から19%台でございます。この数字からも分かるように、学童支援と学童整備には相当手厚く、桁違いの並外れた支援をまいりました。右肩上がりの放課後健全育成事業補助金につきましては、財政側から毎年、事業の再検討と縮減策も含めた考究を指示、指導されております。そのような中、こども課はきちんと説明をして予算を増やしてきました。子育て支援策にはいろんな施策や事業がございます。その中、学童支援については、現状の並外れた手厚い支援から、いま一度事業を考え直す、優先順位を見直す時期かと考えております。これまでの1人も漏らさない、待機児童を出さないためにどんどん予算を増やして、学童整備や補助事業を増やしていくのではなくて、適正な数の学童数の中で適正な学童運営をしていただく方針へ変更した事業への再検討をしていく時期だと考えております。事業に支障がないように、希望した方が漏れた場合でも、そういった方については低学年とか、特に新1年生などは取りこぼすことなく、受け入れられるような入所基準を設けて、影響が少ない中での対応を考えていくなど、子育て世帯の

負担や不安にならない事業として、今後取り組んでいきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 課長の言われることはよく分かります。だから私も最初のほうで、大変県内で高く評価されているということで、この待機児童・待機学童を一緒に網羅した、私の意見ではあるんですけども、やはり現状として、1認可外保育園の運営が逼迫しているということであるのであれば、現状の全ての予算、学童に使っている予算、それを少しずつ削ってでも、そこに回していくということができないのかどうか。あるいはこれは年間900万円ぐらいの予算が出て、国、県が3分の1ずつ、村も3分の1で300万円ぐらいの予算に多分なっていると思うんですけども、1支援です。そういうところも踏まえて何らかの対策が打てないのかどうか、それだけの予算は全然出し切れないと言うのであれば、さっき言った、今出しているところから少しずつ削ってもらって、そこに少しは回していくというような計算方法もできるのかどうか、認可園として採用して、そこを少し皆さんで負担してもらおうというようなことが可能なのかどうか、そこは課長どうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

すみません、認可学童でなくて、補助金を支給している学童なんですけれども、これは放課後健全育成事業の中で、設置基準というのがございまして、まず設置基準を満たしている事業所が、その事業所開始届を出さないとその補助事業を受けられない条件なんです。というところで、まず放課後健全育成事業のお金を出せるか出せないかと申し上げますと、きちんとした基準を満たして、届け出を出しているところであれば、何らかの策は考えられるんですけども、現状の補助金の中での分配というのはちょっと難しいかもしれないんですが、現状も

鑑みて、何らかの手当ができるかどうかというのは、今後、検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 せっかく本村の児童40名もまた次年度預かるわけですので、行政としても精一杯それを支援して、そして子供たちがしっかりとした放課後学童の時間を過ごせるように、ぜひ支援できる場所は目いっぱい考えていただいて、この施策がどうなのかということも含めて、ひとつ対応していただきたいというふうに切に願っているのです、しっかりとやっていってください。

次、大卒4番に移ります。老人福祉センターの書いてあるとおりなんですけれども、これについては、解体は令和5年度に決まっているということは承知しているんですけども、今ある礎、これはさっき調整中だということなんですけれども、大体場所的にはどこに移していくというような話も協議されているのか、その点どうですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

平和の礎関係につきましては、慰霊之塔、刻銘板の平和の波、銅像の平和の風、3点につきまして、吉の浦公園内に設置する方向で今調整しているところです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 土地も6筆ぐらい借りて、150万円ぐらい毎年賃貸などしていると思うんですけども、本当はそこにいろいろな建物を造って、きりり、あるいはむつみも含めてやっていただきたいと思っていたんですけども、土地のほうは5年での返還を決定したということで了解してもいいですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 老人センターの土地に関しましては、令和3年度から5年度までの3

年間の契約は更新済みでありますので、5年度まで今、賃借する契約となっております。その中で、解体のほうを5年度末までには完了させたいと考えているというところです。返還につきましては、基本的には解体後、土地は返還する方針ということで協議をしているところです。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 解体に向けて進んでいくんだらうと思います。

次、②のほうです。きらりの件なんですけれども、課長の答弁では運営主体の社会福祉協議会、社協が軸になっていくということ、それはそのとおりなんです。向こうがいろいろと探している。その中でも社協としても、向こうのほうも非営利の法人なもので、きらりの収入、あるいは県からの補助、そしてまた赤い羽根とか、共同募金とか、そういったところからの補助をいただいて運営をしているという状況なんですけれども、やはり自分たちで場所を探し、自分たちで建物を建て、自分たちで運営していくということになると、それ相当の資金が必要であるということで話は伺っているんですけれども、その場所については、村としてもバックアップしていかないと、今これは込みで話をしますけれども、相当の負担がかかってしまうのではないかと。やはり社会福祉協議会というのは、いろいろな村からの委託事業を受けて、それを遂行していると。村民の福祉向上、それから障害者や、そういった方々の憩いの場でもあると私は認識しているんですけれども、そういったところも踏まえて、ただ社協が自分たちの手持ち予算で全部やりなさいということではなくて、これは課長と前に話しをしたんですけれども、それなりの自立心を持ってやらないといけないと、それも一定程度の理解をするんですけれども、そういうところを含めれば、村民福祉の向上を第一と考えているのであれば、行政としても場所がどういうふうになるのかと、そこにつ

いてはどういうふうにやっていくのかと、村ができるところはあるのかというようなところも全部含めて、私は一定程度の支援をお願いしたいに思っているんですけれども、それについてはいかがですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

もちろん議員のおっしゃるとおり、社協のなりたち等もいろいろありますので、実際には福祉課としても、村としても関わりながら、いい方法はないのか、最善の手はどういうことなのか、そういったことは協議は継続して行っていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 現状は今年から吉の浦会館に事務所も移して、これに書いてあるとおり、運営する場合でも、何か行事があるたびに一旦元の老人センターに物を取りに行くと。あるいは設備を取りに行き、また持ってきて、また持って帰るというようなもの、そして今フードバンクとかいろんなものをやっているんですけれども、それを置く場所がないと。あの事務所だけ借りてもどうしようもないぐらいの手狭が発生していると。社協が言うとおおり、悩み相談もいろいろやるんですけれども、その中でも部屋が足りないと。空いているとききは借りられるんですけども、安定的に借りられるような状況では余らないということで、これは年間1,200件ぐらいの悩み相談、いろいろな行政相談も含めて、社協にあるので、そういうところを含めてもやはりどこかにしっかりしたものがないと社協と、それからむつみ、きらり、そういった類のものが集中して運営できる場所が近い将来必要ではないかと思っているので、そのあたりを総合的に勘案して、村長、今老人クラブとか、一生懸命支援してやられていますけれども、社協とか、そういった福祉関係についてどのようなお考えでいらっしゃるのか、お

聞きします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今の御質問は社協の新しい場所、建物を造ってくれということですか。今の件に関しましては、社協に丸投げということではなくて、当然中城村社会福祉協議会でございますので、できる限りの、我々の情報も含めていろんな話合いは持てるものだとは思っておりますので、決して社協でやってくださいということでは、今の担当課の答弁もそうではありませんので、その辺は誤解のなきようお願いしたいと思います。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 社会福祉協議会も村から受託事業を相当受け取っているわけですから、そういうところも含めて、課長のほうも随時、親身になって対応していただきたい。ただ、もう予算がこれだけしかないから、これで打ち切りということではなくて、できるところをしっかり手当していただいてやっていってください。課長、よろしくをお願いします。

最後、軽石の問題についてお伺いしたいと思います。漁協のほうから要望書が、12月8日に届いているはずですが、それについて、5項目の要請がありまして、1点目が、船舶の海水フィルターの購入及び取り付け費用の補償ということで、それについては先ほど課長が言われたとおり、補正で90万円近くの予算を計上していただいている。それは私も高く評価するものであります。大変お疲れさまでした。2点目が軽石問題にて休業を余儀なくされた漁業者に対しての休業補償、我々は国、県にも意見書を提出しているんですけれども、村としても、ちょっと時間的に余裕がないものですから、ぱっといきますけれども、今、漁業者の皆さんはコロナ禍の影響で、魚の値段が下がり、ようやく収束に向かっている矢先、こういった軽石による自然災害、自然現象であるんですけれども、災害に

匹敵することに見舞われて生活が成り立たなくなっている状態になっている。補正で、先ほど言ったフィルターを購入していただいたと、取りつけるということは評価するんですけれども、1か月以上にわたり漁に出られない。そして収入がないという漁業者、今、全員がそのような状況になっているものですから、それについて、行政として何らかの生活支援はできないのかどうか、これは村長のほうにお伺いしたいんですけれども、一定程度の生活支援のための村としての独自の補助金が、漁港の組合に対して出せるのかどうか、検討することはできるのかどうか伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休憩（11時02分）

~~~~~

再開（11時02分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

確かに漁業関係者は大変被害を受けていると認識しております。今後、国、県の災害復旧費が活用できるかどうか、沖縄全体の市町村、漁港、関連する市町村の動向を踏まえて、この事業が導入できるか検討していきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 大城常良議員。

○8番 大城常良議員 国、県の対策補助も重要かと思うんですけれども、今現在、漁師は1か月以上も収入がない状態で暮らしている。お家からもあまり出なくなっているという方も拝見されますので、そこはやはり行政として一定程度の何らかの手を打っていかないと、先ほど言った村民福祉、あるいは村民が非常に厳しい状況にあるというところはしっかりと手当をして、補助金が出る前に、村としては単費でも何



らかの支援、内情をしっかりと調べて、それをつなげていていただきたい。それを切に要望するところであります。今の厳しい財政状況下でも村民の福祉向上、それから命を守る政策、支援をしっかりと届けるように、これを切に行政に投げかけて、強く要望したいと思います。以上で終わります。

○議長 新垣博正 以上で大城常良議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時04分）

~~~~~

再 開（11時15分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣善功議員の一般質問を許します。

○15番 新垣善功議員 それでは議長のお許しを得ましたので、これから質問をいたします。まず質問をする前に、誤字と訂正と削除があります。大枠1の上から4行目の地域では平時から災害時における、さらにまた「災害時」とあります。削除してください。それと大枠2の下から2行目、不平等とあります。これを「不公平」に訂正してください。

それでは質問に移ります。地域防災リーダー（人材）の育成について。村内には、現在21の自治会のうち5自治会が自主防災組織を結成していますが、その後リーダー育成についての研修は実施しているのか。地域では平時から災害時における防災活動の中心的役割を担うことができる知識と経験を有する人材を育てていかなければならないと考えますが、自主防災組織未結成の地域のリーダーも含めて研修を実施することで、自主防災組織の結成も推進されるものと思われませんが、村として実施する考えがないか伺います。

2点目、防犯灯の電気料金の自治会への助成について。村民の安全安心な暮らしを守るため、

村全域に防犯灯が設置されていますが、その電気料は各自治会に加入している会員が負担している。自治会に加入していない会員はその恩恵を受けているにもかかわらず、負担をしていないことは不公平ではないかとの村民の声がありますが、見解を伺います。以上。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣善功議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては総務課、大枠2番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。私のほうではお尋ねの地域防災リーダーについてでございますが、これは自主防災組織の結成、これは未結成とっていいですね。未結成も含めて、大変村としましても大きな課題だと認識はしております。リーダー育成が、その後の地域の安全につながるというのは答えは分かっているんですけども、なかなか遅々としてその辺の育成が望めてないというのは認識をしておりますので、今後、また議員からもお知恵や経験、御提言などをいただきながら、これからはしっかり取り組んでいかなければならないと思っております。詳細につきましては、また担当課のほうでお答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 地域防災リーダーの育成についてお答えいたします。

令和元年8月に、奥間地区、久場地区、北浜地区の自主防災組織の役員等を対象に、消防防災科学センターから講師を招き、災害図上訓練を実施しております。令和2年度以降、新型コロナウイルス感染症感染拡大防止のため、研修会等の中止や自粛が相次ぎ、ほとんどの研修会が開催されていない状況でございます。今後につきましては、自主防災組織が結成されていない地域も含めまして、防災リーダー育成のための研修等を実施したいと考えております。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。  
○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2つについてお答えいたします。

現在、村内の防犯灯の約62%を自治会が管理しております。令和2年度に料金の安いLEDに交換し、今後は負担が軽減されていくと思われませんが、御指摘のとおり、自治会負担は大きいと考えております。今後の調査になりますが、交換後の各自治会の電気料調査を実施し、負担軽減について検討していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。  
○15番 新垣善功議員 大枠1から順序よく再質問に移っていききたいと思います。これまで令和元年に実施したということですが、課長、そういう補助金があるということは御存じですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。  
○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。  
研修会等、あるいは講演会等に充てられる補助金があるというふうなことは聞いております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。  
○15番 新垣善功議員 これは何という補助金なのか、今ここで答えられますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。  
○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和元年度に実施しました本村の研修会につきましては、市町村防災力強化出前研修というふうなことで、一般社団法人の消防防災科学センターから講師3名を招聘し、研修を行っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。  
○15番 新垣善功議員 今、言った補助金も、ありますけれども、総務省の消防自主防災組織等連絡促進支援事業があるということは御存じですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。  
○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

消防防災の管轄が総務省ですので、総務省からの補助金があるというふうなことはお聞きしておりますが、詳細な補助金名まではこちらのほうでは承知しておりません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。  
○15番 新垣善功議員 それにつきましても私も全然知らなかったんですけれども、9月29日の新聞ですか、名護市が防災リーダー育成ということで、その事業の一環として、各地域の防災組織を結成しているところのリーダーを集めて、研修をやっているんです。これは平時の活動、普段の活動とか、発災直前の計画とか、あるいは災害時の活動、復旧・復興期の各ステージを確認してやっているわけですが、避難訓練だけではどうかと思います。避難場所の計画も作って、県から講師を呼んで各地域で勉強会をしているわけですが、具体的に、専門的な。そして宜野湾市においては、防災士養成講座を実施するための受講者募集をしている。これは防災意識の向上を図る目的で、自治会長とか、自治会役員等に呼び掛けているんです。それは受講者も負担があるんですがそういうのを見て、中城村も安全安心の村づくりをするためには私は必要だと思うんです。そしてこれまで東日本大震災からもう10年が過ぎています。その間に21ある自治会のうちの、たったの5自治会しか結成していない。ということは防災に対してちょっと認識が欠けているのではないかと思います。課長は前の答弁では、年に1組織ずつ作っていくという目標を掲げてありますが、年も1自治会の結成だけではなくて、これはもうそろそろ全体的に取り組んでいく必要があるのではないかと思います。その計画を考えているかどうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。  
○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

令和元年度に実施した図上訓練につきましては、県外から講師を招いて行っております。災

害時において、その地域の強み、あるいは地域の弱み、そういうものを出し合って、その地域における避難である、あるいは災害対策、そういうものを実施しております。確かに平時から活動は必要であろうというふうに考えております。幸いにも本村は自治会が全てにおいて結成されておりますので、その自治会活動を通じながら防災活動ができればと考えております。先ほどの御質問の中で、1組織というふうなことがございましたけれども、これはあくまでも最低1組織でありまして、できるだけ多くの自治会が自主防災組織を立ち上げていく。そういうことは支援したいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これに対して毎月2回ほどの事務委託者会議イコール自治会長が集まって、自治会長会もあるようですけれど、その中で、そういう防災組織の結成を促すような指導といったら皆さん方嫌がりますから、アドバイスはしていますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

これまでは自治会長を中心に自主防災組織の結成についての促進ということでお話をさせていただいております。今後につきましても、積極的に自治会を中心とした自主防災組織立ち上げのための支援をしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ぜひ一つ自治会長に対して強くアドバイスをして、早めに全21自治会がその自主防災組織が結成できるように頑張ってくださいと思います。それと5自治会に自主防災組織がありますけれども、その5団体の自主防災組織独自の防災計画はありますか。そういうのは見たことありますか。村には防災会議がありますが、皆さん方は目を通してあるかどうか。目を通すといろんなことがある

んです。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

村としましては、中城村地域防災計画を策定しております。各地域におきましては、地区防災計画というのを作成できるというふうなことでありますが、恐らくまだ自主防災組織におきまして、地区防災計画というのが策定されているということは聞いたことはございません。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ですから私は村全体の防災計画と各地域によっていろいろ事情が違おうと思うんです。だからそういう5自主防災組織の皆さん方も独自の地域に合った計画を作るように、私はアドバイスすべきではないかと思えますけれども、そのことについては今後どうですか、やる気はありますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

地域のほうから地区防災計画の策定をしたいというふうな要望がありましたら、その辺の支援を行いたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 これは村長にお伺いしますが、予算関係ですけれども、先ほど申し上げた宜野湾市が行っている防災士養成講座を実施して、例えば、役場職員も入れて、講座を設けて、防災士の資格を取らせるとか。これは試験があるみたいです。講座が終わって後、その時にも予算がかかります。これは個人的に負担するのはちょっと大きいかと思えます。受講料が5万3,900円、受験料が3,000円、資格登録が3,000円で、合計で1人6万1,000円かかるんです。その辺を村で補助してもらって、年間10名なら10名でもいいし、計画的にそういう防災士を増やしていく考えはないかどうか。特に職員、職員の中に防災士の資格を持っているのは今、何名いますか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

沖縄県におきましては、防災士の資格を持った方々が県外に比べて低い状況にございます。これはこれまで県内において、そういう研修等が行われておりません。この二、三年、那覇市を中心に防災士養成の講座が開かれているようです。村においてもそこへ職員を派遣し、防災士の資格を取得させております。現在、職員は4名の防災士がおります。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 分かりました。今、防災士4名ですか、これを年次ごとに増やしていくようにして、皆さん方はリーダーですので、何か災害が発生した場合は、やはり役場の職員が先頭になって、住民を安全な場所に誘導していかなくてはならないと思うし、その意味でも役場職員がそういう知識を持っていないと、村民の命と財産を守ることができないと思うんです。そういう意味で、早めにその取り組みをしていただきたい。そして今、自治会に対してはいろんな補助金を出していますけれども、大体年間100万円を防災、人材に投資できないかどうか、村長その考えはどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

もちろん必要であれば積極的に我々もそういうものには投資をしていきたいという考えを持っておりますので、今、議員の御質問の部分がどれに限っているのか、ちょっと今分かりませんので、その辺はまたいろいろ御指導いただければ、我々にとってもいいことですので、積極的に使ってはいきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 総務課長、さっき言った総務省の、消防庁の自主防災組織等連絡促進支援事業ですか、これをちょっと研究して、

予算を取って、中城村でもそういう講習を実施していくことをひとつ要望いたします。

それと今、中城村の防災で危険場所とか、そういうのを全て把握しているかどうか。特にお年寄りの足の不自由な、あるいは体の不自由な人たちがいるところを把握して、いざというときは、この人たちを誰が支援して、安全な場所に避難させるか、そういう計画も作っているかどうか、それは前の質問の場合は、これから作りますと言って、もう半年余りなります。これは福祉課長が答弁していましたが、できているかどうか。特に年寄り、足の不自由な方々を安全な場所に避難させる。そういう計画がなされているのかどうか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 今のお話につきましては、災害基本法における個別支援計画というものがございます。こちらのほうを取り込むために、次年度実態調査をしたいという考えはこの前の議会でもお話ししたかと思えます。高齢者、または障がい者の方々の実際の個別支援計画というものにつきましては、具体的なものはまだ策定はできておりません。情報の、データの整備、災害援護者台帳のデータを今、総点検している段階というところで止まっております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 課長、災害はいつ来るか分からないから、その時点で議会から、議員から指摘されたことについては独自に進めていかないと。災害は待つてはくれないと思うんです。いつ何どき来るか分からない。そういうのんびりした対応ではいかがなものかと思えます。ひとつ住民の、特に体の不自由、お年寄りの安全安心を確保するために早めに作って、またどこかに委託して作る予定ですか、独自で作りますか、作る予定ですか。

○議長 新垣博正 福祉課長 照屋 淳。

○福祉課長 照屋 淳 お答えします。

委託、または独自というところがまだ検討ができてない状況にあります。基本的にはその対象になる方の近隣の方々がどういうふうに動いて、災害時にその方に声かけするのかなどか、また、避難場所につきまして、例えば吉の浦会館のほうに避難したほうがいいのか、どっか独自、施設、慣れている施設のところに避難したほうがいいのか、そういったことの計画という形になりますので、対象者の方と地域の方、また民生委員、役場も含めて、一緒になって作っていく計画と考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 その件についてはこれで終わりますけれども、しっかり認識してもらって、そして特に総務課長、そういう補助金を活用して、住民に対する防災意識の高揚を図ってもらいたい。

次に2点目に移ります。課長、今LEDは、全体の中でどのぐらい、何%ぐらい切り替えしてありますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

村全体の8割はLEDに交換されていると考えております。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 分かりました。あと2割はこれからということですね。ひとつ安心安全なまちづくりには、これは当然のことですけれども、やはり外灯料金ですが、これは各自治会を運営する場合に負担になっているわけです。そういう負担を軽減する意味でも、私は村が全部負担すべきだと思います。村から今、自治会運営補助金とか、あるいは自治会活動活性化補助金とありますけれども、その自治会運営補助金というのは、ほとんどが外灯の電気料金に消えているような感じなのです。そういう意味で、ひとつ電気料金を村が負担するというこ

とを、村長は令和元年6月定例会で、比嘉麻乃議員の質問に対して答弁しています。これから結論を出さなくてはいけないと、言っているながら、2年半になっているんです。どういう検討をして、どういう結論を出したかを伺います。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時41分）

~~~~~

再 開（11時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

確かにおっしゃるとおり、記憶にございます。そろそろ結論を出していかないといけないということがありましたけれども、今、都市建設課長からも答弁ありましたとおり、LEDにどんどん変えていって、ある程度負担軽減にもなっていくだろうということが一つと、もう一つは、この自治会が負担する電気料金が、その地域の発展の阻害にもなっているのであれば、例えばこれにたくさんお金を使って、自分たちがやりたい行事ができない、やりたい取組ができないということであれば、逆に村としては、その分はしっかり支援していったいいのではないかなというようにことも十分考えられますので、私が言いたいのは、地域の発展をこの部分が、電気料金の負担が、何度も言いますが、阻害しているのであれば、当然これは村のほうとしても措置はとっていかなくてはならないというのは考えております。そのやり方はまたこれから検討させていただきたいと思います。

○議長 新垣博正 新垣善功議員。

○15番 新垣善功議員 ひとつ、この電気料金は各自治会の運営に支障を来していると思うんです。電気料金が大体平均して二、三十万円以上かかっているのではないですか。それはLEDに替えていけば、もっと安くなってくると思うんですけれども。でも村民の安心安全を守

るのは、第一義的には村ではないかと思う。確かに地域の皆さん方は自分の安心安全は自分で守るということも大事ですけれども、やはりこういうのは村がやるべき問題だと思いますので、ひとつその点予算を計上していただいで、自治会活動が、運営がスムーズにいくように支援していただくよう要望いたします。それで私もこの電気料金については、前々から気にはしていましたけれども、また明日も他の議員から質問があると思いますので、これで質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で新垣善功議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時43分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、比嘉麻乃議員の一般質問を許します。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは改めまして、こんにちは。執行部の皆さんもきっと午前中でエネルギーを使い果たしたのではないかと思います。また午後もよろしくお願いいたします。議席番号9番、比嘉麻乃、早速一般質問を行います。

大枠1、子育て支援について。本村は子育てのしやすい村として、今後も子育て世代が増加すると考えられます。また核家族の増加で、今や子育ては家族以外のサポートが必要とされています。本村は、村長が率先して子育て支援を推進し、さらにコロナ禍の中、こども課と協議をしながら、スピーディーに支援策を打ち出し、積極的に支援してきたことを高く評価します。さらなる子育てしやすい中城村に期待し、これまでの一般質問と子育て世代からの要望を含め、以下のことを伺います。①多胎児への支援について伺う（年間出生数は）。②保育の無償化対

象外である2歳児以下の延長保育料を補助する考えはあるか。③こども医療費助成制度のさらなる拡充の考えは。④命に関わる難病で健康保険適用外の治療や手術が発生した場合に一部を負担する考えはあるか。

大枠2、糸蒲公園周辺の看板設置について。

①糸蒲の塔に児童が見ても理解できる説明板の設置は可能か。②糸蒲から田芋が広がった由来を書いた看板設置の考えは。③2019年に中城ハンタ道が「歴史の道百選」に選定されたことを記念して記念碑建立の考えはあるか。

大枠3、図書通帳導入について。村民の念願であった護佐丸歴史資料図書館が開館し、5年が経過しました。開館5周年を記念して図書通帳を導入する考えは。

大枠4、これは訂正をお願いします。「経費削減について」ということで訂正をお願いします。大枠4、経費削減について。郵送用封筒に企業広告を導入し、経費削減を図る考えはないか。以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは比嘉麻乃議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましてはこども課、大枠2番、3番につきましては教育委員会、大枠4番につきましては総務課のほうでお答えをいたします。私のほうでは大枠1番の子育て支援について少し所見を述べさせていただきたいと思います。議員も御承知のとおり、子育て支援に関することは、一貫してぶれずにやってきたつもりでございます。詳細は後ほどまた担当課から答弁をいたしますけれども、来年度に向けても幾つかやってみたい、あるいはこういうものはどうかということで調査をしたりとか、そういうもろもろのこともございますので、それをまた皆さんとも相談しながらできればいいなと考えております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○**教育長 比嘉良治** こんにちは。大枠2の糸蒲公園周辺の看板設置についてですが、関係課と相談をして検討していきたいと考えているところです。大枠2と大枠3の詳細については、生涯学習課長のほうから答えさせます。

○**議長 新垣博正** こども課長 金城 勉。

○**こども課長 金城 勉** 大枠1についてお答えいたします。

①の出生数は令和元年度が261人、その中の3組が双子、令和2年度が252名中3組の双子。令和3年度10月末現在169名中1組の双子でございます。多胎児に限った特化した支援はございませんが、単胎児も含めた通常の産前産後の親子への子育て支援策においては、必然的に単胎児より量・内容とも手厚く時間をかけ支援をしている状況でございます。また保育所入所においても、多胎児の場合は兄弟児家庭もございますので、単胎児より優遇されておりますし、ファミサポの利用料の助成なども実施しております。

②の延長保育料金の補助につきましての質問の意図としては、育児休業中の御家庭の兄弟児が保育所を利用する際の延長保育料についての御質問で、出産後に育児休業を事由に兄弟児が継続して保育所入所をする場合は、標準時間保育から短時間保育へ認定が変わるため、対象児の預けられる時間が標準の11時間から短時間の8時間に短くなります。そのため8時間を過ぎた時間から延長保育となるため、通常の保育料にプラス延長保育料と費用負担がかさんでいる状況がございます。その問題解決、改善が図れないかとの質問としてお答えいたします。この状況は、平成27年度の制度改正によるもので、これは全国、全県的な対応として本村も同様な措置としております。実際、短時間保育の例で申し上げますと、朝の8時半に子供を預けたとして、8時間後の16時半には迎えに行かないと延長保育料が発生いたします。例えば夫が仕事

中で、延長保育料を発生させないために乳飲み子を抱えながら、登園・帰園とお母さんの負担を考えると大変な状況が想定されます。また逆に、お母さんが育児で手を取られて、迎えが困難な場合は仕事帰りのお父さんのお迎えになると。そういった場合は当たり前に延長保育料がかさみます。御要望からも育児休業中の親子の状況からも、村の負担が増加しても対処すべき事案かと考えておりますので、来年度へ向け前向きな対処策を検討してまいります。

③のこども医療費助成制度につきましては、本村は先んじて中学校卒業までの無償化で取り組んでいたところ、来年度の県の拡充をもって、当初の目的は達成されたと考えます。現在のところさらなる拡充は考えてございません。

④につきましては、こどもの医療費の助成の扱いで申し上げますが、保険適用外の治療費などの一部負担となりますと、医療費助成制度とは別の制度創設になるため、現在考えはございません。

○**議長 新垣博正** 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○**生涯学習課長 稲嶺盛昌** それでは比嘉麻乃議員、御質問の大枠2と大枠3についてお答えいたします。

まず大枠2の①糸蒲の塔への説明板の設置についてですが、沖縄戦調査の資料などを活用しながら、児童生徒向けの説明板の制作は可能と考えております。しかしながら、先ほど教育長からもありましたとおり、設置については、今後関係する課や、また地元の皆さん、過去に関係された遺族会など、そういった方々の意見も聞きながら今後、進めてまいりたいと考えております。

②の田芋由来の看板設置について、糸蒲公園一帯については、中城村の歴史を知る上でも重要な場所となっておりますので、看板設置に向けてこちらも関係課としっかり協議しながら検討していきたいと考えております。

③のハンタ道記念碑についてですが、現在、旧ホテル跡地のハンタ道の最終部分の整備を始めておりまして、予定では令和7年度に全線開通する予定でございます。開通した際に記念碑を建立するか、設置場所についても検討してまいりたいと考えております。

大枠3、図書通帳導入について、図書手帳、または読書通帳や読書手帳とも呼ばれているようです。護佐丸歴史資料図書館では、令和2年、令和3年の5月の子供の読書週間の期間中に本を借りた児童生徒を対象に、自己記入方式の手づくりの読書手帳、今、見本はこちらに持っています、こういったのを配布して、子供たちが図書館へ足を運んでくれるような事業を展開しております。今後、形式も含め、県内図書館や、また専門家などの意見、利用者のニーズも含め検討して、今後導入するか含め考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 大枠4の郵送用封筒への企業広告導入についてお答えいたします。

現在、住民生活課におきまして、企業からの提供による封筒を備えており、証明書等発行時に活用し、経費の削減をしております。本村から郵送する公用封筒に企業広告を導入した場合、広告掲載料収入により、財源の確保が図られ、結果的に経費が削減されるものと考えております。先進市町村の事例も参考に、導入に向けての要綱等の整備を検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それでは順を追って再質問をさせていただきます。

まず大枠1の子育て支援についてからなんですけれども、多胎児が年1組から3組ほど誕生しているという答弁でございました。多胎妊娠は、妊娠高血圧症ですとか、あと切迫早産、やはり小さく生まれてしまう低出生体重など、医学的にもリスクが高くなることも聞いたことがあ

ります。本村では妊娠中の母子ともに、安心安全な出産を迎えるために、妊娠中14回の妊婦健診を公費で助成しているわけなんですけれども、これは多胎妊婦の場合も同じ14回なのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

単胎児同様の14回でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 沖縄市では今年の4月から多胎児を妊娠されている方へ5回分の追加受診券を交付しておりますけれども、本村でも追加の交付の考えはあるかどうか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

本村の現状としまして、多胎児については予定日より出産が早まることが多く、利用実績としても公費負担の14回以上の利用はこれまでございません。要望等も聞いたことがない現状から増やす必要性はないかと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 これまではそういった事例がないということなんですけれども、また今後14回でもやはり足りない。やはり多胎児となりましたらどうしても妊婦さんは心配になると思いますので、そういうお話があれば、また補助金などもちょっと考えながら、対応をこれからしていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願ひします。多胎児出産の場合の赤ちゃんの平均体重などが通常の出産と違うために、健診の記録などではどうしてもデータで比較することがちょっとしづらいということで、お困り事もあるようなんですけれども、そういったことから小児保健の専門家ですとか、あと双子、三つ子を育てた親御さんが共同して政策した双子手帳というのが今あるんですけれども、その双子手帳を各自自治体が配布しているところもあるんですけれども、本村では確かに年



間の出生数は少ないと思うんですが、本村でも配布するという考えはあるかどうか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

今、議員がおっしゃったように多胎児ならではのデータやアドバイスが盛り込まれている手帳ということで承知しておりますが、おっしゃるように多胎児の出産や育児の備えに役立ったり、配布が多胎児支援につながるということであれば、今後、予算を計上して配布していきたいと考えております。多胎児ならではの不安や相談というのは、この手帳に任せることなく、人と人をつなぐというんでしょうか、同じ多胎児妊産婦の交流会なども検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今おっしゃられるように、この双子手帳だけに頼ることはなく、人と人とのつながりということはずごく大切だと思いますので、こういった双子ちゃん、三つ子ちゃんを育てた親御さん、先輩親御さんなので、その人たちのアドバイスというのは本当に必要だと思うので、交流というのはとてもいい案だと思います。よろしく願いいたします。先ほども申し上げましたように、多胎児の妊娠、出産はリスクが伴い、退院後はやはり体力が低下した状態での育児がスタートするわけなんですけれども、そこでちょっと伺います。育児とか、あと家事など、やはり出産しましたら、乳幼児健診ですとか、歯科健診、そして予防接種とかもいろいろあるんですが、双子ちゃんを連れて行くときはすごく大変だと思うんですが、その外出の際の支援は行っているのかどうか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 現在は外出時のサポーター支援というのはファミサポの活用などを御案内してはいるんですが、特段外出サポー

トという事業は今までなかったものですから、これからまた保健師が妊娠期から関わって、非常に関係性の深い切れ目のない支援をしていておりますので、その中でまた課題とか、ニーズを聞き取って、今後また検討していきたいと思っております。育児支援につきましては、産後ケア事業で、現在も保健師、助産師等が産後の母子に対して心身のケア、育児支援などを行っておりますので、また家事支援については、地域で活躍する母子保健推進員などの活用と体制整備をして、今後、養育支援訪問事業として実施していけるように考えていきます。これまで産後ケア事業として、アウトリーチとして、助産師とか保健師が出向いて、訪問しての養育支援はしていたんですけども、11月に要綱の改正をしまして、通所や入所サービスもできるような事業見直しを行い、産後のお母様の休暇、休息のニーズをお聞きして支援できるような拡充も対応しておりますので、これは単胎児、多胎児に限らず、特に多胎児の場合はそういった問題が大きいと考えますので、できるだけの支援をやっていこうというふうに考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 やはり本村は心身ケアですとか、こういったのは本当手厚くしているんだというふうには感じておりますけれども、外出のときの支援はどうしても双子、そして三つ子には必要になると思います。まだ首をもっていない子もいますので、よろしく願いいたします。また、令和2年4月から国の多胎妊産婦サポーター事業というのがスタートいたしましたので、このサポートは育児や外出のサポート費用を国が2分の1補助というサポートができましたので、その補助の活用も視野に入れながら、検討をしていただければと思います。双子ちゃん、三つ子ちゃんを授かることで、確かにうれしさも2倍、3倍だとは思いますが、その分大変さもあると思います。どうか、金城課

長をはじめ、行政による切れ目のない支援で、2倍の大変さを2倍のうれしさに変えていただければと思います。

では次に②の延長保育料金の補助について、再質問いたします。この件は実はもう2年ぐらい前から何人かの子育て世帯から実際に要望などがあったんですけれども、私自身まだまだ勉強不足だったものでできなかったんですが、今回、それでまた再度要望があったので、一般質問に取り上げさせていただきました。先ほど課長が答弁したとおり、もうまさに本当にそのとおりなんです。育児休業になると、これまでの標準時間から短時間となりますので、保育時間が11時間から8時間と短くなります。下の子を保育するために、やむを得なく上の子を保育園に預けなければいけないというふうになります。また生まれたばかりの赤ちゃんにも生活リズムがありまして、その途中で保育園のお迎えがあるということで、そのリズムを崩してしまう。その赤ちゃんをまた連れて、先ほど課長がおっしゃっていましたように、その赤ちゃんを連れて送迎するというのが本当に大変な負担になるわけなんです。そのことからお迎えをお父さんにしてもらうために必然と延長保育になってしまうということは先ほど課長もおっしゃっていました。毎月約6,000円の延長料金を払いながら育児を頑張っている方もいます。しかも2歳以下の場合には保育料プラス延長料金まで発生します。先ほどの答弁の最後に、来年度に向けて前向きに対処策を検討するとありましたけれども、具体的な対処策をもう一度伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

育児休業中の御家庭への標準保育の認定は、県内はもちろんのこと、全国的にも実施されておりません。しかし、子育て支援の面で漏れている支援策だと考えましたので、本村から先駆けて取り組むと。今、村長からも前向きな検討

の同意もいただきましたので、来年度からは標準時間として認定していくと。育児休業前と変わらない認定でもって延長保育への負担軽減を図っていくよう調整してまいります。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。延長保育料の負担を軽減するために、育児休業中の保育時間をこれまでは8時間だったものが、育休中であっても11時間保育にすることですよろしいですか。はい。保育を頑張る子育て世帯の身体的、そして精神的、何といたっても経済的負担軽減のためにも今、村の負担が増加してでも支援していくという決断と取組を本当に高く評価したいと思います。ぜひ来年度からよろしく願いいたします。

では次に、こども医療費の拡充についての再質問をさせていただきます。前回同様、今回もその考えはないということなんですけれども、この質問は令和2年12月定例会でも取り上げましたが、その後このことについて協議はなされたのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

村長も含めて協議をしております。先ほども答弁いたしました。当初の目的は達成されているところから、時期を見て再検討しようという事案になっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 ありがとうございます。目的は達成しているということなんですけれども、2022年、来年の4月から、もう御存じのように、県が通院費助成制度を中学校卒業まで拡大します。そのことで本村は年間試算なんですけれども、1,500万円ぐらいの予算が軽減できるのではないかと思いますけれども、もし本村で高校卒業まで拡充した場合は、今から600万円の増と予想されます。それでも約900万円程度、現在のこの予算から削減されると思います

けれども、前にもお話ししましたように、高校生が経済的理由で必要なときに病院に行けない生徒は8.1%いるという調査結果が出ています。もう一度精査していただき検討をお願いしたいのですが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 今、具体的な数字をもって御質問がございましたけれども、子育て支援施策はこの事業だけでもないと、先ほどの議員の答弁で申し上げましたけれども、いろんな施策のある中、優先順位をつけながらというところではあるんですが、単純に予算というのは、この事業で浮いたから新たなこの事業ではなくて、1回プールにした上で、その中で子育て支援施策で今必要なものは何か、手厚くしなければならぬものは何かというような考え方をしなければならぬと思っております。ただ、無料にしてしまうと、受益者負担を伴わない場合の必要ではない医療費の発生などもございますので、単純に、県が中学生まで無料にしたから高校生までという今のところの考えを持つことができなくて、これももちろん庁内で協議をしておりますので、浮いた分も含めて、また改めてこの医療費でどう使えるかというのも検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 今後ぜひまた検討していただきたいと思えます。

では次に、命に関わる難病で健康保険適用外の治療や手術が発生した場合に、一部負担について再質問したいと思います。また質問も同じく令和2年12月定例会に取り上げましたけれども、この件につきまして、その後に協議をされたのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

前回は実際のケースとして、子供の難病という御質問でしたので、こども課担当として、こ

ども医療費助成の立場から答弁いたしましたけれども、こども課だけで答弁していいものかちょっと悩みはしますけれども、答弁後もこども課内で協議はしました。法律や国の基準もない中で、その疾病に対して特別、高度、先進、治療等の妥当性やその手術治療費の必要性や有効性があるのか、また安全性を持って安定的にその疾患の手術、治療等を実施できる基準を満たした医療機関かなど、一定の条件、基準を決めないといけないと考えますし、それにはより専門的な知識と情報がないとできないと。うちのような村レベルで詳細の検討をして、基準を設けるのは困難というよりも、できるものではなく、国の制度の中で考えるべきかという検討結果に至っております、お子様が難病が原因で困っている御家庭のつらい思いや、親子を手助けしたいという気持ちはございますけれども、この健康保険適用外の一部負担、もしくは基金にしても仕組みづくりというのは非常に厳しいものだと考えます。役場として協力できる場所として、前回、総務課が職員に呼びかけて「ふうあちゃん基金」ということで20万円寄附をいたしましたけれども、組織として職員に協力依頼をするほうが現実的ではないかと。これはあくまでもこども医療費担当として、こども課レベルで考えたことでございますので、そういった状況下で庁内での協議に上げるということはしておりません。こども課内での話合いで、こういう現状で難しいよねというところで、収まっております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 確かにこども課だけに押し付けるのも大変だったと思います。確かに課長がおっしゃるように、国の制度でありますので、本来なら国が全て保証するのが本当でありますけれども、では村長に伺います。保険適用外の治療や手術、高度先進医療などが認められないこの治療は公的医療保険が適用されずに、

莫大な費用がかかるというのはもう村長も御存じだと思います。その費用が払えず、治療を諦めてしまうことがないように、現在あるふるさと納税からの「チバリヨ一中城ごさまる応援基金」の条例に、この支援を追加する、あるいは「村長におまかせ応援！」での対応は可能かどうか伺います。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

定かではないので申し訳ないんですが、今のこども課長の話でもあるように、何らかの基準を設けてやらなくてはいけないような気がいたします。このふるさと納税に限ってでも、村長おまかせ基金に出しても、歳出といいますか、お金を出すということはやはり決まり事が必要だと思いますので。逆に言うと、基準を決めてしまうと基準に合わないところではもうできないということにも、逆説的な話になると。あるいは前回の例をとると、やはり人々の善意から発生しました。もちろんこれが常にそればかりかということではまたないとは思いますが、実は今、事業としてふるさと納税の話が出ましたからあえてここで話ししますけれども、企業型のふるさと納税とかであれば、この事業を確立したら、この事業に特化した形で寄附金が募れると。例えば難病で苦しんでおられるお子さんがいらっしゃるから、ここを助けましょう基金みたいな事業を立てれば、その基金に特化した形で寄附が受けられるとか、すみません、私もこれから勉強させていただきますけれども、意欲としては、そういう意欲を持って、まずはやらせていただいて、単純に今ある基金を使ってとなると、さっき言いましたように、何らかの基準を設けないと出しづらいうような感覚的なものですが、あるような気がいたしますので、その辺はまた勘案して結論は出していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 もう本当に事例をどこ探してもないので、私もどうすればいいのかと悩みながら、こういう案を出させていただきましたが、諦めなければ救える命というのがありますので、どうか検討をお願いいたします。

では次に、大枠2つについて再質問いたします。糸蒲公園周辺の看板設置についてということで、教育長のほうからも検討していく。また課長のほうからは設置に向けて検討していくということなんですけれども、去る沖縄戦では、南上原地域でも激しい戦闘が行われ、多くの戦死者が出ました。戦後集められた遺骨を安置するために、ブロック造りの慰霊の塔を建立したのが始まりで、1969年に現在の糸蒲の塔が建て替えられたというふうに聞いております。しかし、地域の方の中には、この糸蒲の塔の存在すら知らないのが現状でございます。休日ともなりますと、多くの親子連れが糸蒲公園に訪れますけれども、その高台に、今から75年前、犠牲になった方々の御霊がお祀りされている慰霊之塔があることを知ってもらうために、糸蒲公園内に、糸蒲の塔の場所を知らせるための矢印でしょうか、そこにこれがあるよという看板とかも設置は可能かどうか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ただいま糸蒲の塔におかれましては、上下水道課における配水池の工事であったり、昨年まで私たちもその工事に伴う発掘調査等も進めておりました。その後パークゴルフ場の再設定など、公園が一定レベルの工事が完了したときにおいて、私たち生涯学習課を含めた都市建設課など、管理するところもしっかり協議しながらその矢印や説明板などの設置を考えていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 お願いいたします。

楽しく遊ぶ公園がある一方、少し足を延ばせば平和を学べる公園でもあります。多くの方々に糸蒲の塔の存在と、そして御霊を慰めるための参拝、そして子供たちにもこの塔の意味を知っていただくための案内板、先ほどお話ししました案内板の設置をよろしく願いいたします。

次、大枠2の②について質問いたします。今月の1日に、南上原自治会の有志より田芋水田地の造成についての要請を村長にいたしました。ぜひ本村の文化の魅力を高めるためにも田芋水田耕作地と、その横に田芋の発祥地であることを示した案内板の要望もしたいのですが、いかがでしょうか。田芋水田耕作地もセットにしてどうでしょうかという質問です。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

議員御指摘のとおり、御指摘ではございません。失礼しました。村長への要請も私も伺っております。こちらも産業振興課を含めたところとか、関係課としっかり協議しながら、この糸蒲周辺が琉球国由来記などに寺院が過去にあって、その周辺から田芋が発祥したという記述もあるということで、そういった歴史的背景につきましても、うちの文化係のほうで再度精査させていただきながら、その説明板と公園内に小さなというんですか、少しなりの田んぼができるかどうかも含め、今後考えていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 生きた教材だと思えますので、この由来を書いた看板と同時に、また田芋水田地の造成についてもよろしく願いいたします。先ほど「歴史の道百選」に選定されたのを記念して記念碑を建立することはできないかという質問に対し、旧ホテル跡地が令和7年に完成して、開通されるということで、そのときに考えていきたいということなんですけれど

ども、何か場所はそのホテル跡地あたりなんでしょうか、私は南上原の歴史の道の端あたりかとも思っていたんですけども、令和3年3月定例会の一般質問の中でも取り上げましたが、そのときに、中城のメロディーが流れる石碑の提案をしましたが、覚えていてますでしょうか、覚えていないですか。実はやったんです。そのときは最後にだったので、答弁はいただかなかったんですけども、那覇市のがじゃんぴら公園には美空ひばりの……、思い出しましたか。はい。美空ひばりの歌が流れるものですか、あと読谷村には「ざわわ」でおなじみのサトウキビ畑の歌が流れる石碑がありますので、それを参考に「歴史の道百選」の記念としてというふうな案を出しましたが、確かに考えてみると、センサーとか、ボタンでしたら、やはり故障とかしてくると思うんです。そのときにまた維持費が大変だと考えました。それからQRコードを石碑に入れると、そのQRコードで出てくるものに曲が流れていたりだとか、あと先ほどの糸蒲の塔でもそのQRコードをつけることによって、当時の戦争のときの映像ですとか、あと詳しいことが分かるのではないかと思いますので、このQRコードはもうずっと使えると思いますので、これをちょっとまた提案をしていきたいと思えます。先ほどの糸蒲の塔の説明板、そして田芋の由来の看板、歴史の道の、今、話をした記念碑をセットにして、企画課長が答えられますかね、一括交付金というのか、令和4年度からまた新たな補助金などにチャレンジすることは考えていませんでしょうか、単費ではなくて、それを何か観光関連でつなげていったりとか、一括交付金ならぬ新たな補助金を使ってチャレンジするという考えはないか伺います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。一括交付金については沖縄振興に資する事業

ということで、これまでも多くの事業を中城村は実施しており、令和4年度から新たな振興計画の中でも、まだ概算要求ということで確定はしていませんが、継続の希望があるかというふうに思っていますので、事業実施については各課と協議しながら、その事業が沖縄振興に資するというのであれば申請も可能かと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 新たな中城村の魅力を発信させるためによりしくお願いします。チャレンジを頑張ってみてください。

次、大枠3に移ります。読書通帳とか、図書通帳とか言いますが、この通帳を御存じの方もいらっしゃるかと思いますが、村長に伺います。村長の趣味の一つに読書があると思います。村長、今年に入って読んだ本の署名ですか、著者名、日付全て覚えていますか。今年に入ってからの本の名前、覚えていませんよね。覚えていないですね。では村長、今年に入っていつ貯金を幾ら引き出したか覚えていますか。覚えていないですね。でもそれを確認するには銀行の通帳を見たら分かりますよね。はい、そういうことです。この読書通帳はそれと同じになります。3名に1枚ずつ、今、写真を……、全員にやるのはもったいなかったもので、3人に1枚ずつ、これをカラーコピーして回しております。この読書通帳は、先ほど言った預金通帳と大体同じになるんですが、利用者の図書の貸出日ですか、署名、著者名、そして本の価格まで全て記入されるものなんです。通帳に印字された値段の総額とかも出てくるので、それを作ったときには村の税金や、そして寄附で購入した本を、もし自分が購入したらこれだけの何十万円、何百万円分の本を読んだことになるんだということで、金額の価値観というのまで、ありがたさまで分かりますので、さらに図書館のありがたさも知ってもらえるのではないかと

思っております。全国的に図書通帳を導入した図書館では、何倍も利用者が増えているという報告もあります。コロナ禍で電子図書館導入に取り組む自治体もありますけれども、私的には中城村の自慢である護佐丸歴史資料図書館に足を運んでいただきたいと思っているんです。実際に好きな本を手にしていただきたいと思っていますので、さらに読書通帳、図書通帳を導入することで、これまで読んだ本を何年後かに振り返ることもできますし、赤ちゃんが誕生して初めて読んであげた本ですとか、あるいは字が読めるようになって自分で初めて読んだ本とかが記録できますので、子供の成長記録の一つとして、私は残してあげられるのではないかと思っております。今後、子供たちにもっと本を読んでもらうきっかけづくりになると思います。現在、全国では300台以上が設置されております。とてもいいものだとは思いますが、やはり気になるのはお値段だと思います。私が調査した図書館では初期の設置システム構築委託料が38万5,000円、印刷機が39万8,000円、この通帳を3,000冊買った場合は70万円、合計148万3,000円なんです。私がこの図書通帳を知ったのが、約二、三年前なんです。そのときに調べたときが600万円だったんです。600万円なんてとんでもないということで、要望がずっとできないまま、何かきっかけがないかということで、ずっとこれを温めていたものなんです。それがつい1週間前に調査したら、150万円弱で、通信の会社によっても、委託会社によっても多少変動はあると思うんですけども、150万円弱で、全てがそろそろわけなんです。今、値段とかを把握したところで導入の考えはないか、お願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

情報提供を大変ありがとうございます。うちも入っているし、業者のほうに確認すると、概

算ですが、うちのほうでは現在のところ180万円弱程度という数字も私も計算しております。先ほどから議員から提案があるように、通帳につきまして、私どもの司書をはじめ、例えば司書協会の皆さんとか、いろいろな見識がありまして、例えば子供たちにその金額を教えることがどうなのかとか、読書の自由度とか、そういったところで倫理的問題なのか分からないんですが、そういったところもあると。お母さんが買ったときに読むこととか、すばらしい提案だとは思いますが、全国図書協会など、またうちの護佐丸歴史資料図書館運営協議会の専門の先生方のお話しも伺いながら、この導入に向けては、金額のみではなくて、通帳の在り方とか、先ほど御紹介させていただいた手書きではあるんですが、こちらのほうで記録を一生懸命やってもらっている生徒、児童もいらっしゃいますので、その辺を普及させながら、こういった機材を使つての通帳の導入に向けた……、今後も検討しながら進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 それはとてもいいものだと思いますし、あと値段を知られることとか、こういうような本の値段があるけれども、これだけの本を読んだということを知るのには、私はいいいことではないかと逆に思っておりますし、やはり子供たちからしても何か貯金しているような感じで、とてもいいという記事もありましたので、ぜひとも前向きにこれは考えていただきたいと思います。課長は金額ではないよということで安心はしましたけれども、できればこの図書館のパワーアップ事業でも対応していただければと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。楽しみにしていますので、よろしく願いします。

それでは最後、大枠4の経費削減について再質問をさせていただきます。導入を考えていくということなんですけれども、たとえ税収が増

えるからといって、村の予算に余裕があるというわけではないということも、皆さんも御存じだと思います。あるときに、どう蓄えていくかということがやはり大切だと思います。今回提案しました郵送用封筒に企業名を入れて、企業の協賛という形で寄贈されていくことだと思うんですけども、そんなに大きくはないと思いますが、年間の封筒の購入料金について伺います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

一般質問の通告がありまして、役場内各課のほうに調査を依頼しております。全ての課から回答があったわけではないんですが、6割程度の回答の中で、封筒の印刷が長3、角2を含めて2万5,000枚程度でございます。全ての課ではありませんので、2万5,000枚以上だということふうなことで御理解願いたいと思います。失礼しました。2万5,000枚で36万円でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 36万円ということは、約2倍はあるというふうに思いますけれども、さらに削減するために村のホームページに企業報告の枠を入れるバーナー広告ですとか、あと水道メーター検針票への広告といろいろできる方法はあると思いますが、その2つについてはいかがですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

本村の財源確保の意味では非常にいいアイデアだと考えております。今後、導入できるかどうかを含めて検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 村民が将来にわたり安心して暮らせる村を維持していくためには、行政経営に係る事務の効率性を高めていく必要、そして無駄な経費を削減していかなければなりません。そのためには私たち議会事務局をはじ

め、職員一人一人が、たとえボールペン1本、そしてコピー用紙1枚、これは小さなものでも村民からお預かりしている税金で購入しているということを常に心にとめなければならないのかというふうには思っております。それで伺いますけれども、コピー用紙なんです、総務課の一括購入だと思いますが、1年ぐらい前までは都市建設課だけ何か茶色っぽい、再生紙ですか、使っていたと思うんですけれども、この白とちょっと茶色っぽい用紙というのはどちらが安いんですか、それをちょっと伺いたいと思います。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

役場におきましては確かに都市建設課の使用している白紙については、ちょっと茶色がかった再生紙を利用しております。金額的には再生紙のほうが割高でございます。

○議長 新垣博正 比嘉麻乃議員。

○9番 比嘉麻乃議員 この再生紙のほうが割高ということを都市建設課はそれを知ってかどうか分かりませんが、安いほう……、今白のほうに変えたということで、こういうことなんです。本当に小さなものでも、これよりはこれのほうが安いというところを探して変えたということは素晴らしいことだと思います。今後行政サービスは向上させて、経費はできるだけ抑えていく、その積み重ねで職員の皆さんのこれからやりたい新しい事業ですとか、あと私たち議員の提案や要望にも応えやすくなると思います。さらに住みよい中城村へと発展していくことだと思いますので、今後とも一緒に頑張っていきたいと思います。以上、私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で比嘉麻乃議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（14時26分）

~~~~~

再開（14時37分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、安里清市議員の一般質問を許します。

○1番 安里清市議員 皆さん、こんにちは。議席番号1番、安里清市でございます。議長の許可を得て、これより一般質問を行います。

大枠1番です。新中学校建設の進捗状況について。①用地の取得状況は。②平成29年3月策定の中城村公共施設等総合管理計画では、中学校の老朽化比率は48.1%となっています。比率が低い中で学校施設環境改善交付金など補助のめどはどうなっているのか伺います。③学校整備基本計画では設計から解体・建築などで44億円余りが概算されています。この中で補助金の金額・割合（国の基本額）等を伺います。④PFI方式が望ましいとし、財政負担の平準化ができるとしていますが、安定的な返済計画はできていますか。同方式は決定事項なのか伺います。⑤中学校の移転に伴い、元の敷地は旧役場敷地と併せて大型商業施設を誘致する計画が検討されていますが、進捗状況を伺います。

大枠2番です。村道新垣中央線の改修計画について。これまで一括交付金が令和3年度に終了することと、新たに村道の改修計画を作ることとはできないとの答弁をいただいています。

①令和4年度からの新たな補助金制度を活用して、改修に向けた調査を実施していただきたい。②村道を歴史の道につなぐ接続用道路として整備することはできないか。（サンヒルズタウン地域から喜舎場石材前を通る部分的な改修になります）。

大枠3番です。新ごみ処理施設に向けた状況を伺います。①様々な反対運動を乗り越えて建設に至った現施設を廃止する理由を伺います。②新施設の進捗状況と清掃組合の積立金の状況。③新施設の運営が、委託方式になった場合の中



城村民の意向や要望などはいかに反映されるのか伺います。④現施設の廃止に向けた取り組みとして、跡地の利用計画ができるか。

大枠4、河川の改修について。①新垣区民館から若南の石橋近くまで約50メートルの河川の改修計画は立てられないか。②過去には川岸が崩れたこともあります。流れがよどみ不衛生であり、改修していただきたいが意向を伺います。③どのような補助金の活用が考えられますか。以上、御答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは安里清市議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては、教育委員会と企画課のほうでお答えいたします。大枠2番、大枠4番につきましては、都市建設課のほうでお答えいたします。大枠3番につきましては、住民生活課のほうでお答えいたします。私のほうでは、大枠2番の村道新垣中央線について所見を述べさせていただきますが、この件につきましては、安里清市議員の強い思いと伺いますか、前々からその思いは重々承知しているつもりでございます。何とかその期待に応えていきたい気持ちはやまやまではございますけれども、正直なところ今のところまだいい知恵が出てきていないと申しますか、補助金との絡みもございまして、詳細については担当課でまた答弁いたしますけれども、何とか知恵を絞って出せるものはないか真剣に考えていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の中学校建設の進捗状況についてですが、教育委員会としては、子供たちのよりよい教育環境の整備、充実のために、できるだけ早く実現できるように取り組んでいきたいと思っております。詳細については、教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1の①から④についてお答えいたします。

①についてです。用地の取得については、用地交渉を実施していないため、現在取得している用地はありません。

②について、全面改築を行う場合については、補助資格面積、つまり不適格な部分の面積が学級数に比する必要面積の50%以上の場合に、補助金交付の対象となります。現在その判断を行うため、学校施設の耐力度調査を行っております。

③について、補助金の額については事業費の約48億円に対し、国庫補助金額を14億円程度見込んでおります。

④について、返済計画は、現在いろいろなケースを想定し試算を行っております。事業形式については、学校整備基本計画においても、PFI方式が最も望ましい事業方式としているため、同方式を進めることを想定しております。以上です。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1の⑤についてお答えします。

旧役場跡地及び中学校敷地の利用については、商業施設誘致の可能性について検討するため、地域ニーズ調査及び市場調査について業務委託を行い、去る11月末で完了し、完了検査を残している状況であります。今回の調査結果により、村民のニーズ及び民間事業者の商業地としての活用意向に一定の合致が見えております。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2と4についてお答えいたします。

大枠2の①については、新垣中央線の改修については利用状況、環境面の観点から、改修の優先度はそこまで高くないと考えるため、拡幅などの改修事業ではなく、舗装補修事業の対象

になるか、調査を行っていきたいと考えております。

②については、現在整備の予定はございません。

それから大枠4です。一括して答弁いたします。現地は通常の維持管理では厳しい状況の水路となっているため、補助金の活用が必須と考えております。県へ対象事業がないか確認していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは私のほうからは大枠3の①から④の質問について一括してお答えをいたします。

①について、ごみ処理施設青葉苑の現状は、当組合圏域、両村において、特に平成27年度から新たに搬入を開始した大型商業施設からの事業系ごみの搬入、平成28年度以降も両村の人口の増加、流入状態が続いており、ごみの排出抑制を行っても、ごみ総排出量は減少させることが困難であると考えられ、近い将来、ごみ処理能力が不足することが懸念されたためでございます。

②についてお答えいたします。新施設の進捗状況について、新ごみ焼却施設の2022年、令和9年を変更、2029年、令和11年4月供用開始を目指し、3市村による新一般廃棄物処理施設を共同で整備する循環型社会形成推進地域計画第1期計画、平成30年から令和6年とし、発注業務、環境影響評価業務、環境影響評価現況調査業務、地質・測量、磁気探査等調査業務、技術支援業務を進めております。ごみ処理の広域化を事務の委託方式により推進をしております。清掃事務組合へ、平成28年度から令和2年度までの間、積立金の状況は、令和2年度で清掃事務組合から3億3,400万円を構成村、これは両村に移管されております。中城村においては、令和2年度までの戻入金1億6,700万円を一般廃棄物処理施設建設基金として積み立てており

ます。令和3年度末では2億1,400万円の積立額になる予定でございます。

③についてお答えをいたします。平成28年11月11日、浦添市、中城村、北中城村、新一般廃棄物処理整備に関する基本合意書を締結。平成29年12月27日を事務の委託に変更。平成30年6月26日、中城村との間で協議書を締結。中城村と浦添市との間におけるごみ処理施設の整備等に関する事務の委託に関する規約を施行。平成30年6月27日から地方自治法第252条の14第1号の規定に基づく、事務の委託を開始しており、事務の委託は新クリーンセンターの建設・運営・廃止（解体等）について行うもので、新クリーンセンターを令和11年の供用開始をした際には、1市2村がごみの収集運搬を行い、浦添市は新クリーンセンターの運営に関する業務を行うこととなります。その中で、意向や要望がある場合は、中城村と浦添市が協議して定めるものと認識しております。

④についてお答えをいたします。現在において、跡地利用につきましては未定となっております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 御答弁ありがとうございます。中学校の建設に向けての用地の取得についてお伺いしたんですが、午前中の大城議員とも少し重複しておりましたけれども、まだ6億2,000万円でしたか、執行されず、地権者との合意も至っていないのだろうと思うんですが、この取得に向けては計画年度として、取得の年度は令和3年度末でよかったですでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

用地取得については、令和3年度の当初予算に計上しておりますので、令和3年度中に行うということで、こちらでも準備を進めておりましたが、今現在、至っていないということで、

その計画が少しずれているという形になります。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 そういふようなことですと、この予算の未執行について、今後、次年度に向けての手續が必要になるかと思いますが。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

議員のおっしゃるとおり、令和3年度中に完全執行は厳しいという状況を見ております。用地取得の事業については、繰越しで対応するのか、もしくは令和4年度で新たに再計上するかは今、こちらで検討している段階で、今後財政とも詰めていきたいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 繰越明許になるのか、いろいろ手續が出てくるのだろうと思っておりますけれども、用地取得に向けてまた懸命に取り組んでいただきたいと思っております。学校整備基本計画の中では、設計から解体、それから建築などで44億円、この間いただきました資料では、これが中学校の分で48億円というふうなことでありますけれども、その中でPFI方式を採用して返済、返済というか、リース料というふうなことが妥当なのかと思うんですが、年間の村の一般財源からの持ち出し費用についてお伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

議員のおっしゃる44億円というのは、昨年度策定した計画書の中で事業費として載っている金額になりますが、これは税抜き価格になっております。税を入れると約48億円に相当しますので、先ほどは税込みでお答えさせていただいております。こちらのほうでの今試算ですね、

事業費の内訳として、先ほど48億円に対し、国庫補助金を14億円程度で、起債として25億円程度です。一般財源として7億7,000万円ほどかかる見込みを検討しております。この7億円に対しての起債の元金及び利子、あとPFI事業に払う金額、これはサービスの対価提供料という形になりますが、これを15年契約で払っていく計画で検討しております。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 中学校、それから津覇小学校も中城小学校も順次建て替えていくということで、総額で99億円余りが今後見込まれているんですけども、返済計画の中では、両小学校の分も含めて、慎重な返済計画を立てて運営をしていかないと、またその学校施設以外にもいろんな施設、住民の要望に応えるような新施設建築とかも出てくるかと思っておりますので、そこら辺について十分検討されて、返済計画をより綿密にされて取り組んでいただくよう要望したいと思います。

それとPFI方式が望ましいとして、現在進めてきているというようなことなんですけれども、これに併せて学校の敷地の跡利用というふうなことで、大型商業施設の誘致ということが取りざたされていますけれども、これについては用地の売却ということで進めるようなことになるのか、お聞きしたいと思います。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

旧役場跡地及び中学校敷地についての商業施設の可能性について調査して、先ほど民間においても商業施設として活用できるのではないかという意向もあり、用地の借地、または売買については実施段階において、その事業者との調整もまた出てくるというふうには考えております。現時点においては両方の案が可能性はあるのではないかと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ただいまの答弁ですと、用地の処分もあり得るということで聞こえるんですけれども、旧役場の敷地についても借地部分が大分ある。中学校についても一部借地がある。そういうような状況で処分、売却ということがもう考えられるわけですね。もう一度、お願いします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 議員のおっしゃるとおり、借地部分も一部ありますので、その分をどうするかという課題はあるとは思いますが、最終的には、事業を実施した場合に、事業者がどの対応ができるかというのも調査し、検討していくこととなると思いますので、現時点においては両方の案ができるのかというふうに考えています。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 この件については先ほどの御答弁では既に事業に向けての何と申しますか、事業計画書でしょうか、それはもう出来上がっているということですね。それはどこかで見られるようなものでしょうか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでお答えします。

去る11月末に完了してしまして、完了検査を今週予定しておりますので、その後、最終的に納品等があれば、議員の皆様にも提供できるのではないかとこのように考えています。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 余り細かな数字は苦手ではあるんですが、公用地の処分というふうなことであると、村の条例の中にも、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、又は処分に関する条例とかというようなことでいろいろ決められている規定があるんですけれども、そういうふうな規定も遵守していただきながら、この2つの敷地の処分について、先ほどの条例の規

定に関わらず、平成30年の中城村議会基本条例第7条、すなわち村長などは提案する重要及び新規の政策、計画事業などについて、あらかじめ議会、または議員の意見を聞くよう努めなければならないとの趣旨に鑑み、議会への丁寧な説明を求めたいと思いますが、将来のことではあるんですが、ひとつ御答弁をお願いいたします。同条例は村長をして遵守していただけるのかということです。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

議会の基本条例ですか、それもありますし、先ほどの財産の処分に関する条例、議会の議決を、やはり必要な……、売買の場合はなと思います。借地においても大きな事業ですので、各議員へは説明をしながら理解を求めていきたいというふうに考えています。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 これも両輪に例える議会と行政ですので、そこら辺のことについては、重々含みおいていただきたいと思います。今後新たな公共施設の建設に向けて、用地確保の必要性が出てきた場合において、地価単価の高騰により敷地確保の困難な状況も想定されます。現在工事中の消防出張所の建設に際しても、旧役場の職員駐車場として確保されていた敷地を利用することによって、スムーズな事業執行ができたものと思います。今後の土地処分についても、また慎重に進めていただくよう要望いたします。

大枠の2について再質問をいたします。同村道新垣中央線の維持管理については、昨年度において、崩落部分の改修工事が速やかに行われました。以前に比べると、随分と広くきれいになりました。対応をありがとうございます。質問に戻ります。補助金を活用するとして、実際の工事に係る工程、工事に実際につくまでにはどのような過程を経ていくのかについて、お聞

かせください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず、事業採択する場合は県との事前協議が必要になります。村がどこをどのように整備したいかという事前協議を行いまして、それが事業化できそうであれば予備設計、今度、村の単費で予備設計を入れます。それから県との協議になって、そこで費用対効果とか必要性を示すことができれば、事業の採択になっていく手順となっております。それから交付申請、本格的な事業の開始になっていきます。以上です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 県との協議に入るについても、こちらの要望を伝える意味で、何らかの調査をする必要があると思うんですが、いきなり県との協議があるように今、聞こえたんですけれども。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず地元からの要請が当然最優先されますので、そういった要請とかがあって、それから県との協議、事業採択に向けた協議を行うこととなります。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 こういった公共の工事等について、費用対効果ということがよく持ち出されてきます。そして実現性があるのか、それから通行量はどうかというようなことをお伺いしました。費用対効果というふうなことであると、いささか疑問があるのかと思うんですが、やはり道路というのを整備することによって、将来的な沿線の付加価値が出てくると思うんですが、そこら辺についていかがでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 利用頻度の高い沿線とかであれば、費用対効果は1以上を示すこ

とができるかと思うんですが、この新垣中央線の場合は、下のほうは農地保全事業とか、あと墓地が多数立地していますので、その辺からいくと、村民全体の交通量からいくとちょっと改修の採択は厳しいのかと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 いろんなことで、できれば本格的な改修をと思っているんですが、お聞きしましたところ路盤改修という事業もあるとのことですが、それに向けて、まず動き始めるというようなことは可能なんでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

令和3年度から南進側道を現在調査して、令和4年度から施行する予定の事業があります。それに今回新垣中央線は入っていませんので、今後の調査を行って、それが対象となるのであれば、事業採択できるものと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それができるばというようにおっしゃったんですが、どうすればできるんでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まず村でC B R試験というのをやって、路盤構成が基準に満たない場合はその事業の対象になります。まずそれを示す調査をやるのが先になっていきます。それからその結果を受けて事業採択できるかどうかになっていきます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 それではその調査はやっていただけるのでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 今年度の予算には入っていないんですが、新年度なりに検討して計上していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ありがとうございます。改修も永久的に実施しないというわけではないと思います。取りあえず基礎調査に取りかかっていたら、何らかの改善、改修に向けた動きを求めたいと思います。

次、大枠3のほうに移ります。質問に入る前に、一昨年からコロナ禍の中で、休むことなく、感染危険度の高い、ごみ収集事業を遂行され、村民の生活環境の維持に努められたことに対して、深く敬意を表します。再質問に移ります。新しい施設での、年間の委託料の予定、現在の運営費との関係でどうなのか、安くなるのか高くなるのか。ある程度のめど的な考え方で結構ですが、お伺いしたいと思います。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

先ほども御説明しましたが、平成30年から令和6年度までの計画支援事業ということで、計画の段階で進めているところでございます。その負担金に関しましては、その事業を運営するための負担として毎年約600万円負担金ということで進めておりますが、今後、新設の建設等にかかる費用負担としましては、先ほども説明申し上げましたが、それぞれ基本合意書を締結しておりまして、基本合意書の中で、新設の建設にかかる費用、その運営にかかる費用については、地域計画及び基本設計等に基づく、推計搬入数量割とするということでございます。また運営費用につきましては、新施設におけるごみ処理経費は現施設、浦添クリーンセンター及び青葉苑におけるごみ処理施設経費を基準に、同程度の経費軽減率となる量を搬入数量割と均等割を加えたものとして、負担金という考え方がございます。それを協議しまして負担をしていこうと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 非常に難しい御答弁で

したけれども、考え方としては現在、青葉苑を両村の組合で運営しているんですけれども、この維持管理については、今現在と将来的にも大体同等というふうなお考えでよろしいのでしょうか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（15時15分）

~~~~~

再 開（15時16分）

○議長 新垣博正 再開します。

住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えいたします。

現青葉苑の負担金と、また新施設整備に向けた新しいクリーンセンターへの負担金ということですが、当然、新しい施設に向けては、経費が現状の青葉苑の負担金よりも軽減、削減ができるよということと協議をしまして、今後においては青葉苑が施設運営している間は、基本的には向こうの負担になるんですが、新しくできれば、軽減、削減したことによって負担金は同等以下になるかということと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 さっきのことについて質問があったので、課長も答えるのに非常にお困りだったかと思うんですが、現在の運営費と同等ぐらいというようなことで考えればいいのかというふうに受け取ります。先ほどからお金の話をしているんですが、これから建て替えとか、いろんな新設とか出てくるので、将来的な、皆さんの心配を大いにしております。ごみ処理場の件で、跡地計画はないというようなことでしたけれども、津波などの災害時に一時避難をする場所、集合場所としての整備はできないか、検討していただきたいと思うんですが、屋宜、添石、伊舎堂等の近隣の自治会のために避難場所として整備することを提案したいと思います

が、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

標高が140メートル以上になるというふうに考えております。津波等の避難につきましては、いい場所だということで、いい提案であるということで答弁させていただきます。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 課長、今、避難場所として検討したいというふうなことでよろしいんですか。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 いい提案であるというふうなことで受けとめております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 いい提案というふうなことで、ありがとうございます。お褒めいただきましたけれども、せっかく確保している跡地、用地ですので、有効活用ができるように、また皆さん御検討してください。先ほどお話をしました一時的な避難場所として非常に有効なのかというようなことを思いましたので、ただ更地にしてお返しするというふうなことではなくて、有効活用を検討していただきたいと思います。

続いて大枠の4のほうで河川の改修について伺いました。同河川の県道側部分で、今年の台風時期の大雨で、落差のあるところで排水の流れが変わって、川岸が一部削り取られた状況があります。都市建設課では、現場の確認はされたと思いますが、その補修についてはいつ頃に計画されるのでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 補修についてはまだ未定です。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 全体的な50メートルほどの補修ではなくて、その部分の応急的な手当を求めたいと思うんですが、いかがですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 予算も確認しながら、業者に見積り等を取らないといけませんので、その辺を確認後、対応できるのであれば改修していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 ちょっと大きめの石をユニックで五、六個入れれば済むのかと思うんですが、ちょっと足場も問題なので、難工事になるのかと思いますが、御検討いただくということで了解したいと思います。この50メートル部分の補修・改修については、いわゆる上地区の集落、登又、北上、サンヒルズ新垣は、公共下水道の整備計画もなく、生活排水などもこの河川を流れている状況であります。よどもできやすく、蚊などの不快な虫の発生もあります。村として公共下水道の整備ができない状況の中で、生活環境の改善に向けて速やかに河川の改修に取り組んでいただきたいと要望いたします。先ほども少しお伺いしましたが、河川の管理者として改修計画を立て、早急な取組を求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 対象事業があるかどうかまず確認していきたいと思います。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 補助事業のことだと思うんですけども、それに向けて少し事前の基礎的な調査等について着手していただきたいと思うんですが、次年度あたり計画していただくというふうなことでどんなでしょうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 検討していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 安里清市議員。

○1番 安里清市議員 先ほど来、公共下水道の整備との比較でお話をしているんですが、公共下水道の整備をすることを悪く言っているわ

けではございません。それと併せて、やはりその整備ができない地域についてはしっかりと排水の管理、河川の管理をやっていただきたいというふうに思います。以上、質問を終わります。

○議長 **新垣博正** 以上で安里清市議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時24分）







## 令和3年第5回中城村議会定例会（第5日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年12月3日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年12月7日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年12月7日（午後2時01分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 8 番                                | 大 城 常 良   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ ども 課 長                           | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 欠 席       |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第3号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に安里ヨシ子議員の一般質問を許します。

○10番 安里ヨシ子議員 皆さん、おはようございます。10番安里ヨシ子、一般質問を行います。

質問の前に、前回お願いをいたしましたガードレールの設置の件ですけれども、早速対応してくださり大変ありがとうございました。ガードレールができて、区民総出で大きな木を切り、交通の邪魔になっていた枝も切ってすっかり明るくなっています。区民の皆さんや電力の皆さんの協力もありまして、1日がかかりというか、そこら辺をきれいに掃除もしました。そして、区民のコミュニケーション、絆が大変深くなったと区長さんも一緒に、部落の人たちも喜んでいきます。ありがとうございました。では、一般質問に移らせていただきます。

大枠1. 学校周辺の防犯灯について。多発する交通事故や事件等に子供たちが巻き込まれるニュースが毎日のように流れてきます。そのたびに胸が痛み、とても他人事とは思えません。歩道を歩いていた子供たちの列に車が突っ込んできたり、親は仕事も手につかない状態です。暗い所や暗いバス停で女の子が一人で親の迎えを待っているのを見かけると大変心配になります。学校周辺は暗い所が多く、親や子供たちが安心できるよう、学校周辺は防犯灯を増やし明るくしてほしいと思います。①中城中学校前のバス停周辺は夕方ともなると暗く、部活の終わる頃午後6時から6時半頃は真っ暗です。子供たちに聞いてみると「車のライトを利用している。もし外灯があればとてもいいですね」との返事でした。親の帰りが遅くなり、女の子

が1人で立っているのを見かけると心配で気がかりです。そこにぜひ外灯の設置を検討してください。これは父母の皆さんのお願いです。いかがお考えでしょうか。正門の所もうす暗く、地べたに座り込んでいる子供もいます。車のライトで見えないときもあり危険です。正門にも防犯灯が必要で、校内にも外灯が必要だと思います。

大枠2. 久場前浜線の土地利用について。①沖縄電力を誘致するとき、いろんな土地利用計画がなされました。区民は環境も整い住みよい地域づくりを頭に描いていましたが、10年以上もたって現状は鉄筋と資材置きが進んでいます。久場前浜線より南側は準工業地帯に指定されていましてので理解していますが、北側にも資材置き等工業系の事業所ができつつあります。どこまで拡大するんですか。伺います。②久場前浜線より北側は住宅ゾーンや交流ゾーンいろんなゾーンが計画されていて、最初のもろもろの計画はなくなったのか、今からできるのかお年寄りの皆さんは案じています。そこで北側の土地利用の計画はどうなっていますか。生活環境が整った住みよい地域づくりで快適で魅力ある村づくりを目指してほしい。どうしても難しい問題であるとは思いますが、地域住民を安心させてほしいと思います。以上、御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、安里ヨシ子議員の御質問にお答えをいたします。大枠1番、2番ともに都市建設課のほうでお答えをいたします。特に大枠1番の学校周辺の防犯灯については、子供に関わることでございますので議員も非常に危惧されているようでございますので、積極的にといたしますか、優先的にといたしますか、教育委員会とも相談しながら取り組んでいきたいなとは思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1と2についてお答えいたします。

まず大枠1についてです。バス停周辺については国道の防犯灯になりますので、教育委員会とも連携し、国道事務所へ設置の要請を行いました。また正門前については学校内からの照明設置が有効だと思います。そこは教育委員会と調整して、設置に向けて検討していきたいと考えております。

それから大枠2の①についてです。沖縄電力吉の浦火力発電所が工業専用地域、久場前浜原線の南側及び道路から海側が準工業地域として特定保留区域となっておりますが、現時点では指定されておられません。北側の資材置場などは地権者の土地利用になりますので、どこまで拡大するかは不明です。

それから②についてです。平成17年度から土地区画整理事業の検討を行い、その中で住宅ゾーンや交流ゾーンが計画されていましたが、減歩率が高いため、地権者の同意が得られず断念しております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ちょうど子供たちが部活から帰る時間、午後6時から6時半ごろ、中学校前のバス停のところを回ってみました。子供たちの隣に座っているが顔がよく見えないほどで、車のライトを利用してようやく見えるぐらいでした。PTAのお母さんたちも、暗すぎていつも気になっていたとのお話でした。子供たちの安全を守るために、街灯のその設置をお願いしてちゃんと対応なさっているようですが、ぜひそのバス停のほうも回って見たことがありますか、お聞きします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

旧庁舎が今閉まっていますので、非常に暗いというふうに確認しております。また国道事務所へは先月11月に設置の要請をしまして、今年

度の予算ではちょっと厳しいだろうということで、次年度以降検討していくことの回答を得ております。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 ちゃんと国道事務所との連携を取っていらっしゃるようで安心いたしましたけれども、今ですね、やはりこの世の中の人の動きが非常に物騒な世の中になってきて、子供たちから目が離せないような状況が続いています。それで、前はそんなに気にはなかったところでも、今は父母の皆さんもびりびりして子供がどうなのと。男の子も大変ですけれども、女の子を持っている親はもう帰ってくるまで大変心配です。ぜひともこのバス停の付近が明るくなるように頑張って、外灯か防犯灯の設置をお願いします。

それと正門のところですけども、親が子供たちを迎えるのはやはり国道沿いよりは下の方が多いわけですね。それで、夕方だったらごった返すとかそういうふうな状況があって、もう向こうを夕方通ることは混み合っていて大変なんです。それで子供たちは、女の子なんかは下のほうで座っていてだべっているわけですね。それでお迎えの車が何台も来るので、そのライトで子供が見えないときがあるんですよ。座り込んでいますので。そこも大変危険でありますので、校内、校門のところを外灯の設置ができるかどうか。校内にも外灯が必要であると。運動場が真っ暗なんですよ、夕方なんか。子供たちが帰るのに、車の危険はないのですが、でも真っ暗ですので、ぜひ校内にも設置ができるかどうか、お願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 御質問にお答えいたします。

中学校の正門側については横断歩道のほうに外灯がついておりましたので、これで対応可能かと考えておりましたが、実際、現場所に行く

と校舎などの電気が消えているときについては、多少暗く感じる場合がありますので、教育委員会としても今後校長先生と協議しながら、学校の設置可能な場所を調査して設置に向けて検討していきたいと思えます。ただし、予算にも限りがありますので校内全部には厳しいと思えますが、優先順位を決めて、優先すべきところを先に設置していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 子供たちの話を聞いていても、必要であるという子供たちの声もありました。南小学校はあんなに明るいのに外灯が校内に設置されていますよね。それで、向こうがそんなに明るいのに、校内に設置されているということは、中城中学校も校内のほうに、校門はもちろんですけども、校内にも設置ができるようにお願いできますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先ほど答弁したとおり、修繕については予算が関連しますので、中学校の敷地内についても、可能な限り設置していきたいと考えておりますのでこの部分については、中学校の校長先生と協議しながら、場所を確認して優先をつけて設置していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 今の答弁を聞いて少し安心しましたけれども、とにかく学校周辺をもっと、今は暗いからもっともっと学校周辺を明るくしてほしい。子供たちの安全と、父母の皆さんが安心できる状況をつくってほしいと願います。よろしくをお願いします。

それから、これは中城小学校も回ってみましたけれども、明る過ぎはしませんけれども、何とか明るくなっていると思えます。津覇小学校の件ですけれども、津覇小学校の正門から子供

たちをお迎えする人は少ないですよ。裏門のところで、夕方見に行ったら駐車場は外灯がついていた。プールのところも外灯がついているけども、父兄の皆さんが子供たちを迎えて、駐車場まで行くところが暗いわけですよ。その駐車場まで行くのに暗過ぎて、父母の皆さんはつまずいたりして大変危険だと。また待っている間、その子供たちも裏門の暗いところで待っているとか、そういう状況がありますので、そこにも、外灯の設置をお願いできませんか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

津覇小学校の駐車場まで行く部分の間については、以前から多分御指摘もあったと思えます。この部分については、中学校同様、津覇小学校及び中城小学校のほうへ確認しながら、そういう暗い場所についてはできるだけ設置できるように、協議して設置していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 安里ヨシ子議員。

○10番 安里ヨシ子議員 夕方向こうを通ったんですが、前は幼稚園が裏側で何かへびが出ていたという、幼稚園の視察に行ったときに先生がそういう話をしておりましたので、この暗いところにもそういったへびが出てきたりとか、つまずいて転んだりとか小さい事故はあるみたいですね。要望が出ないのが不思議なくらいです。体育館のほうに電気がついているときはいいんですが、体育館の中の電気がついていないときは、本当に暗くて困っているみたいですね。ぜひ御答弁のように学校周辺を点検なさって、学校周辺が明るく、子供たちが安心できる、子供たちを守る、そういうことができるようによろしくお願いします。

大枠2番ですけれども、久場前浜原線の土地利用について。1番目に沖縄電力を誘致するとき同様な土地利用計画がなされました。区民は、

環境も整い、住みよい地域づくりを頭に描いていましたが、10年以上たって現状は鉄筋工場、資材置場が進んでいます。久場前浜原線より南側、すみません……。これはもう10年以上になりますよね。電力が来たときに、いろんなシミュレーションがあって、地図も青図面もできていて、もうこういう地域になるんだなと。川のほうも船を浮かべて、そこで船とかに乗って大変楽しそうなその一面の写真も載ってましたけれども、それに私たちはもう10何年関わってきましたけれども、前の計画、住宅とか、住宅ゾーンですか。いろんなゾーンがあって、これを利用して私たちはいろんな活動ができるんだなと思っていました。久場前浜原は肥沃な土地で、農用地として最適なところで、大事な生産基盤でした。どんどん事業者が入ってきて、置き場、鉄筋工場などが入ってきています。前浜原線から南側は準工業地帯ですので、これは最初から了解して仕方がないと思っています。だけれども、ここら辺を朝たまに散歩に行くときに見たら北側もその置き場、住宅もできつつありますけれども、そちらも工場ができてきています。生産基盤がなくなった今、やはり秩序のある土地利用で、地域住民が住みよい環境づくりをしていくことが大事だと思っています。自然環境や生活環境、調和の取れた地域形成を私たちは希望しております。先が長くない年ですので、私たちはウマーチャーナイガヤーとか、子供や孫たちが大きくなったときどうなるのか。畑ももう十何年も遊んでいるので、借りる人が来ますけれども、石を粉砕する工場とかいろいろな生活環境によくないような工場が土地を借りに来たりもするわけですよね。だけれどもそれに貸すわけにもいかないし、かといって農業をするわけにもいきませんし、向こうから散歩していくときにこっちはどうなるんだろうなという心配があります。村長の頭の中には久場方面の開発の件は頭にあると思うんですが、北中

と中城のまちづくりとか、そういったものについて、ぜひ前浜原線の開通で久場全体が潤うと思いますので、ぜひ努力をなさって解決の努力をしてください。そして、お年寄りの皆さんが心配しているのはやはり、子や孫の時代のときにどうなるのかというのがありますので、地域住民が住みよい環境づくりをしていくことが非常に大切ですので、自然環境、生活環境、調和の取れた地域形成を希望しておりますので、ぜひ地域住民の不安を払拭してくださるようお願いをして、早いけど私の質問は終わります。

○議長 新垣博正 以上で安里ヨシ子議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時27分）

~~~~~

再開（10時41分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして桃原 清議員の一般質問を許します。

○5番 桃原 清議員 皆さん、おはようございます。議席番号5番桃原 清、議長の許しを得ましたので、これから一般質問を始めます。まず読み上げて質問いたします。

大枠1、建築申請の件。①北上原の村道砂川原線沿いの土地で村道認定された道に接しているにもかかわらず、道がないために建築許可が下りないとされた場所があります。その原因として、どういう理由が考えられるのか伺います。②、①の件で建設するための解決方法は、どうすればよいのか伺います。

大枠2、パークゴルフ場運営について。沖縄県内には幾つものパークゴルフ場があります。近隣市町村では与那原町、西原町にもあり、各地元住民によく利用され健康維持に役立っているようです。本村においても、南上原の糸蒲公園にパークゴルフ場があるようですが、その運営について伺います。①パークゴルフ場の運営



組織はどうなっているのか。②利用方法はどうか。利用料金も必要か。③芝生の管理はどうしているのか伺います。

大枠3、役場敷地内芝生管理について。①役場が新庁舎に移って1年にも満たないが、芝生が枯れたり雑草が増え過ぎたりと芝生の育成状況は大変ひどい状況になっています。今後はどう管理していく予定か伺います。②大、小、どのような事業であれ人が動く、機械を使用する場合、経費が発生します。令和3年度の残された短い期間及び令和4年度以降の年間の植栽及び芝生の管理費としてどの程度の予算を予定しているのか伺います。以上、答弁をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 桃原 清議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、大枠2番につきましては都市建設課のほうで、大枠3番につきましては総務課のほうでお答えいたします。

御質問の役場敷地の芝管理について少しお話をさせていただきたいと思いますが、おっしゃるとおり、せっかくきれいな庁舎が出来上がって、その芝管理に問題があるというのは、いかがなものかと私自身も思っておりますので、担当課とも話しながら、職員で努力できるところは努力し、多少予算が出ていく部分に関してはそれもまた必要なものであれば経費として考えていいのではないかなというように話をしておりますので、詳細についてはまた総務課のほうでお答えいたしますけれども、やはり村民が気持ちよくここを利用できるような環境を整えていきたいなと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠1と2についてお答えいたします。

大枠1についてです。建物を建築する場合は、

建築基準法で指定された道路に接道する必要があります。そのため、村道認定されている道路でも幅員が足りないなどの理由で建築基準法の道路として認められないケースもあります。解決方法については、現在詳細が分かりませんので、個別に相談していただきたいと思っております。

大枠2についてです。現在は配水池建設のため使用できませんが、都市建設課で管理しております。利用方法については、平日は都市建設課受け付け、休日は糸蒲公園内管理棟で受け付けし、利用料金は村在住の方で65歳以上及び中学生以下は50円、一般の方は100円、村外の方は65歳以上及び中学生以下100円、一般の方は200円で利用できます。芝生も村の環境美化職員で管理しております。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 役場敷地内芝生管理について2つの質問がございました。一括して答弁いたします。

新庁舎が完成して1年が経過しました。適度な雨や、夏場の強烈な日差しにより、雑草が生え芝が枯れかかっている箇所が見られます。定期的な散水や、職員による年数回の除草作業を行っておりますが、雑草の生育に追いついていないのが現状でございます。今後につきましては、これまで同様職員による管理に加え、散水用のスプリンクラーの設置、防草シートの設置、または人工芝への張りかえなども検討するとともに、除草作業の委託についても検討したいと考えております。令和3年度には、これまでどおり職員による除草を考えておりますが、次年度以降におきまして仮に年6回の除草作業を委託した場合、年間20万円程度の予算措置が必要であると考えております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 では、再質問いたします。

まず大枠1、この件は実際北上原で緩和区域

内の土地ではあるんですが、建築許可が下りないと。開発許可が下りないということで問題になった件ではあります。これを都市建設課で図面で確認したとき、航空写真の上から図面を落とし込んだ図面で確認したときは、ちゃんと村道ははっきり村道と分かるんですよ。これは村道認定された村道であるということです。これは県道から砂川線と西ハンタ線ですかね、途中で西ハンタ線に変わってまた県道に出ていく道で、村道認定されたちゃんとした道ではあるんですが、よく見ましたら図面上では最初は道幅に沿って線があって、民地と道路の境界線があるんですけど、2本の線があるんですけど、これが線が途中でちょうど家が終わるところで線がなくなって、途中から1本線になっているんですよ、道の真ん中に。これは多分、右左両方の土地の境界線ではないかと思うんですが、この場所に新築の家を建てようとしたときに、県の土木事務所では道がないからということで断られたということなんですよ。都市建設課では、村道認定された場所ですよということなんですよ。これは話はもう進まないんですが、これは多分、この1本線になっているところは、地主の土地を登記をして村道に登記をし直したら、家を建てることができるんじゃないかという話を、推量でありますよ、これで考えて、また地元の人ともその話はしてはいたんですが、都市建設課長に質問したいんですが、まず今話したように、この道の1本線になった部分を、民間の土地から村道に登記をし直した場合、建設許可が下りることになるのか、大体でいいんですよ、推量で。また登記をする場合に、これはもともとが村道認定された土地ということで、その角までは、2本線になっているところまでは側溝もあるんですよ。ですから側溝を起点として多分測量することになると思うんですが、測量する場合は、ポイント打ち測量などは、村主導で行うのか。その2点、まず質問したいと

思います。登記をすればもう建設できるような方向に動いていくのか、また、もし測量する場合はポイント打ち、測量などは村主導でやるのか、それについて伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まず、この場所、道路台帳があるか、確認しないといけません、村が管理している道路で幅員も4メートル以上あって、既存の住宅も張りついている場所であれば、恐らく建築基準法上の道路としてみなされる可能性が十分あり得るんですよ。その場合は分筆等を行わなくてもみなされる可能性がありますので、まずその辺を調べる必要があるのと、もしそれがみなされない場合は、そういった分筆して村へ管理移管するような形であれば建築上進められるものと考えております。その場合は、分筆測量の費用については、今即答できませんが、検討しないといけないところだと思っています。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 今回の件でもまた中部土木の建築班に確認をしたのですが、そのとき、班長といろいろ交渉して、家を新築しやすい条件として、村道認定された村道ではあっても、県道から入って、村道が進んでいったときに家があって、最後の家より手前側への建築であれば許可を下ろしやすいと。それともう一つ、県道から村道に入って村道がずっとその家のところまで、道幅4メートル以上が十分確保されていけば、この2点がそろっていれば、許可は下ろしやすいという話でした。ただ今回の場合、一番近い民家からまた奥の方に少し、15メートル20メートルぐらい入ったところに新築をしようとしているわけですから、この手前という条件とはちょっと変わってはきます。なおかつ、道路として登記された場所かどうか、村道の範囲がですね。村道認定はしてはいますよね、村が。ただそれでも登記上はどうなのかというこ

とも問題になる可能性はあるとは言っているんですよ。そういうときには、大事なことというのは、村がこの場所を村道として今後も維持し続ける姿勢を示すこと。それはとても大切なことだと言うんですよ。この道は今、村当局としても、改良工事の設計を入れたということもあるんですけど、ただその場所は、家が建っているところまでは今後もずっと村道でありますけど、奥のほうのこれから建築しようとしている場所も、これはもう突き抜けてまた県道側に出ていく道ですから、今後もずっとその場所が村道としてなり得るということで、姿勢を示すことが必要だという話をしているんですよ。ちょっと気になるのは、県の中部土木がこういう話をするときには市町村の都市建設課というのは、普通にやり取りができていのかどうかということも大切になってくるんじゃないかと思うんですよ。そういう姿勢を示してほしいという話はしています。ここでまた再質問したいんですが、村道認定した道を村道として登記する場合は、土地の補償も村が行うのか。これ道の幅の範囲内ですよ。土地の補償も村が行っているのかということと、また村道の道幅4メートルの確保の話をしましたが、実際はその途中で、最近でも家が建っているんですが、ぎりぎりまで寄せて建てたような家もあるんですよ。それで1回、地元北上原でもちょっと話が出たんですが、ちょっと都市のほうですね、宜野湾市とか、家を建てるときは役所の職員が来て現場確認したりもするんですけど、中城村ではなかなかこういうのが見えないという話があったんですが、今途中で、全部道幅4メートルが確保されているかどうかという話が出てはいますけど、中城村で新築がある場合に、これ境界から普通は30センチぐらいバックしないと建築はできないんですかね。こういう確認をしているかどうかということを質問したいと思います。その2点お願いします。補償があるかどうか。

この建築する場所、実際現場でそのポイントまで確認しているかどうかということで質問したいと思います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず道路認定された道路については、恐らく既存の道路、以前からあった道路を道路認定されていると考えますので、当時地主の承諾は得られたものがほとんどじゃないかなということで、認定されていると考えております。ただこれは書類があるわけではありませんので、はっきり分かりませんが、それを分筆して、道路個人名義のものを全て買い入れるかということ、ちょっと財政面でも厳しいところがあるのかなというふうに思います。

それから、建築場所の確認については村は建築主事というのがおりませんので、この確認は基本、県が確認しに行きます。南上原の区画整理事業地区内、そこは地区計画を定めていますので、その時点でのやり方の立ち合いは行っております。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 分かりました。今の件ですが、次ちょっと話変わりますけれども、中部土木の建設班の班長に、以前こういうことで許可が下りなかった地区があるという話をしたところ、班長は、そのときの状況は分からないので今答えることはできないということだったんですが、もし今後、新築の建築申請した時、許可できないという事態になった場合は、もちろん、その場所は今、最初から緩和区域内での話をしておりますので、そういう場所で許可できないということになった場合は、その原因について、原因の解決についてはできるだけ努力していただけるかと確認したところ、設計士等から申請が出た場合は、問題解決し許可できるように協力するとの返事ももらっております。村当局も中部広域への移行などの件も今ありま

すけども、これマクロで見たときの中部広域の話ではありますけど、ミクロ的にはこの一番の原点は今ここにあると思うんですよ。ですから、ぜひ頑張って問題解決を、村の都市建設課も頑張って、問題解決をしていただきたいと思います。これはもう答弁はいいです。そういう状況なので、よろしく願いいたします。

続きまして大枠2、パークゴルフ場について再質問いたします。今、県内ではパークゴルフ場が今たくさんありまして、なかなかの利用状況にあるように思われます。西原町のパークゴルフ場は、9ホールで施設が大きいわけでもないが、行くたびに必ずと言っていいほど利用者を目にします。以前は全国的にゲートボールが盛んではありましたが、ゲートボールは一定以上の人数と対戦相手が必要であり、近年は以前ほど盛んではないように思います。それに比べて、パークゴルフは2、3名以上の少人数でも、いつでもでき、またゲートボールであったトラブルの話をいろいろ聞いたことがありますけれども、パークゴルフの場合はこういうトラブルも少なく、また若いときはゴルフが大変好きだったが、高齢になったら体力に自信がなくコースに出ることができなくなった人とかですね、若いときになかなかゴルフをやるチャンスがなく、全くゴルフをやったことがないという人。またこれまで特別に運動をやってこなかった人。そういった方々でも、パークゴルフで、芝生の上を歩くことで、健康寿命の長寿に寄与することになります。ですからそのためにはやはり村内にパークゴルフの設備を、充実した設備をしていただきたいと思います。ただ残念ながら糸蒲公園のパークゴルフ場が知名度が低く、パークゴルフ場があることもあんまり認知されていないような感じがします。実際は9ホールの小さいコースでもいいと。また安く利用できるコースのほうがいいと。そういうことは、目指してはいけないんじゃないかなと。やはりパー

クゴルフ場を造る場合は、18ホール以上の公認コース、一年中常に芝生がきれいな状態である。安い利用料金だけを考えるのではなく、適正料金で維持管理に十分な予算が使えるようにすること、それできれいなパークゴルフ場を整備する必要があるのではないかと思います。安い利用料金があるが、魅力のないコースよりは少し高めの料金設定でもきれいな芝生の上を歩くことが大変な魅力になるので、健康寿命に寄与することになると思います。村長は大変ゴルフが好きだそうです。ゴルフの魅力に近いパークゴルフで、村民の皆さんに、生きがいを感じてもらえるよう、村長一つの事業として考えてみていただけないでしょうか。その件について、パークゴルフについてちょっと一言、見解をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

実はパークゴルフは検討したことがございます。就任間もない頃だったと記憶しておりますけども、それから一括交付金等が出てきて、真剣に検討したことが実はございまして、ただ敷地的な問題だとか、議員がそこでお話があるとおろ西原町とか与那原町とか、当時は読谷もそうでしたかね、いろんな地域が、国頭村だけだったようなところが、いろんな市町村がもう計画しているという情報も入ってですね、我々そこを横並びする必要はないんじゃないかという結論に至って、そして、陸上競技場を逆に、そういうほかの場所を改修して、そこで村民の健康を担っていこうじゃないかみたいなことを記憶しております。ただ、今の御質問は、またこれからもどうですかというようなお話だと思いますので、敷地の問題だとか、その辺がクリアできるのであれば、今度はまた後発組の強みというのもございますので、今までにない差別化されたパークゴルフ場の建設は可能かもしれませんが、ただここで言えることは、そこに向

かって走りましようということではなくて、今、いろんな情報を収集しながら、もし機会があるのであれば、考えていきたいなという程度にとどめたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○議長 新垣博正 桃原 清議員。

○5番 桃原 清議員 村長、検討するという事で、必ず検討して進めてください。パークゴルフ場運営については、都市建設課の職員とか少しずつ交代とかで管理をするというよりは、内地のほうをいろいろ調べてみましたら、全日本の協会のとかですね、また有力にやっているある県のそういったところをいろいろ調べてみましたら、大体が指定管理者ですね。当初は、やはり市町村で大きな投資が必要になりますけれど、運営は指定管理者を入札で採用して、長いところは、5年間の指定管理者、短いところ1年とかもありますけれども、長いところは5年間、たまたま電話で聞いたところというのは、5年間の2回連続でもう10年が終わりますというところもあります。これはまたいろいろあるみたいで、指定管理者に施設を提供してやってもらうとそれが地元のためになるわけですから、それを継続してやってもらうというだけのところと、利益もありますからそれを維持できるような形で指定管理者にやってもらうと。中には逆に指定管理者のほうから年間幾らということで、お金を市町村にバックの予算が入るところもあるみたいです。そういう話をしておりますね、内地の経営者は。それも踏まえて、ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。

続きまして最後に大枠3、庁舎内の芝生の管理ですけれども、3か月前でしたか、たくさん枯れているという話が出ました。はっきり言いまして、私から見ると芝生の管理分かる人がいないんじゃないかなと思います。芝生は1回長く伸ばしてしまうともう大変なことになるので、芝生は長く伸びないように、もう定期的に刈っ

ていくと、短い状態を維持するというのが必要になります。それと雑草ですね、雑草の根がもう草刈り機で芝生と一緒に刈られてはいたんですけども、根が直径3センチから5センチぐらい大きな根の雑草があるんですよ、雑草というのかどうかも、あんな3センチ5センチぐらいの大きな根っこになったのもあるんですよ。芝生の管理というのはやはり抜根ですね、雑草が出てきたら根から抜く。それをどこもやっているといますよ。以前プロ野球のキャンプで、宮古島市でオリックスがキャンプやっていたけど、そのオリックスが沖縄から撤退する、撤退するときの理由の一つが、地元の宮古島市は外野のグラウンドの雑草を抜根でお願いしても、ただ簡単に刈るだけで話を聞いてくれないと。だから宮崎に行きますよと。これが理由の一つとして、芝生の管理をやってくれないという、そういう理由の一つもありました。ですから、芝生管理する場合は雑草は全部抜根除草で抜いていくということでやらないと駄目だと思いますよ。それと、芝生が伸びたときに一気に短くは刈れない。刈ってしまうと芝生でも、根っこの近くは茎みたいな感じになっていますよね。あれが出てくるともう枯れたりするんですよ。ですから、芝生管理は、芝生植えておけば管理しなくていいから楽じゃないかと言う人もいるかもしれませんが、実際芝生は手入れしないと、きれいな状態というのはなかなか難しいと思います。ですから今後はこういうことが分かる人だったらいいですけども、私たち素人というのはなかなかこういうこと分かりませんから、最初だけでも造園業者とか、あとは村内にもシルバー人材センターがありますし、そういうところに見積もりを取って、ある一定期間でも管理をしてもらって、やり方を覚えてできるということになれば、職員が交代で管理することも考えてもいいかなと思うんですが、当座は造園業者とかシルバー人材センターとか見積

もりを取って、一定期間は管理してもらったほうがいいんじゃないかなと思うんですが、この件を総務課長に提案して質問を終わりたいと思います。以上です。

○議長 新垣博正 以上で桃原 清議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時13分）

~~~~~

再開（11時25分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、伊佐則勝議員の一般質問を許します。

○14番 伊佐則勝議員 ハイサイ、グスーヨーチューウガナビラ。通告書に基づきましてこれより一般質問を行います。時間も時間ですので、できるだけお昼時間までには終了したいなと思っておりますので、皆さんもまた簡潔明瞭な御答弁をお願いしたいと思います。

大枠の1番、MICE計画について。与那原町と西原町にまたがる東浜マリンタウン地区に予定される大型MICE施設の基本計画について、東海岸地域サンライズ推進協議会を構成する与那原町・西原町・中城村・北中城村の4首長が県への要請の場で、県側は基本計画を年内に公表する旨、報じられました。MICE誘致による本村への波及効果をどのように生かすか村長に伺います。

大枠の2番、新型コロナウイルス感染防止対策事業の件。①3回目のワクチン接種体制はどうなっているかお聞きします。②PCR検査・抗原検査の現在の状況について伺います。

大枠の3番、軽石問題について。県内外で軽石の漂流や漂着で、漁業者をはじめ多方面で大きな影響を及ぼしています。①本村での被害状況についてどうなっているか。②軽石問題への対策はどうか。

大枠の4番、これは市町村道の整備事業関連

で、村道奥間南上原線の件。令和4年度に事業着手予定の用地購入費・物件調査費・物件補償費等の県への予算要求の内示は出たか伺います。以上、答弁をよろしく願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは伊佐則勝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課、大枠2番はこども課と健康保険課、大枠3番は産業振興課、大枠4番につきましては都市建設課のほうでお答えをいたします。

私のほうでMICE計画についての御質問の波及効果等でございますが、御質問のとおり、先日4首長で要請に行ってまいりました。もちろん4町村が東海岸発展のために一致して頑張ろうということでやっているところでございます。御承知のとおり、当初予定から多少ずれ込んでいる感はございますけれども、もう県も早めに基本計画を公表するという返事もいただきましたので、本村としてのやはり大きな魅力にもなります。当時の副知事は、真っ先にやらなくちゃいけないのが土地利用の見直しということを銘打っていただきました。そういうことによって、本村に隣接している南浜、和宇慶、伊集、北浜などが発展性が非常に広がるものだろうという期待もしておりますので、今後も一緒に協力してやっていきたいと思っておりますし、東海岸の発展にはMICE誘致というのは非常に大事な部分だと再認識をしているところでございます。また頑張っていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

先ほど村長からもありましたように、4町村連携して取り組むということで、担当課のほうも取り組んでいきたいと思っておりますが、直接的な波及効果については建設費などは地元のほうがあるのかなと思っておりますが、本村においては本島

東海岸地域としてサンライズを臨む地理的特性や豊かな歴史・文化資源、自然等を生かした西海岸とは異なる魅力や強みを発揮しながら、新たな施策を検討していく必要があると考えています。中心的役割を担う大型MICE施設を基点として、中城城跡等世界遺産群をつなぐ東海岸文化ロードなど各市町村と連携し、各地域の特性を生かしたツーリズムの推進など、東海岸地域の持つポテンシャルを最大限に生かした施策の展開を今後検討してまいりたいと考えています。以上です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠2の①についてお答えいたします。

本村におきましては、1、2回目の接種体制を継続し、年明け2月以降に高齢者を皮切りに一般住民の追加接種を開始する予定でございます。接種会場は前回同様に吉の浦会館での集団接種と村内4医療機関（わくさん内科、ひが皮膚科医院、今井内科医院、みなみ内科）での個別接種として実施してまいりますが、老人保健施設等（中城苑、信成苑、春華園）入所者につきましては入所施設内接種として実施してまいります。村民への通知方法は、2回目接種を終え8か月を経過した方々へ逐次接種券を通知する予定でございまして、予約方法につきましては、65歳以上の高齢者については、前回同様に役場にて接種会場と接種日など予約を割り振り、自治会長を經由し接種券及び予約票を1月上旬から通知いたします。また、接種会場までの移動手段のない高齢者へのタクシーでの送迎も継続して考えております。64歳以下の一般住民につきましては、引き続き役場内にコールセンターを設置し、電話及びウェブによる個人予約として受け付けてまいります。別途、村内接種に位置づけられております村内医療機関の従事者につきましては、現在村内医療機関と調整の上、今月以降、村内医療機関にて医療従事者向

けの追加接種として計画してまいります。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 伊佐則勝議員の御質問にお答えします。

大枠2の②PCR検査・抗原検査について。

4月から10月末まで実施したPCR検査の総件数は1,628件、費用としまして約450万円余りになっております。また11月から実施してまいります抗原検査キット配付については、健康保険課窓口にて申請をしてもらい、1人につき、1週間に1個配付しています。現在、合計80個余りを配付しています。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 大枠3の1と2をお答えいたします。

被害状況といたしまして、漁港内に軽石が漂着しており、一部の漁船が漁に出られないという被害が出ております。また、軽石をよけながら漁に出たとしても、海面からの軽石の浮遊状況と海中の軽石状況の判断が難しく、漁船のエンジンを冷却するために海水を吸い込むため、エンジン内部に軽石が詰まることにより、オーバーヒートの現象の被害が出ている状況です。対策といたしまして、大城議員と答弁が重複しますが、まず要望している項目の中で、できることから先に行います。船舶に被害を及ぼしていると考えられるエンジン部に関する附属品の改良に対し、本定例会で補正予算を可決させていただきました。その他の項目については、現在、軽石漂着の収束が見えないことから、軽石の動向を注視の上、漁港関係者の意見も取り入れながら対応をしていきたいと考えております。また今後、国、県の補助事業を導入の上検討を行い、漁業者への支援を行っていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 大枠4についてお答えいたします。

令和4年度事業額内示は来年の1月頃に出る見込みであります。以上です。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 再質問をさせていただきます。

大枠の1番のMICEの件でございますけれども、関連質問としまして、先ほども企画課長からも話は若干出ましたけれども、要するに西高東低のやはり均衡ある発展を目指すということで、東海岸サンライズベルト構想と、村長もよく御存じかと思えます。そのサンライズベルト構想が、社会資本整備も含めて均衡ある発展を東海岸のほうも成し遂げていこうということで、次期振興計画あたりに乗っかるかもしれないというのは、今はその作業段階、課題があるというふうな状況かと思えます。そのサンライズベルト構想について村長の所見をお伺いしたいと思っております。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今議員がおっしゃったとおり、東海岸の発展というのは、もうこれは必ずやらないといけないことだと思いますので、これはもちろん県の今の指針等を含めて、東海岸の市町村が一致団結してベルト構想実現に向けて一緒に取り組みたいと思えますし、そのためにもやはり大型MICE誘致というのは非常に大事な部分にはなってきます。いろんなお話がありますが、今のコロナのことも含めてですね。しかし、その課題をしっかりと解決しながら、実現に向けて努力していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 やはり南は南城市あたりですかね、斎場御嶽がある。中城城跡、勝連城跡というふうなこともありまして、内容によりますとやはり歴史文化と観光あたりも重視しながら、その東海岸サンライズベルト構想が現在練られているというふうな話を伺っており

ますので、ぜひとも村長におきまして、しっかりとまたそこら辺、また首長同士対応をお願いしたいと思っております。

大枠の2番に移ります。3回目ワクチンの接種体制について答弁がありました。高齢者につきましては前回同様、65歳以上の高齢者につきましては前回同様の作業というんですかね、自治会長も含めてということで、前回の自治会長の協力を得ながら接種事業をやったというのは高い評価を内外から得ておりました。今回も同様な方法で高齢者への接種事業を対応されるというふうな答弁でございますので、スムーズに行くんじゃないのかなと思えます。ただちょっと聞き漏らしたんですけれども、高齢者の接種については吉の浦の集団接種だけになるんですか。でも集団接種といわゆる個別接種、前回と同様な感じの対応になるのかちょっと確認したいと思えます。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えいたします。

先ほど答弁いたしましたけれど、わくさん内科、ひが皮膚科医院、今井内科、みなみ内科の4医療機関での個別接種も実施しながら、吉の浦会館での集団接種も、前回同様の接種として計画してまいります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 今回は60歳から64歳までの対応については前回同様な対応はしないのか伺います。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 すみません、前回は65歳以上は役場にて予約を割り振りましたけれども、64歳以下については役場予約割り振りではなくて優先接種ということでの接種を進めてまいりました。今度の3回目接種は、おおむね2回目接種後8か月という政府の見解がございますので、基本的に接種した順番に随時接種券を発送して予約してもらうということなので前



倒しではなくて8か月間をめぐり予診票等をお配りするので、そこで予約をしていくという形で考えておりました。64歳以下については電話か、あるいはウェブで申し込むかと、前回と変わらない内容となっておりますので、基本は前回のサービスの低下を招かない運用とし、前回同様の考えで実施してまいります。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 私の勘違いでしたらごめんなさい。前は65歳以上の高齢者接種と同様に60歳から64歳までも役場のほうで割り振りされたような記憶ですけれども、それ以下の年齢については申込みで接種の日程を決めていくというふうなことだったかと思えますけれども、どうですか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大変申し訳ございません。私も今、記憶がはっきりしないんですけども、議員おっしゃるようにもしかすると60歳から64歳も役場で予約したかもしれません。もしそうでありましたら、同じような対応をさせていただきたいと思っております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 やはり60歳、64歳も前回同様にしていただければ大変助かるかと思えます。それ以下につきましては、8か月、最近6か月の前倒しというふうな話も出たりしてはおりますけれども、基本的には原則のいわゆる8か月以上ということで2回目に接種した日にちから8か月以上たった順に受付をするということなのかな。そういうふうなことで理解してよろしいでしょうか。それでは、また今回もいろいろと新たな変異株がまた蔓延すると困るというふうなことで、ぜひとも3回目のワクチン接種をスピーディーに対応してもらって、クラスター感染を防ぐような事業を推進していただきたいと思っておりますので、今回もしっかりと対応されるよう、よろしく願いいたします。

抗原検査の件、11月からは抗原検査のキットの配布をされているというふうなことでございます。その間、現在まで、80名余りがキットを活用されているということで、それはいつ頃までの期間の予定か。年度内やられるのかどうか、ちょっと伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 現在まで80個受け取ってもらっております。現在、300個で予定しております。数が少なくなればまた継続するか検討していきたいと思えます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 役場の健康保険課の窓口で検査キットの配布を受ける。御自分でその検査キットを活用して陽性・陰性の判断をする。それについては個人でその結果、仮に陽性が出た場合には、個人で保健所関係に行くのかどうか。あるいは役所との、そこら辺の兼ね合いがあるのかどうか、そこら辺をちょっと教えてください。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 役場で検査キットを受け取って、自宅で検査していると思えます。約15分で結果が判明し、もし陽性であれば、本人が保健所か医療機関に連絡して対処するように窓口でお伝えをしております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 そこら辺のまた感染予防、防止事業ということですよ。またしっかりと対応をお願いしたいと思います。大枠3番の軽石問題についてでございますけれども、昨日も一般質問が出ております。大方答弁もいただきました。ただいろいろと報道関係を読みますと、各省庁にやはりまたがっているんですね。要するに海岸漂着の件はどこそこの環境課が面倒を見ますよと。あるいは、いわゆる漁業補償関係についてはどの省が見ますよと。非常に多岐に省庁間でいろいろな対応が違って

くるかと思いますので、漁業補償関係については今後を見ながらというふうな対応になるかと思いますが、いかんせん漁業者がやはり生活に困る状況にあるというふうなことはあります。何らか、一つの例としまして、軽石もボランティア関係での対応もありますけれども、ある漁港では漁民の皆さんに、その軽石の処理、回収をしてもらって幾らかの日当の支払いをしているというふうな情報もございました。それも省庁によってまた補助率が50%とか何%とか、いろいろあると思しますので、補正予算でも組まれておりますけれども、やはり一般会計からの持ち出しも出てくる可能性はあります。昨日でしたか、糸満市のニュースが流れておりました。皆さんも御覧になったかと思いますが、要するにそういうふうな苦しい事態を強いられているというふうなことで、寄附金の依頼といいますが、それをしましたら、かなり額がその窮状を救うために寄附金が糸満市のほうに入ってきたというふうなニュースもございました。そこら辺も含めて活用できるのがあろうかと思しますので、今後いろいろな状況が出てくるかと思いますが、そこら辺しっかりまた漁業者のためにしっかり応援を、対策を取っていただきたいと思えます。よろしくお願ひします。

最後になります。奥間南上原線。来年の1月頃ですか。決まるのは。分かりました。今回、事業を興しますけれども、その幅員の延長距離、記憶にありましたら教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 約120メートルだったと記憶しております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 120メートル、結構あれですね。そうしますとドリーム奥間がありますね、営業店舗が。あれの若干上のほうまで、120メートルだったら行くのかな。大体そんな

感じかとは思いますが、そこお聞きします。測量もしっかりと進んでおりますので、用地の、要するに土地は何筆で、地権者の人数は何名か。よろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

筆数から言いますと12筆で、地権者が11名となっております。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 物件補償の件数は幾らか。それと併せて営業をしている事業所もありますので、営業補償もあるのか伺います。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まず物件は7件ほどございます。その内訳として建物が1件、それから墓地が3基、附帯工作物も4か所になります。それから営業補償についてはこれからの調査になりますので、もし対象になるのであれば営業補償も出てくると思えます。

○議長 新垣博正 伊佐則勝議員。

○14番 伊佐則勝議員 それでは令和4年度、次年度についてはそこら辺の補償業務が出てまいりますので、しっかりと年度内には事業を完了してもらって、次の令和5年度から本工事の予算要求等の作業が出てくるかと思しますので、そこら辺また事業がしっかり推進できるように、頑張ってくださいと思います。以上よろしくお願ひします。これで一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、伊佐則勝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（12時00分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、石原昌雄議員の一般質問を許します。

○13番 石原昌雄議員 皆さん、こんにちは。

今日の最後の質問者になっています。議席番号13番石原昌雄、一般質問をします。その前に新型コロナ禍の中、そして軽石の漂着で厳しい社会情勢ではありますが、2021年の最後の定例会で地域の課題などを含めて一般質問をしていきたいと。ぜひ前向きな回答を期待して質問をします。

それでは通告書に沿って、大枠1番、共同のまちづくりの進捗は。中部広域圏への移行に向けて、共同のまちづくりの策定はこれからどのようにして進めていくのかを質問します。①中部広域圏移行で村としての道路計画はどうなるか。②公共下水道事業はどのように進めていくか。③農業政策はどうなるか。④商業地はできるのか。⑤住宅事情はどうなるか。

大枠2番、自治会の防犯灯電気料を村負担に。各自治会では、これまで村道以外の道路に設置した防犯灯の電気料を負担しているが、南上原では地区内村道に設置された防犯灯の分も自治会が負担している。そこで、質問します。①全自治会が負担している防犯灯電気料は幾らか。自治会ごとに分かるか。②村が負担している防犯灯電気料は幾らか。③村内の電柱等の道路占用料は幾らか。④区画整理地区内の道路占用料は幾らか。⑤道路占用料を用いて、防犯灯電気料金を村が負担できるか。

大枠3番、糸蒲公園に駐車場の増設を。駐車場の増設と休憩所や日除け施設等について質問します。①糸蒲公園の利用状況に鑑み、駐車場が不足しているが、周辺を整備し増設できるか。②放置車両があるが、今後どのように対処するか。③糸蒲公園内には日除けになる設備がないが、設置することができるか。④糸蒲公園全体に、琉球松などの木陰を作る植栽ができるか。

以上質問をしますので答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 石原昌雄議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番、2番、3番ともに都市建設課のほうでお答えをいたします。

御質問の共同のまちづくりの進捗について少し所見を述べさせていただきますが、これは議員も御承知のとおり、共同のまちづくりの策定は中部広域への移行への足がかりといえますか入り口といえますか、そこの議論をこれを通して審議会の中でやっていこうということで、その策定に向けているところでございます。両村が足並みをそろえて、同じ方向性を持って、これを行っているんだということのあかしにもなるものですから、いろいろ話をしながらやっている途中でございます。あとまた細かい点は、担当課のほうでお話ししますが、これからでございますので御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問にお答えいたします。

まず大枠1につきましては、現在共同のまちづくりの進捗としては、両村の地域住民へのアンケート及び両村の関係部署から意見聴取を行いながら、共同で行えるまちづくりについて調整を行っています。御質問の①から⑤については、各部署でこれまでどおり各事業を進めることとなります。

大枠2の①につきましては、現時点での自治会ごとの料金は把握しておりません。②です。令和元年度が231万8,201円、月平均で19万3,183円です。令和2年度が202万3,421円、月平均で16万8,618円。今年度、令和3年度は10月時点で月平均16万4,064円となっております。③の電柱の占用料です。令和元年度が496万238円。令和2年度、473万726円となっております。それから④区画整理地区内の占用料です。令和元年度161万8,136円。令和2年度162万3,370円。⑤各自治会の電気料金調査と維持管理費用なども含めて今後検討する必要があると考えており

ます。

続きまして大枠3です。大枠3の①糸蒲公園は南上原地区の近隣公園として都市公園法に基づき施行しております。近隣公園の定義から、それらの条件を踏まえ、敷地面積から駐車台数が決定しておりますので増設は考えておりません。②放置車両についてです。放置車両の所有者照会後、警告書の貼り付け、撤去命令書の送付などの手順で進めていきます。③と④については現在、設置の予定はありません。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 それでは再質問をさせていただきます。

大枠1の中で、共同のまちづくりの進捗状況は今回回答がありましたけれども、共同のまちづくりでも土地利用の項目などが重要なポイントを占めると考えています。両村間である道路事情とか、あるいは特に県道の整備の方向性とかもこの道路計画の中で位置づけなければならないというふうに思います。といいますのは、この共同のまちづくりとはいっても、中部広域に行くとも土地利用がメインの計画になってくると思うのです。ソフト面ではなくて、そういう面ではこの県道29号線とか、35号線、あとはこの146号線なども当然に両村にまたがる県道なので、県道29号線については特に村としての考え方をこういう機会に表明しておかないと、県が今どういう考え方を皆さん持っていますかと聞いているわけですから、ぜひ29号線についてとか、146号線について村の考えをこの機会に出してほしいと思いますが、どうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在共同のまちづくりの中で進めている課題の中に両村の公共交通機関の連携という課題もありますので、その中にまだ具体的にそういった案は出ていないのですが、その中に組み込んでいけるものと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そうですね。そういう交通体系について、当然両村でやっていくことを期待しています。特にコミュニティバスとか、そういうものの連携とか、そういう形になっていくとサンライズベルトの近隣の市町村でもそういうふうな構想も出てくるかと思しますので、ぜひこの県道29号線のこの混雑している状況も含めて、共同のまちづくりの機会に入れていってほしいと。この共同のまちづくりの中では、少し大胆な発想で提案してほしいと思いますのは、最初から小さい提案だったら県はすぐオーケーするんですよ。そうじゃなくて大胆な提案をしてほしい。県がこれは駄目ですよと言うのは仕方ない。提案しないうちから引込めるのではなくて、ぜひ大胆にやってほしいということで道路計画も積極的をお願いしたい。

公共下水道についても両村の中では、同じ公共下水道のラインを使ってやっているわけですが、これは村の両方の全域の部分も含めてのまちづくりという捉え方ですから、一概にこの中内城跡前後の、そこら辺一帯のものじゃなくて、村は両方全部含めての事業として捉えてほしいと、このまちづくりは。そういう中で公共下水道の事業も、この中にぜひ位置づけてほしいと思うんですけれども、公共下水道についてはどうですか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

土地利用がまだ定まっていない中で、事業担当課での協議はまだ行ってないところです。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そういふところもあるんですけども、担当課からは、公共下水道の進捗も含めて一緒にこの共同のまちづくりで考え方を組み入れて提案してほしい。特に最近、公共下水道の中で感じるのが、年次的に予算は

確かに要求したりして事業をやっているように思いますが、事業のボリュームがしぼんできていますね。そういうところもやはり、今後、この事業を早めに終わらせていくところも含めて、予算の要求の仕方ももっと新しい発想でお願いしたい。今までの県の予算の与え方は、大体割合で、申請した金額の割合で交付金は大体決まっている感じがしますね。だったらもう、もっと多めに事業を2倍ぐらい申請して、2倍ぐらい事業が進むようにしてほしいですけど、そこら辺についてどう考えますか。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 お答えします。

事業費は毎年1億2,000万円要求しているんですが、補助金が毎年削減されている状況でございます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 そうですね、大体毎年2億円ぐらい要求されていると思うんですけども、今後はもうちょっと3億円とか4億円ぐらい要求してもらって、多分要求すると裏負担できますかということが出てきますよね。3億円とか4億円とか、ある程度の金額を出したら、その裏負担についてできる、今の中城の力だと思えます。そこら辺について裏負担についてどうお考えですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 財政措置的な考えということではありますが、担当課のほうから補助事業の申請を行い、認められた部分についての措置はこちらとしても対応していきたいというふうには考えています。ただし全体の事業も見ながらだと思えますので、協議は常にしていきたいと思えます。以上です。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 財政措置も、裏負担の措置も今まではずっともっと大きい金額の裏負担ができていたのが、だんだん小さくなって

きて、裏負担も小さくなってきているように思うんですね。そういう面では、元のおりに負担して事業を進めていってほしいというふうに思いますので、そこら辺は関係課のほうでぜひチームワークよくやってほしい。

あと、この公共下水道事業が入っていない地域ですね。例えば北上原、新垣、登又などの地域が、公共下水道は今もう可能性は非常に少ないわけですね。そういう面に関して、こういうところの事業の導入の仕方もこの公共の、共同のまちづくりの中で、両村の隣接している地域の地域課題として、ぜひ共同のまちづくりの中で、公共下水道ができない地域の課題も入れてほしいですけども、そこはどうお考えですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（13時46分）

~~~~~

再 開（13時46分）

○議長 新垣博正 再開します。

上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 両村個々の下水道計画があり、現在、それに基づいて整備をしているところです。共同のまちづくりで、今後詳細まで協議されていくとは思いますが、今のところは両村が計画している事業を進めるということになっております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひ提案してほしい。私が思うのは、この共同のまちづくりを出すということは、今から10年先までの中城村の動き、北中城村の動きというのを提案することになると思います。実際は、ただ単に中部広域に移るための書類ではないと思うんですよ、中部広域に移って10年先の計画だと思えますので、そういう面ではぜひ漏れがないように進めてほしい。

あと農業政策についても、中城も農地はたくさんあるし、そういうこともあるんですけども、今後、この農地の政策とか、例えば農地の

利活用についても当然これに入れてほしいんですけども、この農業関係については例えば農業委員会の意見も反映されていきますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まずワーキンググループの中に産業振興課もメンバーとして入っていますので、その農用地の利活用の問題は産業振興課のほうから提案がありますので、その辺も組み込んでいけるものと考えております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひワーキンググループの中でそういう捉え方をやってもらって、農地政策については見直しの時期とかいろいろくると思うんですけども、そこら辺も併せて拾ってあげて欲しいと思います。

あと、商業地等について、両村のつながりがあるような、この商業の流れの部分でも、そんなに両村はないですけども、つながりがあるような方向性で商業地政策も検討してほしいと思います。併せて観光地とか、それから観光案内の方向性についても、この共同のまちづくりの中でぜひ組み込んで欲しいと思いますので、そこら辺もワーキンググループで投げてほしいというふうに思います。

あと、みんなが一番期待しているこの住宅事情の件ですけども、そこら辺についても、本当にこの共同のまちづくりを通して中部広域に移るという方向の中で、本当にこの住宅事情が前向きになって、若者たちがもう本当に住宅事情については深刻な課題でありますので、それも計画の中のどこら辺に住宅を誘致するか、そういうところも併せて頑張ってもらいたいと思いますので、よろしくをお願いします。

大枠2番に行きます。防犯灯の電気料ですけども、村長、善功議員からもありましたけれども、この防犯灯については、やはり村が負担してほしいと思うんですが、どうですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

昨日も善功議員に少しお答えやりましたけれども、基本的にはその負担が、電気料の負担によって事業が行えていない、地域の発展を阻害しているというのがはっきりしているのであれば、それはもう当然我々は当然のごとく、そこはその電気料の負担という形になるのか、あるいは新たな補助金でもって対応するのか、方法はいろいろあると思いますけども、そこをまずはしっかり精査をさせていただいて、そして実際に各集落、部落がやはりこれは随分負担になっているということであれば、しっかり対応はしていきたいなと思っております。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 電気料を各自治会がなぜ負担するようになったかですよ。なぜ自治会が負担しないといけないわけか。かつては、各自治会が、防犯灯を一つ二つ三つで少しずつ設置したいきさつがあって、それは当然自治会が自分たちの努力でやってきたんです。けれども、近年の防犯のあり方は、昔のやり方とは違うんですよ。ですから、もっと村のほう为抓手とそこら辺を防犯として取り組まなければならないと思います。私の調べた部分は今年度の予算資料から、村内の電柱等の占有料は487万円計上されていますね。村が負担している防犯灯の電気料は233万円です。487万円の電柱、電柱についているんですね、防犯灯も。そのうちの233万円を村は今負担しております。そして南上原地区の区画整理事業内にある電柱の占有料は予算で161万円ですよ。じゃあ南上原は自治会としてこの防犯灯の電気料を年間66万円持っているんです。もうこの部分で自治会は、この分を優先につけてほかのものをやるんですよ。ですから、今村長がおっしゃったように、自治会の事業に支障があると。負担を感じているというのであればということであるの

で、負担を感じています。近年南上原としては、例えば子供組踊塾とか、もう子供たちを育成するためにスタートさせました。大人が最初やったんですけど、最近は子供中心です。これ、一、二回講師をつけて練習すればいいものじゃなくて、やはりずっとやらないといけません。この講師先生を1か年間継続してやるために、70万円ぐらいかけています。もちろん発表会も来るんですが、そのためにはまたいろいろ負担をさせたりもします。そういう面もあるので、ぜひ自治会の活動にもっとこれが回せるように、今回の負担を村でやってほしいと。ちなみに南上原は世帯数が今住民基本台帳では世帯数で3,865世帯です。自治会に加入している南上原の自治会は440なんです。440世帯で3,865世帯分の負担をしているんです、今。そういうところからするとおかしいんじゃないかと。やはり不公平感があります。しっかり精査してほしいと思います。先ほど、村長から回答がありましたので、これはまた次回に回します。ぜひ前向きに御検討をお願いします。

最後に大樫3に行きます。糸蒲公園のほうは、御存じのようにもう子供たちとか保育園の皆さんとか、学童クラブとか、街区公園とかも含めてたくさん来ています。夏の炎天下もみんな来ているんですが、そこら辺で一番目立つのが夏の炎天下の対策はやはり村としてもしっかり考えるべきじゃないかなと。あそこに来ている人たちは、いちいち村に要望は来ませんよ。どっちかという、でも、みんなでそういうの分かかってそういうふうな対処をしていかなければならないと思います。先ほど課長は駐車場のことはどうのこうのということであったんですけど、別に駐車場という表現をしなくても、今、園路の横の駐車しているスペース、分かりますよね。どうしてもああして置くわけです。そうしたらああいう状況で、水たまりがあったり、草が生えたりしていて本当に見苦しいですよ

ね。駐車場じゃなくてもあそこのほうを改良する方法はできますか、お願いします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

そのスペースは本来駐車場スペースではありませんので、改良できるかという、すぐできますと現在言えません。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 方法論の話で、理屈の話ですよ、これは。ですから、緑地帯式の敷き込みとか、いろいろのあれはありますよね。いわゆる緑地何とかという。そういうのも含めて今の現状をやはりよくしないと、今の現状は非常に見苦しいわけですよ。雨降り後であつちに止めたら、そのタイヤの土地が歩道に全部行くわけですね現実には。そうならないためにはどうするかということで、そういう部分も多少はやらないと、せっかく造ったところももったいないなと思っています。ぜひ検討してほしい。

あと先日もやったんですが、ぜひまた植栽とかについて、まだ配水池が今から工事が入るんだけど、その前においても水道課のポンプ場の斜面なんかは非常に人が行かないところだけど、ああいうところこそ草が生える場所であれば大きな木を植えて、将来に向かって草刈りもしないようにはできるかと思うので、そのときはぜひリュウキュウマツをお願いしたいと。一応案として投げますけれども、担当課としてどうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 ただいまの提案を受けて、それが除草しなくてもいいような方向に行くのであれば、この辺も検討していきたいと考えます。

○議長 新垣博正 石原昌雄議員。

○13番 石原昌雄議員 ぜひいろんな方法を取り入れて、事業を進めていってほしいと思います。今回の質問はこういうふうに行っています。

すけれども、ぜひ関係課が今後とも住民サービスが進むように、地域の活性化につながるように仕事を頑張ってもらうことを期待し、一般質問を終わります。

○議長 **新垣博正** 以上で石原昌雄議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。ご苦労さまでした。

散 会（14時01分）







## 令和3年第5回中城村議会定例会（第6日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年12月3日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年12月8日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年12月8日（午後3時04分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 8 番                                | 大 城 常 良   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第4号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程に入る前に、昨日、石原昌雄議員の御質疑に対する答弁に誤りがありましたので、訂正の答弁をいたしますので、上下水道課長から答弁訂正をします。

○上下水道課長 知名 勉 昨日の石原昌雄議員の御質問に対する、答弁に誤りがございましたので、訂正させていただきます。下水道事業の補助金申請額を毎年2億円と答弁いたしましたが、正確には1億2,000万円でございます。2億円というのは、裏負担額を含めた補助事業費でございます。おわびして訂正申し上げます。

○議長 新垣博正 日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に屋良照枝議員の一般質問を許します。

○4番 屋良照枝議員 おはようございます。議席番号4番、屋良照枝、議長の許可ができましたので、通告書に基づきまして、質問いたします。大枠1、浜漁港に漂着した軽石の回収・処理対策について。今年8月に発生した小笠原諸島の海底火山が噴火した影響で、県内に大量の軽石が漂着している問題で、佐敷中城漁業協同組合中城支所へも11月8日に漁港へ漂着してきました。海岸や漁港、湾港に日に日に押し寄せて漂着している軽石について伺います。①湾港、漁港、海岸、河川などにおける軽石の被害状況は把握しておりますか。調査はされましたか。②回収や除去、処分又は活用方法など対策に対して財政措置を行なえますか。

大枠2、食の安全と給食について。去年4月から加工品に表示される食品表示、材料、分量、内容が大きく変わりましたが、学校給食における食材の選別、メニューなど何か変化はありますか。牛乳など食物アレルギーを有する児童生

徒が口にできない食べ物については給食費から牛乳代金を差し引いている現状がありますが、中城村はどう対応しているか伺います。御答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは屋良照枝議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1につきましては産業振興課、大枠2につきましては教育委員会のほうでお答えをいたします。私のほうでは、今議会でも大変皆さんも御心配されて、御質問などありました軽石問題ですけれども、今議会でも答弁があったと思いますが、できることからもちろん迅速にやらせていただきます。そして、これは県も国も絡んでの話になると思いますが、決定した事項については、迅速に対応できるようにしっかりとその体制を整えていく努力をしていきたいと思っております。私自身も漂着して2日前でしたか、3日目でしたか、視察させていただいたときにも、大変漁港内を行ったり来たりする状況、現在もそれは続いているようでございますが、きちんと対策が決まった段階では、迅速に対応できるように、しっかり準備をしていきたいと思っております。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございます。大枠2の食の安全と給食についてですが、学校給食は子供たちの発育発達に大きな影響を与えるものです。教育委員会としても、校長、PTA会長、自治会長の代表を交えて、給食運営委員会で話し合いを持って、安全安心な給食を提供できるようにしています。また、栄養士が各学校で食育の指導を実施し、好き嫌いなくバランスよく食べることや、調理してくださる調理員への感謝の気持ち等を育んでいます。詳細については、教育総務課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 おはようございます。それでは、屋良議員の①についてお答えします。

漁港内及び海岸の軽石についての被害状況は把握しております。随時、漁港内、浜漁港は、漁港内は浜漁港所長と情報を共有し、また、海岸については、住民生活課と共有して、現場確認しているところでございます。続きまして②についてお答えいたします。回収や除去、処分または活用方法につきましては、現在、軽石の漂着収束の兆しが見えず、今後の漁業活動及び水産振興に不安が募る現状ではありますが、今後、国、県への補助事業導入を考えております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 おはようございます。大枠2についてお答えいたします。

平成27年4月1日より、食品表示法が施行され、加工食の表示ルールを定めた「食品表示基準」の遵守が義務づけられていることは、給食センター及び教育委員会においても認識しております。学校給食のメニューについては、現在特に変化はありません。次に給食費の減額につきましては、中城村学校給食共同調理場運営に関する要綱第6条の規定により、体質、アレルギーなどにより完全給食を受けることができない旨の届出があった場合により、減額をすることができます。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 それでは、軽石については、さきに大城議員や伊佐則勝議員からも、軽石の件は質問されておりますので、組合から提出されています要望書を確認しながら、再質問します。

1、船舶への般外機フィルターを購入及び取り付け費用の補償における痕跡で、30隻というふうに伺いましたけれども、こちらの根拠を伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 漁協から資料をいただきまして、それに基づいて算出させていただきました。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では組合のほうからの数字というふうを受けてよろしいのですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 はい。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 30隻というのにちょっと疑問があったものですから、確認の意味で質問いたしました。

22名の組合員で、3名ほどは3隻とか2隻とか、ちょっと多めに船も持っていらっしゃるし、トータルで30隻なのかは、私も、数えてないので、ちょっと自信はないのですが、フィルターの取り替えて3万円の30隻というふうには、補正を見られていますので、フィルターは船の大きさによって金額が違うので、そのほうは、その実績に応じてということでしたが、30隻のほうも、とにかくフィルターに支障を来たして、その交換を余儀なくされている。それについては、全部補償というか、面倒を見てくださいますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 実績に応じて大城議員にも話したとおり船舶の大きさで異なりますので、そういう実績に応じて漁業組合を通して、また村に請求書が来ると思いますのでそれで支払いをしたいと思っています。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では実績に応じて、皆

さんに補償していただけるよう、よろしく願  
いします。

要望書の②休業補償はどこまで保証されま  
すか。出漁できなかった日数、日割りですか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時13分）

~~~~~

再 開（10時13分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 休業補償なのですが、今、県も国もまだそ  
ういったものは打ち出していないと認識して  
おります。ただ、うちの漁港内に関しましては  
今、県が出している補助金ではありますが、海  
岸ものの漂着ごみであって、水産庁のもの  
ではないために、今後は県にも漁港内に関  
する補助が使えられるように調整して要  
望したいと思っております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では、こちらの補償も  
県の方針、そういったものが出て、漁業  
関係者のほうにしっかり補償していただ  
けますようにお願いいたします。

3番目の軽石撤去費用、重機費用と資材費  
で見られていますが、資材は何を使いま  
すか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（10時14分）

~~~~~

再 開（10時14分）

○議長 新垣博正 再開します。

産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武  
宏 集めたものについては土のうとかと、大  
きいトン土のうを提供していきたいと思  
っております。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今現在、1回目集めら  
れて、土のうに入れられて、漁港内の広  
場のほうに積み立てられているのですが、  
土のうに入れてそのまま放置ですか。期  
間とか、土のうのあまり長く持つよう  
な土のうでは集められていませんけれど  
も、期間的なもの。そして、そのまま  
そこに放置するのか、そういうことが  
ちょっと懸念されるので、とりあえず  
応急措置として集めたという感じが  
見られますので、今後そういった資材、  
もっと強力なものにするのか。それ  
とも軽く集めて、何か移動するのかと  
いうことがちょっと気になります。そ  
ういう考えはどうですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業  
委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長  
仲村武宏 今、仮に置かせていただき  
ました。ただ、今県のほうでは農業資  
材に使えるかどうか。建築資材に  
使えるかどうか。また人体に影響は  
ないかということで重金属は含まれて  
いないということが報道されていま  
したので、その分、建設業界も含め  
ながら資材をどういう資材に使っ  
ていくかは、また報告があると思  
います。その時にはまたその軽石を  
どこかで運搬できるかという。沖  
縄県全体の話ですのでそこに基  
づいてやっていきたいと思  
っております。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 では、一時取り  
置きという考えでよろしいですか。  
懸念していることが、軽石は  
そのまま放置して、そのまま  
また砕けたり軽くなったり、  
飛沫で飛ぶのです。ただ置  
いているだけでその上から  
さらに何も覆いかぶさって  
いないのがすごく見た目的  
にどうか、実質的にそう  
いったところが気になる  
ので、土のうだけのお考  
えなのか。さらにその上  
から何か覆うことを考  
えているのかということで、  
今漁港内にそのまま  
放置されているので、し  
ばら

くはいいのですが、だんだん自然に風化して飛び散るようになります。そこまでの対処は考えていただけますようお願いいたします。

それでは4番目のオイルフェンスの件ですが、漁港のほうでアーサの養殖がされておりますが、存じておりますか。把握していらっしゃいますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 漁港内ではないです。漁港内ではその養殖をしてはいないのですが、南浜から津覇にかけての養殖が2場あります。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 村内でアーサ養殖がされておりますので、そのアーサの養殖において、今回の軽石が被害を及ぼすことは想定しておりますか。オイルフェンスの設置が必要とは思いませんか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 オイルフェンスに関しましては、広大といえますか、どこまでやっていいのかがちょっと把握できていません。あと養殖に関しては村としても気にかけていることではあります。ただ、この軽石の漂着の収束が見えないので今、どうしようかというふうな考えを持っていますが、支所長にちょっとお話を聞いたところ今、アーサの養殖ともずくもありますけど、種付けはまだやっていない状態で、今のところ影響はないというふうに伺ってはおります。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 今、種付けっておっしゃいましたが実際にその養殖をされている方は、独自にもう持っている網で、周りを囲んでおります。初めての経験で、種付けにどのように影響するのかっていうのをすごく懸念してお

ります。漁港に海に出る人たちの船とかそういう補償問題については、話も聞こえてくるけど、このアーサに関しては、これからどういうふうに、種付けに影響を及ぼすのか。そして漁獲その量が減るのか。そして品質、それに何かざらざらした食感が残らないとか、いろいろなことをこれからの、今から種付けして、12月、1月、1月頃に少し、めどが見えるというふうには、今後のことなので、そういったものがこれからこの軽石問題とかそういう補償の対象になるのかというのがすごく懸念されているものですから、ぜひ養殖をされていること、そして、実際に困っているという現状。そして漁民も初めてのこういった自然災害ということで、手探りの状況で、でも漁獲、せっかく今、アーサが少し根づいて収穫も見込んで収入につながっている矢先に、数量が落ちないか、製品に関してのざらつき、舌触り、そういったものに及ぼすのではないかとということですごく、この2月、3月までには、大体結論とか収穫のそのめどがつきますので、ぜひ経過を見守っていただき、対応できる補償というか、何か懸念がある場合には対応していただけますようお願いいたします。

漁民の要望書の中で、5番目に軽石問題の対策として、海水の軽石専用フィルターの取付けで開発中の商品があること。そして分離器の取付けで開発中の商品があるということで、記載されていますから、こちらについては確認しておりますか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 フィルターの取付けと吸込口、分離機能の件ですが、これについて漁民と漁協支所長から情報は仕入れてはおります。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 この問題はもう今後これから見守っていかないといけないことでの



で、1日も早く安心して安全に海人が操業できるように。自然災害ですから、長期間に及ぶ軽石問題です。魚や環境に注意して、組合とも問題提供しながら取組、被害をとどめるために尽力してください。

大枠2番に移ります。大枠2番の食品表示について確認いたします。これまで原材料名でよかったものが、アレルギーに関する食品は微量でも使用されている場合は明記しないといけないということになりました。小麦、卵、乳製品、牛乳、乳成分、エビ、イカ、魚介類、果物、ピーナッツなどとアレルギーを起こす製品はたくさんです。そして、製造工程でも温度管理が徹底され、保存方法も厳しく、時間も以前と比べて短く短縮され、調理して口に入るまで、消費されるまで短縮されています。島豆腐や食品表示の保存時間短縮でアツアツのまま店頭と並ぶのも時間制限されています。そういったことを確認して、調理方法は先ほど給食センターにおいて、何ら何も問題はないとおっしゃいましたが、去年の4月1日から温度管理、それから調理時間とか、そういった子供たちが口にするものとか、本当に厳しくチェックが入っているのですが、調理方法、給食センターのほうでは、何か特別のことはなく、2年前と同じような何も変わりはないでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先ほど答弁で申しましたメニューに変更がないといったことについては、献立のメニューの内容についてということでお答えしております。調理方法やアレルギーの対応方法については、給食センターにおいても、日々、注視し安全な給食を提供するように日々努力して提供している状況でありますので、献立のメニューに変更はないという答弁でしたのでそのように了承ください。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 分かりました。では1点だけお願いします。

先ほどアレルギーの給食に対して届出がある分に関してはというふうに答弁なさいましたけれども、今、中城村のアレルギーを持つ生徒は、おりますか。そしてこの届出でアレルギーを持つことで、この食品というか、そういった届出をなされた親御さんがいらっしゃいますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 現在、先ほど答弁しました減額申請については、現在申請している方はおりません。以前は牛乳のほうで、お1人減額の対象になっていた方がいるようですが、現在についてはその申請の届出がありませんので、全員が牛乳を食しているということです。あと完全除去食の申請については、こちらでの対応ができないため、その実施は行っておりません。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 以前、届出があって、牛乳に関しての減免をした方がいらっしゃる。そのお子さんはもう卒業しているのですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

その対象者について卒業したかちょっと私のほうでは確認しておりません。申し訳ありません。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 アレルギーに関しては、届出はその年その年だと思うのですが、1年、2年で直るものではありません。口に入れる食べ物ですから、その子がずっと食べているものですから、まずそういったアレルギーを持っている子、実際にいるということです。届出はないのだと思いますが、すみません、私のほうには、全体はちょっと分かりませんが、2人のお母さんから、うちの子は牛乳が体質的

に合わないということで、飲んでないということです。おっしゃるとおり届出は出していません。でも、親御さんにしてみれば、自分の子が口にしない食べ物に対して、やっぱり給食費は払わないといけないよねっていう本当に立ち話なのですが、でもそのアレルギーを持つ親ですが、本当に育つ段階で目を離れたすきに、卵とか小麦粉とかパンとか、口にすると腫れて、異変を期して本当に命に関わるのではないかということで、何回も病院に駆け込むのですよね。本当に気をつけて食べさせているつもりでも、食品については今とても厳しい、大変な状況です。本当にそういった給食の献立を目にするときに、自分の子供は小麦粉、卵、そういったものにマーカーで印をつけて、大丈夫かね。そして本当に食べないでよっていうことで、念押しをするのです。子供の場合も、みんなとこれが違っている、みんなと違うという。そういう認識は、本当に低学年、本当にしてほしいのです。食べ残しでもなくて本当に口に入られなくて、そういったものが食べないものにお金を払っているっていう、そういう負担ですね。それだけでもちょっと払わないといけないよっていうその言葉には、自分の子供を逆に守っている言葉なんですよ。違っているというかそういう認識をさせたくないっていう親御さんの気持ちがすごく伝わってきて胸が痛くて、調べてみたら、牛乳は飲めない子は、前もって要するにおっしゃるように申請すれば、返金をしているということでありましたので、内地のほうでもきちんと返金されていますし、それから沖縄県のほうでは牛乳ではないのですが、その返金について調べたら、先ほどの去年のコロナ禍における、それについての給食の欠食、そういったものに関して返金をする。還元しているところがありましたので、そちらについての考えを少しお聞かせ願いたいんですけども。糸満市のほうで、学校給食のほ

うで令和3年9月1日から16日まで、分散登校して欠食した分、それからオンライン授業で欠食した分、そういったものに対して、そしてまた令和3年の12月、今現在の1か月分の給食費を無償といたしますというような、こういったコロナ禍による欠食です。食べなかった部を返金します。保証しますという、こういったものがあります。それからうるま市においても、少し幾ばくの届出があった分に関して、要するに食べなかったから返しますよというそういうことなんですけど、アレルギーと少しちょっと離れてはいますが、中城のほうで食べなかった分、欠食についてのそういった対応というのは検討されていますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

コロナ感染症対策のため、学校を休校にした際の給食費については、中城村においても減額の対象となっております。減額分については、今後の支払い分において相殺し、減額をしていきます。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 答弁ありがとうございます。

食べなかった部分に関して、減額を認められる。そういった言葉を聞いてほっとしています。アレルギーを持つ子も本当に飲めない、牛乳を飲めないっていう子はいるのです。実際に。ただ、届出をすること。それから親御さんが、そういったものに躊躇している現状、すみません、私の把握しているのはお2人の方なんですけど、できるだけ届出をして、還元していただいて、少しでも気持ち的に食べないものに関してはどういうことで、ただ親御さんとしては、牛乳だけではなく、ほかの果物、エビとかイカとか、ほかの面に関して、給食センターつくる側に対して、すごくお世話になっているというか、負

担をかけているというか、そういった思いもおっしゃっているんですね。でも、牛乳だけは計算上もそれから返金するのに、何ら支障が……そんなに難しいことではないと思うので、再度確認ですけど、届出があった場合には、返金とか還元は可能でしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

先ほどの答弁でも申しましたとおり、学校運営に関する給食要綱第6条に基づき、牛乳のみの給食、もしくは牛乳を除いた給食については減額の対象としていきますので、申請があれば、医者や診断書の提出要件などもあります。その受理した後については、減額を行っていきます。以上です。

○議長 新垣博正 屋良照枝議員。

○4番 屋良照枝議員 ぜひ親御さんたちにも、それからそういった制度があることを認知させて、そしてアレルギーを持つ子、本当に我が子が口にすることを本当にドキドキしながら見守っていますので、これからは未来を担っていく子供たちに、まだ10数年しか食べていない彼らです。アレルギーとかそういったものについては改善ができます。安全安心した食生活を安心安全な給食提供に関心を持って、見守っていききたいと思います。よろしくお願ひします。以上、終わります。

○議長 新垣博正 以上で屋良照枝議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時36分）

~~~~~

再開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、金城 章議員の一般質問を許します。

金城 章議員。

○12番 金城 章議員 12番 金城 章、一般質問を行います。

各議員、いい意見を出して、皆さん提言しています。やはり、皆さん感じることは同じものを感じていらっしゃると思います。それに、執行部の皆さんぜひ答えるべく、肝に銘じていて、いろいろな課題解決に臨んでいただきたいと思っています。私の質問も毎回、同じような形態の質問であります。進捗がなかなかないのではないかと、いつも同じ質問になっておりますので、ぜひいい答弁をよろしくお願ひします。

大枠1、道路行政についてであります。①宜野湾横断道路の進捗状況はどうか。②久場前浜線の開通はいつになるか。③この前浜線周辺の久場特定保留地は何ヘクタールなのか。また④久場前浜線周辺の土地税収額は幾らか。⑤公共駐車場より新庁舎までの歩道計画は検討したかどうか。

大枠2、下水道工事についてであります。①今年度の下水道工事の額は幾らか。②南上原地区の下水道完了は何年になるか。また、今後の工事進捗と予算の確保をどう考えているか。③来年度の下水道の計画予算はどう考えているか。これは南上原だけではなくて、全体の工事額もです。

大枠3、都市計画についてであります。①那覇広域から中部広域へ移行の進捗状況はどうか。②北中城村と中城村との共同のまちづくり計画の進捗状況はどうか。これも昨日の石原議員からもいろいろ質問がありましたけれども、ぜひいい答弁をよろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 金城 章議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番につきましては都市建設課と税務課のほうで、大枠2番につきましては上下水道課、大枠3番につきましては都市建設課のほうでお答えいたします。

お尋ねの都市計画について、那覇広域から中部広域への移行の状況ですけれども、これも昨日答弁があったと思いますけれども、今現在入口が、その両村の共同のまちづくり計画の策定でございますので、そこから中部広域の移行へ向けての議論づくりといたしますか、そういうものが今現在進行している状況でございますので、私もそれをしっかり注視して頑張っていきたいなと思っております。また詳細についてはまた担当課のほうで、お答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠1と3についてお答えいたします。

まず大枠1の①からです。令和3年度中に検討委員会を開催して審議する計画でありましたが、総合事務局の実施している将来交通量推計の公表が令和4年度以降になったことから、公表後に設計の精度を向上させた上、検討委員会での審議を行う予定とのこと。②です。1筆契約できていない土地があり、開通の見通しは、現在立っておりません。③特定保留地は37ヘクタールです。⑤です。歩道の整備計画は現在ありません。

それから大枠3についてです。中部広域への移行は、両村での共同のまちづくり計画を策定し、計画的なまちづくりの実現方策を示すこととされているため、計画書の策定が優先されます。共同まちづくりの進捗としては、両村の地域住民へのアンケート及び両村の関係部署から意見聴取を行いながら、協働で行えるまちづくりについて調整を行っているところであります。以上です。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 大枠1、④について御説明いたします。

久場前浜線幹線沿いの現況土地地目につきましては、畑や雑種地などの地目となっております。

す。道路近辺の土地の課税状況につきましては、筆数にして100筆ほど。税額につきましては、114万円ほどとなっております。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠2の下水道工事についてお答えします。

①の令和3年度の下水道工事費は、5,279万円でございます。②と③を一括して答弁いたします。令和4年度から令和8年度までの5年間、従来実施してきた沖縄振興公共投資交付金事業に加えて、新規事業の地方創生整備推進交付金事業を活用し、南上原地区を優先的に、添石、伊舎堂地区まで整備を進めていく計画でございます。令和4年度は、両事業費の合計が約2億5,200万円、うち工事費が約1億7,300万円で、南上原の県道32号沿線及び役場庁舎隣のこども園予定地周辺を整備する計画でございます。今後、事業計画どおりの補助金交付があった場合、南上原地区は、令和7年度に完了する予定でございます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでは再質問します。

宜野湾横断道路進捗は全然ないのです。以前から言っているような交差点の改良だけはぜひ先々に申し入れてください。329の出口。ぜひ以前の道路計画では、西原横断道路との西原バイパスの、この宜野湾横断道路との交差点はずれていましたので、その件はぜひ申出ていただきたいと思っております。

②の久場前原線の開通は、いつになるかわからないということで見通しが無いということですが、これも、これがもし開通した場合、この用途は一応、今は特定保留地なんです、開通した場合は用途変更等はどういう用途になるのか。また、この土地の使用状況はどういうふうになるか、答弁できますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在は特定保留地というふうになっていて、電力側が工業地域、それから久場前原線から海側が準工業地域で今、特定保留となっております。その市街化編入に当たっては、地区計画を導入することが要件となっております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 この土地利用を準工業地帯は何でも建設可能かと思えます。そうなるこの開通しないとどうにもならないですよ。この解決に向けて、どう取り組むのか。都市計画課長以外どなたが副村長、答弁できますか。村長でもよろしいです。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

現在もやはり当初から、単価の見直しを求められているようでございましたが、その辺がまだ理解を得られていないところが交渉に至っていないところです。理解を得るにはやはり粘り強く交渉するのと、あと地域の協力も得ないと解決できないものかなというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 都市計画課長、この工事が今、一部だけ残って、あとは完成していますよね。これ何年になりますか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 約10年になるかと思えます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 工事着手してからもそのぐらいだと思う。しかし、開通はまだ見通しがないと。これは開通して土地の先ほど税務課長からありました、税務課長、これ開通した場合、地目も変わってくると思います。アパートも造れる。住宅も造れる。工場も造れる。そうした場合に、この開通した後、税収はアップになりますか。

○議長 新垣博正 税務課長 大湾朝也。

○税務課長 大湾朝也 お答えします。

市街化編入によりまして、調整区域から市街化地区へと変更された場合、一つの例をとりまして畑を考えてみますと、市街化畑というのは将来的に宅地化が予想される農地でありますので、宅地からの比準方式によりまして評価額を求めることとなりますので、税額については高くなることが考えられます。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 高くなると。どうしても開通がないと高くなるんですよ。ちょっとこの開通について、村長一言、今、税務課長も話したように税収をアップすると、将来の見通し、着手してから10年になると。いつ見通しがつくのかどうかということについて。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 先ほども答弁しましたが、現在、まだ見通せていない状況であります。粘り強く、交渉していくしかないと考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 村長、一言ももらえないですかね。副村長でもいいですよ。ぜひこれだけのお金をかけて道路工事をしたものの、これが開通もできない。どうにか前回、何か対策が何年前ですかね、2年前ですか、ちょっと日付を忘れましたが、村長、この議会で、旧庁舎の議会で、どうにか解決方法はあるという答弁をなさっているんですよ。そのことでもいいですから、ぜひ何か対策があれば、一言村長か、副村長でもいいです。解決方法がないかどうか。

○議長 新垣博正 副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 解決方法といいますか、地主が用地を村のほうに売っていただくということと、地域の御理解の上で、現在の状況を打開していくという、その方法しかないだろうというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 これ解決しないのは、そのままずっと見通しがなく、そのままほったらかしで行くんですか。今、地域の協力がなくという話です。地域の協力のほかにも、これもどうにか1筆だけですので、解決に向けていろいろことに取り組みないといけないと思うのですが、副村長、村長も。担当課で解決できないからそのままになっているはずなんです。ぜひ、2年前の村長の答弁でありましたとおり、いろいろな解決方法があると村長は答弁しています。この解決方法でもいいですし、取り組みないといけないのではないかと思うのですけれど。もう一度村長か副村長、答弁お願いします。都市計画課長ではなくて、お2人で、ぜひ相談して答弁お願いできますか。

○議長 新垣博正 休憩します。

休 憩（11時08分）

~~~~~

再 開（11時08分）

○議長 新垣博正 再開します。

副村長 比嘉忠典。

○副村長 比嘉忠典 先ほども答弁したとおり、解決の方法というのはやはり土地の売買しかないと思うのです。だからそういうことで、担当課のほうでも、これまで交渉もやってきている中でこれがうまくいってとないというのが現状でございますので、その辺を含めて地域の皆さん等の御協力をいただければというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それではもう一つちょっと具体的に、地域がどのような協力をすればできるのか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

やはり地域の皆さんからの協力要請、それしかないかなというのがあります。ただそれが解

決できるかどうかは分かりません。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 何かできたら村長、こういう答弁も村長は別の答弁もしっかりなさる方だから、こういうのもちゃんと答弁していただきかったな。ぜひこれはまた次の議会でもやりますので、ぜひ考えていてください。

それでは公共駐車場から庁舎までの歩道計画なしといえますか、こども園がもう近々、着工すると思います。こども園も現道路からのセットバックはあるということで、前議会で答弁をもらいましたので、そのあとに、歩道の計画は来年度でも入れないと、今日写真を持ってくるのを忘れまして、朝夕の職員のこの道路からの歩いている状況を見たら何十名も一緒にパーッと同一時間帯にもう出勤は同一時間帯にですよ。車が通ったら危なっかしくてしょうがないです。ぜひこれは来年の計画に入れていただきたいと思いますけど。どなたか、都市計画課長以外、お願いします。副村長でもいいですよ。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

この農道から公共駐車場までは、現在1.5メートルほどセットバックされていて、今度、開園するこども園のところも、セットバックされる予定だと聞いておりますので、そこを活用して、歩道帯としては検討できるかと思えます。ただ反対側については用地買収とか、そういったものの財政的な負担がありますのでそこはちょっと厳しいのかなというふうに考えております。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ事故が起こる前に計画は立てていただきたいと思えます。

それでは次に下水道の件にちょっと移りましょうね。下水道、今年度5,270万円余り。これがあると。南上原はどうしても下水道を解決しないといけないですね。先ほど下地区にも、

来年度下ろす工事予定といいますが、それよりはぜひ南上原、せつかくの市街化調整区域ですので、そこはぜひ完了していただきたいと。以前、議会でも話したとおり、わざわざアパートを建てるために保留地を買って、そこにアパートを造るためには、何千万円という浄化槽を設置しないといけない。しかし、これは自前で設置ですよ。地主が要するに自費で設定し、それでまた、下水道工事が二、三年後に完了した場合は、それに接続しなさいということになりますよね。そうした場合にこの住民の方に負担をかけているのです、相当な。これもどうにか解決して欲しいです。今は予算も削減になって、なかなか進まない。これも令和7年でしたか、令和7年に終わると。本来なら終わっている状況ですが、どうにか早めに解決して、昨日の石原議員の答弁にはこの裏負担は記載できると、また考えているということの答弁がありました。どのぐらいまでだったら一番の最高を得た工事費で、補助金で2億幾らか。2億5,000万円ぐらいかの補助金があったはずなんです、それも裏負担しているのですよ、あの当時、工事は。そこまでできるかどうか。答弁できますか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

各事業の財政負担については、この場においては即答することはできませんが、各課において事業計画を立てて、進めていくものと考えております。その部分についての負担については、調整ができるというふうには考えておりますが、今回、下水道のほうでは4年から8年まで5年間の計画ということでありますので、その部分については、検討していきたいというふうに考えています。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 ぜひ県の下水道課に話しましたら、相談によっては増額もできる話

をしていますので、裏負担分はぜひ、何とか調整していただきたいと思います。

大枠3に移ります。広域移行もなかなか進捗が出ないと、このまちづくり計画で広域に移るのも進展するというので、この計画策定ですが、どの部署がやっているのか。また、まちづくりの係は今は都市計画課ですか。策定と人数ですが、どういう体制でやっているのか。また予算的なもの、コンサルに依頼したと思うのですが、そういう件を教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず委託業務は都市建設課のほうで担当しております。体制としては現在係長を主に体制を組んでおります。それからその体制の中で、各課の協力も求めないといけませんので、ワーキンググループとして、都市建設課、企画課、産業振興課、生涯学習課などからその課題に対しての協力を求めている状況です。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 各課から職員を寄せ集めて、要するに、いろいろな会議の場で、いろいろな意見を交換すると、それはいいことじゃないかなと思います。以前ですが、村長に私は提言したことがあるのですが、村長のお抱えで、今、実際にはいろいろな計画をするのは企画課ですから企画課でもいいです。村長のまた特別の課題にです。これから目指すいろいろな課題に対して、以前、そういう企画的なもの、今のまちづくりの、このワーキングチームですか、そういう関連のボリュームに対応できる課というか、その仕事をする課があったほうがいいと思います。村長。要するに業務の中で、コロナの対策もそうですが、実際は兼務して、いろいろなことをやっている状況で、特別なことを考えるのは今後いっぱいですよ。庁舎跡地の利用から、また、公園。城跡関係、共同のまちづくり関係、いろいろなもので、それがめ

じろ押しで、これまで以上にまた忙しくなるんじゃないかなと思うのですが、村長、これはどうですか。この自前で要するに、村長のお伺いでいろいろなことを計画する人員を集めて、特化したグループというか、そういうをつくる予定はないですか。考えはないですか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 今後、検討していきたいと思います。

○議長 新垣博正 金城 章議員。

○12番 金城 章議員 それでちょっとあと戻してこの共同のまちづくりですが、これは北中城村と一緒に進めていかないといけない。北中城村は歴史的なもので、ウーグスとかいろいろあります。しかし、中城村は、この歴史の道以外に、登又近辺の計画的なものを考えないといけないですよ。正門の辺りから登又を通り南へ。その近辺のいろいろな歴史的なものをしっかり、まちづくり的なものと考えていかないといけない。そういうのを担当課ではなくて、考えるメンバーが進めていくメンバーがいなくて、どうしてもならないでしょう、村長。この計画的にいろいろな段階を進めていくので、昨日石原議員からあったように、これを常識を核としたことで考える共同のまちづくりだと思うのですが、29号も、道路計画もあるし、まちづくりもあるし、一番遅れている登又の整備的なものもまた入ってくると。そんな計画をぜひ立てるメンバーをそばに置いて、検討しないと。これから何年先も同じ体系で進んでいったら、駄目だと思いますね。全体をコンサルだけに任せるのではなくて、本当に優秀な人材は役場にいっぱいいると思うのです。それは集めてでも、いろいろなことを進めていくメンバーをそろえていただきたいと。兼務ではもう大変だと思うのです。兼務でも優秀な方だからこなしてしまえけれども、どちらかがおろそかになくなって、後々は。先進で、未来に向かって中

城チームでもいいですよ。そういう感じで、ぜひ進めていただきたい。今回質問したことが、また身になることを願って、一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で金城 章議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（11時22分）

~~~~~

再 開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、玉那覇 登議員の一般質問を許します。

玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 皆さんこんにちは。6番、玉那覇 登です。これより一般質問を通告書のとおりしたいと思います。よろしく願いします。

大枠1です。村民の健康増進等に関する包括連携協定について。村は明治安田生命保険沖縄支社と村民の健康増進などに関して協働するための包括連携協定を結んだ。これは10月29日の朝刊の掲載です。連携する事項として①健康増進に関する事。②子ども、子育て・教育に関する事。③環境・美化。④産業・観光振興。⑤その他地域の活性化に関する事とあります。それぞれどのような取組かをお伺いします。

大枠2、公共施設建設について。さきの定例会で中学校用地購入予算が可決されましたが、その後の進捗状況はどのようになっていますか。今後のまた計画などについてをお伺いします。また旧役場庁舎跡地の利用計画など近年行われたアンケート等の集約があればお伺いします。

大枠3、村のLINE公式アカウントの活用について。現在、村はLINE公式アカウントを活用し村からの情報配信が行われていて瞬時に情報が得られ、いいことだと思っております。さらに項目を追加することにより利用価値が上



がると思いますが、追加することはできないか。それと現在の登録者数は何件あるのか。学校の項目等を追加して連絡等のことができないかを伺います。

大枠4、日本復帰50周年記念について。来年5月15日で沖縄は日本復帰して50周年になります。50周年という節目の年であり記念行事など行政としての取組や学校等での取組等の計画があればお伺いします。

大枠5、コロナワクチン接種について。現在、国内県内の感染者数は減少してきたが、海外では増加傾向になっていて、第6波感染が心配されます。そこで1回目コロナワクチン接種状況は。2回目の接種終了日、接種者数、接種率等をお伺いします。また、3回目接種に関する計画等をお伺いします。以上です。よろしくお伺いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは玉那覇 登議員の御質疑にお答えをいたします。

大枠1番につきましては企画課、大枠2番につきましては企画課と教育委員会、大枠3番、大枠4番につきましては総務課、大枠5番はこども課のほうでお答えいたします。

私のほうでは御質問の村民の健康増進に関する包括協定についてでございますが、明治安田生命からお話をいただいて大変うれしく思います。明治安田生命は、御承知かと思いますが、伊集の打花鼓（ターフアーク）への寄附だとか、そして我々サッカーにも非常に関連しておりますので、サッカーJ1のメインスポンサーという関係でも、私どもと話がいい方向に進みまして、こういう協定を結ばせていただきました。健康増進を主に幾つか項目がありますが、我々、中城村にとってもこれは非常にいい話でございますし、また担当課のほうでも幾つか、またいろいろ事業を仕組んで、事業を取り組んで、一緒にやっていけたらいいなと思っております。

ます。詳細につきましてはまた、担当課のほうでお答えをさせていただきます。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 こんにちは。大枠2の公共施設建設についての進捗状況ですけれども、教育委員会としては、子供たちのよりよい教育環境の整備のために、できるだけ早く実現できるように、取り組んでいきたいと考えているところです。詳細については、教育総務課長から答えさせます。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは、大枠1及び大枠2の旧役場跡地利用計画についてお答えします。

明治安田生命保険総合会社沖縄支社においては「ひとを元気に、まちに元気を」と地域への貢献活動として、地元の元気プロジェクトに取り組んでおり、令和3年8月「私の地元応援基金」より伊集の打花鼓の活動支援として寄附がありました。また、10月には村民の健康増進へ役立ててほしいと寄附を受けております。

御質問の包括協定における村民の健康増進、子育て、教育環境、美化活動など、それぞれの具体的な取組については、今後、各課と協議を行いながら、協定書の目的が達成されるよう、有効な事業等を明治安田生命と相互に連携して取り組んでいきたいと考えています。現時点においては、産業振興課において、1月末予定の産業まつりにおいて測定会のブースの出展を予定しているというふうに聞いております。

大枠2の旧役場跡地の利用計画については、中学校敷地と一体とした利用による商業施設の誘致の可能性について検討するため、地域ニーズ調査や市場調査について、業務委託し、去る11月末で委託完了をしております。村民への地域ニーズ調査の結果の一部を御報告いたしますと、生活サービス施設や娯楽施設等また、買い

物環境の充実度に対する満足度が低いこと。本村からの転出を考える場合とした理由について、「日常生活品等の買い物に不便」を挙げる割合が高い。また、普段感じる買い物に対する課題として、「村内の買い物場所の少なさ」を挙げる意見が多く、旧役場中学校跡地に欲しい施設としては、「大型商業施設」や「スーパーマーケット」、「飲食店」を望む意見が多いなどの結果が得られております。また、民間事業者への商業地としての市場調査の結果については、国道沿いに位置し、周辺に競合店舗が少ないことから、本事業予定地への誘致に対して、肯定的に市場性を評価する意見が多い。本事業に対して参画意欲を示す傾向が高いことと、誘致の可能性のある施設としては、「スーパーマーケット」を中心に「ドラッグストア」や「飲食店」、「スポーツ施設」を併設した施設を挙げる意見が多くありました。また、地元産業や企業と連携し、地元の産物の販売や地元雇用の促進を見込めるとの意見が多い状況でありました。村内外の住民だけでなく、観光客の利用も見込めるとの意見があり、観光需要に対し、村内の他施設との連携、観光拠点としての活用も考えられるとの意見も多いなどの結果が得られております。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 では、大枠2についてお答えいたします。

用地購入については未執行となっております。現在、改築対象の3校に対し、文科省の補助事業の確認を行うための耐力度調査を行っており、その結果を確認後、用地購入に着手する予定であります。以上です。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 村のLINE公式アカウントの活用についてお答えいたします。

令和3年12月6日現在の登録者数は1,005人でございまして、登録者に対し各種イベントや

防災情報などを発信しております。現在は、LINEアカウント使用料等が発生しない必要最小限の項目で運用しております。項目を追加する場合、費用等が発生することから、まずは登録者数を増やすことを優先しております。各小・中学校におきましては、現在、メーリングサービスを利用し、保護者へお知らせを行っております。学校関連の項目の追加につきましては、全体の項目追加の段階で、教育委員会とも協議し、検討したいと考えております。

次に、日本復帰50周年記念事業についてお答えいたします。1972年5月15日の沖縄の本土復帰が実現し、2022年5月15日で50周年を迎えることとなります。沖縄県におきましては、復帰50周年記念事業の募集が行われており、また民間企業におきましても、アイデアの募集や関連イベントを検討しているようでございます。本村におきましては、現段階で記念事業として決定している事業はございませんが、今後、沖縄県及び他市町村の状況を見極めつつ、記念事業が実施できるか、あるいはこれまで実施してきた事業に「冠」をつけて実施するかを検討したいと考えております。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 大枠5、コロナワクチン接種についてお答えいたします。

11月24日現在、1回目の接種者数は1万5,113名で、接種率は68.55%。2回目の接種者数は1万4,476名で、接種率は65.66%でございます。全体としての接種終了日は、12月5日としておりますが、その後も接種が可能なようにひが皮膚科医院及びみなみ内科にて引き続き接種が可能な状態にしております。3回目接種につきましては、年明け2月以降に高齢者を皮切りに、一般住民の追加接種を開始する予定でございます。接種会場は前回同様に吉の浦会館での集団接種とわくさん内科、ひが皮膚科医院、今井内科医院、みなみ内科の村内4医療機関で

の個別接種として実施してまいります。中城苑、信成苑、春華園の老人保健施設等の入所者につきましては、入所施設内接種として実施してまいります。村民への通知は2回目接種を終え、8か月を経過した方々へ逐次接種券を通知する予定でございます。予約方法につきましては、65歳以上の高齢者については前回同様に、役場にて接種会場と接種日など、予約を割り振り自治会長を経由し、接種券及び予約表を1月上旬から通知いたします。64歳以下の一般住民につきましては引き続き役場内にコールセンターを設置し、電話及びWebによる個人予約として受け付けてまいります。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。では再質問をしたいと思います。

大枠1の健康増進に関する包括連携協定については、新聞をまず10月29日に見て、どういうものをやるのだろうということで、単純に思いました。それで、明治安田生命等をネットで調べた範囲では、今年の1月に伊江村も協定を結んでいるということと、本県では伊江村と中城村が結んでいるということで、全体的には、36の都道府県と518の市町村、市区町村が結んでいると。もちろん銀行とか大学とか、そういったところもありますが、そこでまず思ったことが恐らく民間企業と健康増進のための連携を結ぶということは、やはり、ある程度の予算措置がなされているのだろうなというふうに感じてちょっと予算のほうを調べてみたらちょっと調べきれなくて、村からの予算としては、予算はかかってないということでよろしいのでしょうか。それで地元の元気プロジェクトということで、既に私の地元応援基金ということ打花鼓に寄附があったということで、また来年1月に祭りの支援ということで、テナントを予定しているというふうなことがあって、予算は出さなくて、向こうからの利益だけをもらうというふう

なことで非常にいい取組だなと、いい協定だなというふうに思っております。これからまた健康増進についても、また環境美化についても、産業や観光振興についてもこれからまた各課で取組を実施していくというふうなことで非常にいい取組だなというふうに今、中身を知って思っております。ぜひ、ほかの項目についても、実施できるように、またこれから頑張ってもらいたいと思います。

次に、大枠2の公共施設の建設について。昨日も安里議員の答弁のほうにありましたが、用地取得はまだ執行されてないと文科省からの耐力度調査が済まないといけないというふうなことで理解していますが、昨日の話でもこれは繰り越しになるのか、そういったことがありましたが、ぜひ、令和8年度に開校予定であるということですので計画どおりに執行してほしいと思っております。それで、跡地利用ですが今のアンケート結果を先ほど企画課長からありましたように、ほとんど商業施設的なものが建設されるということですが、これはもう商業施設をつくるということではほぼ決まっていて、いつ頃決定するのかということは、今の段階では言えますか、どうぞ。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

商業施設については、これまでの総合計画など下地域における商業施設が少ない。買い物に不便だというふうなことから必要だろうというふうに、長年、考えられてきましたが実施に至らず、今回、跡地利用を検討した中で、改めて商業施設の住民の意向、施設に対する事業者の進出など、それをするために確認ということもあり、実施しています。ですので商業施設に限ってのアンケートということにはなっていますが、住民とも事業者とも意見の一致が、一定の意見の一致が見られたということで、進めていきたいというふうには考えていますが、ただ

し、中学校移転事業の進捗等も踏まえながらになると思いますので、時期的には、その計画も合わせながら考えていきたいというふうに思っています。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 村民のアンケートの結果等についても、商業施設の希望が多くて、村としても商業施設のほうを進めていくということで、まだ決定に至るということではないということに理解、確認してよろしいですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

先ほども答弁しましたが、最終的には中学校移転等の事業の進捗等も踏まえながらというふうにお答えしておりますので、商業施設のみということでの決定ではありません。その部分も含めて、今後の課題解決に向けて進めていければというふうに考えています。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。何しろ、令和8年の中学校の開校予定ということでありますので、しっかりと計画を立てて取り組んでほしいと思います。

それでは次の村のLINE公式アカウントについてお願いします。今のところ、現在の村のLINEについては、1,005人が登録されているということで、今のところは、LINEの予算がかかっていないということですが、私の間違いだったら訂正しますが3,000人までは無料だと調べた結果があるのですが、恐らく項目数についても、増やすとその分、予算がかかるというが、今はこども子育てと村へのホームページへのリンクという二つの項目しかありませんが、これ1項目を増やすと、例えば幾らぐらいの予算がかかるんでしょうか、お願いします。

○議長 新垣博正 総務課長 與儀 忍。

○総務課長 與儀 忍 お答えいたします。

1項目ごとにとということでの調査は行ってい

ないのですが、本村と人口的に同規模である。また、先進である与那原町の事例を参考にしますと、与那原町の場合、9項目設けられておりまして、240万円程度の予算がかかっております。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 新聞にも大きく載っていましたが、与那原町では、学校への欠席届等LINEで行っているということで、恐らく不審メール、メーリングサービスですか、その各学校に登録している保護者の登録しているメールに、例えば不審者等何かがあった場合には、メールが送られてくるということですが、これも恐らくメール登録の際には、保護者は費用を負担していると思うのですが、もしこういったLINEを使った場合には、双方の保護者側からも連絡ができたり、学校側からもできたりで、現在のメールサービスよりはいいと思っておりますが、いかがですか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 ただいまの質問にお答えしたいと思います。

現在、村内の学校メーリングについては、無料のメーリングサービスを行っております。県立等など、もしくは一部の市町村によっては有料の学校メーリングサービスを使っているところもあるかとお聞きしておりますけれども、本村においては無料のメーリングサービスで、学校から配信のみを行っているメーリングとなっております。以上です。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 私は、有料だと思っていました。本村の場合は無料で行っているということですね。項目を増やして、村への問い合わせや、簡単なアンケート等も取れるようなことができるようですので、もし検討されて予算も限られていますので、そんなに予算がかからないのであれば、そういった面で活用してほしい

いなと思います。

次に日本復帰50周年ということで、10周年、20周年、30周年、40周年ということで、各節目ごとに県でもいろいろな取組がされていると思いますが、やはりもう復帰50周年、復帰っ子と呼ばれる方々も50歳になるということで、村では今までやったものに冠をつけてやれることもないということで、できたらやらないよりはやったほうがいいと思います。学校のほうでも、いろいろ難儀をさせるかなと思いますが、もう学校の先生方も復帰っ子は学校でも少ないのかなと。復帰後の先生方がほぼ多いのかなという感じはしますが、そういった意味でやはり復帰という節目が今まで米軍施政下に置かれて復帰したということをお子たちに復帰について学ばせることはできないか。例えば総合学習を使っているかとか、いろいろな方法があると思うのですが、何かやってほしいなと私自身は思っています。今、先生方も多忙ですので、あまり強くは言えないのですが、私の希望としてはやっぱり子供たちに日本復帰というのはどういったものであるということをお教えることで、先生方も勉強になるんじゃないかなというふうに思いますので、そういった取組ができるならばやってほしいという希望があります。

次に、コロナワクチンについてです。ちょっと昨日も伊佐則勝議員への答弁がありまして、ほとんどちょっと課長の答弁がちょっと違うというよりは、12月5日まではみなみ内科とひが皮膚科の2か所で、12月5日までは1回目も2回目もやっているということで。昨日は、1回目も2回目も継続しながらやっているというふうなことがありましたが、もし1回目も今やっているのであれば、ホームページには、もう1回目は終了しましたというふうに載っていますので、この辺ちょっとホームページを訂正したほうがいいと思っております。接種率についてとか感染者についてとかありますが、11月

から12月ももうゼロとホームページにあります。1回目の接種率と2回目の接種率が大体平均して3%ぐらい落ちているのです2回目は。特に12歳から19歳までの接種率については、1回目これは11月21日現在ですが68.69%で、2回目が61.80%で約7%の方々が2回目は受けていないと、それ以外の年代は3%ぐらい落ちているのですが、この辺は、なぜ1回目を受けたのに2回目は受けないのかなというのは、その辺は何か担当としては感じているところはありませんか、理由です。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 原因については、調べてはいませんが、その日に体調が悪かった仕事の都合等が考えられます。先ほど私が答弁した内容で議員がおっしゃったことで違う点があるので、訂正させていただきます。接種計画としてはもう12月5日で1、2回目接種は基本的には終わりました。しかしながらまだ2回目を打ってないとか、また新たに打ちたいという方がまだいらっしゃるだろうというところで、基本的な接種計画としては終わっているのですがひが皮膚科とみなみ内科については、12月以降も受けられるような体制は整えています。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。12月5日ではもう基本的には終了だが、それ以降もみなみ内科とひが皮膚科では受けられるということですね。全体的にやはり7割ぐらいしか受けていないということで、3割がほとんども接種していないということがありますが、受けていない方々への通知や勧奨など、連絡等は行ったのでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 高齢者の方々には再通知で御案内をしましたが、広く全体への勧奨通知はやっておりません。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 高齢者は少ないので未接種は。特に若いのが20代から39歳までの若い世代が未接種が多いというふうなことで、ちょっと心配されますが、できるだけ打てるようお願いしたいと思います。3回目接種について前回同様65歳以上も自治会長を経由して、実施していくということで、あと60歳から64歳までも前回同様、役場のほうで日程を組んで接種させるということで、昨日確認しましたが、今回、接種をする病院が少なくなっているということで、ちょっと前回よりは病院数が少なくなっていて、恐らく打つ人数は同じだろうと思われませんが、ハートライフ病院とかななくなっていますが、その原因としてはどういうことでしょうか。

○議長 新垣博正 こども課長 金城 勉。

○こども課長 金城 勉 お答えします。

吉の浦での集団接種はもうハートライフ病院が全面協力でやっていただく。2回目接種の後半からはハートライフ病院での個別接種はやめて、ハートライフの動員は吉の浦集団接種へ変わっており、上村病院におきましては、妊産婦の接種や、コロナ禍で多忙であるとの理由から中止と。総数は変わらないのですが、2回接種が1回接種になっているので、4病院と月に2回の集団接種でこなせるような計画を立てておりますので、接種には何ら支障がなくスムーズにいく計画でございます。

○議長 新垣博正 玉那覇 登議員。

○6番 玉那覇 登議員 分かりました。少なくなっていてちょっと心配をしていたのですが、そういうことで集団接種に。個別接種ではなくて集団接種に関わってもらおうということでありますのでよかったですかなと思っております。最近オミクロン株とか、また新しく出てきていて国内でももう3例目も出ているということで、せっかく収束したのがまた第6波が来ないように、また我々も気をつけていきたいなと思って

おります。ワクチンのプロジェクトチームもいろいろ多忙で大変だと思うのですが、体に気をつけてまた村民のために頑張ってください。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で玉那覇 登議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休 憩（14時09分）

~~~~~

再 開（14時20分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、渡嘉敷眞整議員の一般質問を許します。

渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 3番、渡嘉敷眞整、ただいま議長の許可を得ましたので、一般質問をさせていただきます。通告書に基づいてやっていきますのでよろしくお願いいたします。

その前に、9月に登又のところで交通事故が多発しているということで、一般質問いたしましたけれども、早速今いろいろな看板とか、あるいはポールとか今、工事が始まっていますので、本当に迅速の対応、村長をはじめ住民生活課長、大変ありがとうございます。お礼を申し上げます。

通告書に基づきまして、大梓1番目、中城・津覇幼稚園の安全対策。中城及び津覇幼稚園の園舎は昭和53年度に建設され、47年が経過して庇軒下コンクリート部分の鉄筋が腐食し、今にもコンクリート片が落下しそうな危険な状態にあると見受けられる。点検調査をして早めの対策を実施する必要があるので、教育委員会の所見を伺います。

大梓2番目、中城・津覇小学校校舎の改築。両小学校校舎改築基本計画の進捗状況を伺います。まず1点目、耐力度調査は終わったのか。2点目、校舎改築を進める方法等は決まったのか。予算として、教育施設整備調査委託料

4,500万円、測量設計、アスベスト調査委託料978万9,000円が計上されております。

大枠3番目、中城中学校移転改築事業。中学校移転に伴う不動産鑑定、物件調査、耐力度調査、測量設計等委託料2,971万4,000円、用地購入費6億2,000万円、物件補償費1,000万円、合計6億5,971万4,000円の予算が計上されております。耐力度調査は済んだのか。進捗状況はどうなっているのか。2点目、計画書どおり進められるのか。フローチャートは。移転開校日はいつの予定か等々を伺います。

大枠4番目、中城村学力向上モデル事業。平成30年度から令和3年度までの4年間、中城・津覇小学校の1・2・3年生に15人学級を導入し、最終年度を迎えていることから、これまでの総合評価・今後の方向性を伺う。

大枠5番目、水道事業の有収率。水道事業は漏水調査及び対策に万全を期して有収率1%を上げれば上げるほど、もうかるので給水管の古い上地域（登又、サンヒルズ、新垣、北上原、南上原（区画整理以外））の配水管改修工事を早めに導入できないか現状報告も含めて伺う。あと一つ、国の高額補助制度（50%）があるうちにもっと積極的に事業展開してはどうだろうかということ、御答弁よろしく申し上げます。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは、渡嘉敷眞整議員の御質問にお答えをいたします。

大枠1番から大枠4番までは教育委員会のほうでお答えをいたします。大枠5番につきましては上下水道課のほうでお答えいたします。

私のほうでは御質問4の少人数学級について少し所見を述べさせていただきたいと思いますが、本議会でも少しお話をさせていただきましたけども、今後、財政的な面、特に財政的な部分は、小さな支出ではございませんので、財政的な部分で問題がないということであれば、継続をしていきたいという思いはずっと持つてお

ります。ですから、メリット、デメリットというお尋ねですが私自身は、デメリットはないのではないかと、財政の部分さえクリアできればないのではないかと。それともう一つは、物理的な面で問題なければ、デメリットは出てこないのではないのかと思っておりますので、今後、もちろん教育委員会の判断ではございますがしっかりとそれを支えていきたいなと思っております。詳細はまた教育委員会のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1の幼稚園の安全対策についてですけれども、教育委員会としては、子供の安全安心に関しては、最優先に取り組まないといけないと考えています。今後も、幼稚園と連携して、子供たちが安心して過ごせるように環境整備に取り組んでいきたいと思っています。詳細については、大枠の1から3までは教育総務課長から、大枠4は主幹から答えさせます。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 大枠1についてお答えいたします。

中城幼稚園、津覇幼稚園の園舎については、建築後約40年以上経過しているため、老朽化による園舎の管理については日々点検をし、修繕が必要な箇所については、施設管理の会計年度任用職員において、早急に対応するようにしております。両幼稚園においては、令和4年度末で閉園が決定しており、大規模な改修が厳しいことから維持管理を強化し、対応していきたいと考えております。

続いて大枠2の①と②についてお答えいたします。まず①について。9月10日に委託契約を完了し、現在調査を行っております。②について。実施方法については、昨年度作成した中城村立小中学校改築整備基本計画において、PFI事業での実施を想定しており、事業実施に向

け進めていきたいと考えております。測量設計は小学校2校は完了し、中学校予定地については未完了となっております。アスベスト調査については、今月発注する予定です。

続きまして、大枠3についてお答えいたします。耐力度調査について。大枠2の①の答弁と重複しますが、9月10日に委託契約を完了し現在調査を行っております。3月末までには調査が完了する予定です。移転改築計画につきましては、昨年度作成した学校施設改築基本計画を基に進める予定です。耐力度調査が終わり次第、建築スケジュールや各学校の開校日などについては、今年度に委託契約を行っている「中城村立小中学校PFIアドバイザー委託業務」にて検討を行い進めていきます。以上です。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

大枠4の①でございます。まず平成30年度からの学校の様子から評価していきたいと思えます。まず1つ目は、教師の指導力向上に大きく貢献できたことが挙げられます。2つ目には、学力向上の取組と日頃の子供たちへの指導がバランスよく取り組めた結果なのではないかと考えております。まず先ほど話しました教師の指導力向上については3つ挙げられると考えております。1つ目は、「一人ひとりに応じたきめ細かな指導」や、2つ目に、「発表・発言・交流活動の充実」。3つ目に、「体験・コミュニケーション活動の充実」などが要因になったことが一因と考えられています。2つ目の学力向上の取組と、日頃の子供たちへの指導がバランスよく取り組めたについては、昨日の大城議員にもお答えいたしました。今年の全国学力・学習状況調査において、国語、算数ともに県平均、全国平均を上回ったことは大きな成果だと考えております。また、不登校などにつながる長期欠席の子供たちが大きく減少し、子供の日

頃の生活の様子が向上できたのが大きいと考えております。なお、教育委員会としましては、来年度以降も中城小学校、津覇小学校において少人数学級の継続を求めたいと考えております。

○議長 新垣博正 上下水道課長 知名 勉。

○上下水道課長 知名 勉 大枠5についてお答えします。

有収率を向上させる取組として、漏水の早期発見、未然防止等を目的に、村内全域を対象とした漏水調査を毎年2回実施しております。調査結果から上地区では、数か所で配水管の老朽化が確認されておりますが、特に南上原の村道新田線の2号、北上原の空手道場付近の里道に埋設された配水管の老朽化が著しい状況となっております。現在、国庫補助事業により第7次拡張事業に位置付けされた配水管の更新を行っておりますが、今年度から来年度にかけて、補助金が南上原配水池及び送水ポンプの更新に充てられるため、補助事業での配水管更新は中断します。令和5年度以降、国庫補助事業を活用し、老朽化が進行している配水管から優先的に更新事業を実施してまいります。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 では1件1件再質問をさせていただきます。

まず、幼稚園のほうなんです。年数は43年、古いのは当然なんですけれども、ただ古いだけで悪いというわけではございませんので、外部からですが、目測といいますか、見させていただきました。やはり中城幼稚園の遊戯室の周囲に向こうに大きなうなれば、コンクリートの鉄筋が腐食して膨張して、コンクリートがぶら下がっているような雰囲気のところは2か所あります。これはコンクリート片を見たら結構大きなコンクリート片なので、もし、子供に直撃するようなことがあれば、死亡事故が起こるかもしれないというぐらいに感じましたので、教育委員会としてそれは確認していますのでしよ



うか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

教育委員会でも、中城幼稚園の教頭先生においても、議員が指摘されてる箇所については把握しております。これまでも届くところに関しては改修を行ってきておりますが、今現在指摘されてるところについては足場等を設置しないといけない箇所になっており、今業者で対応していくことを考えているところです。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 本当に高いところですが、2階ぐらいの屋上の高さぐらいあるのかな。高いので、すぐおっしやったとおり足場組んでやらないと作業ができないだろうと思います。それでお金がかかるはずですが、子供にけがさせてからでは遅いですので、幼稚園もあと1年過ぎれば閉園になるということで、1か年間の間に事故を起こしては、絶対だめではないかなということで、金の問題ではないですよ、ああいう状態を見たら。ですから、村民の安全のためですので子供たちのね、ぜひこれは、今年でもすぐやらないといけないと思っています。いつ落下事故が起こるか分からないという状況にありますので、この2か所で、あとは中城幼稚園を外から見たらありませんでした。津覇幼稚園も全部外から見ましたが、教頭先生にもいろいろ聞きましたが、事故につながるような悪いところはありませんでした。ただ、津覇幼稚園の場合、昨日ちょっと見に行っただのですが、前の園庭といいますか、すごく草が生えていて、それを3名の職員で草刈りをして、本当に非常に苦労しているような感じでしたので、今後とも草が繁茂したときは、ぜひ教育委員会で手助けしていただいてやってほしいなど。教育委員会は特に修繕担当の職員も採用されていますので、ぜひお願いします。

次、2点目の中城小学校、津覇小学校の校舎

改築でございますが、PFI方式で行うという方向性は決まっているようですので、これも時間をかけて調査状況が上がってくるだろうと思います。多分、何といいましょうか、校舎1棟1棟全て調査報告書が上がってきますので、それでそうすると、言うなれば改築として認めるだけの点数が出るかどうかというのがちょっと疑問になると思いますので、ここら辺はぜひ点検していただきたいなど。これについては今、課長がおっしゃられたように時間がかかるのだろうと思いますので、今時点で幾ら聞いても答弁はないだろうと思いますので、小学校のほうは、また3月定例会あたりで聞きたいなど調査票が上がって、あとは大枠3番目の中学校移転改築事業。これはもう既に用地買収まで予算がついているわけですよ。そうすると、今頃から用地交渉等も含めて地主ともいろいろ話合いもしないといけないだろうと思いますので、かなり時間的に厳しいのかなど。今も耐力度調査を出していると、その結果がまだ上がってこないということでもありますので、ただ、昨日の安里清市議員の質問にお答えしているのが、国庫補助金が適用される範囲というのが答弁されていますけれども、いうなれば不適格建物として50%以上であれば改築できるというふうに答弁されていますが、これについてはもう一度確認したいのですが、いうなれば50%以上のものが不適格という認定を受けて、それ以外のものが健全であるというふうに受けてもその補助金はもらえるということでしょうか。答弁よろしくをお願いします。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

安里清市議員の答弁と重複しますが、こちらが答えたのは全面改築を行う場合については補助資格面積が必要面積です。学級数に応じる面積の50%以上の場合に補助金交付の対象となる

ということでありますので、その確認のために耐力度調査を入れています。学校建設において、今想定している補助金としては、新增築分に係る補助金、あとは構造上危険な状態にある建物の改築。もしくは不適格建物の改築という補助金のメニューがありますので、この項目を判別するためにはどうしても耐力度がある施設箇所を確認しないといけないので、今現在そのための調査を行っております。その調査後に、この補助金に該当するのかわ有無を県と確認して協議していきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今、当然、耐力度調査をしなければその不適格校舎として認めないわけですので、当然のことでございますが、何といいましょうかね。これについては中学校については本当にいうなれば遅いという感じですよ。というに進められないというのが、今あるだろうと思います。前回は聞いた覚えがありますが、体育館については対象にしないという話でしたので、改築の対象としないということでしたので、中学校の体育館は、現時点で残るわけですよ。これは不適格建物と認めなければ壊してもいけないわけですから、残るわけですよ。そして、今、管理室棟というのがありますよね。職員室が入っている棟に、そこに3階建てですけども、その建物をどう考えても、あれは不適格かという枠にはまらない建物だと、こう見ているのですよ。という、上の屋上にプールを乗せるために造った建物ですので、しかも、強度は普通の建物よりもずっと強いわけですよ。ですから、この耐力度を幾ら調査しても、健全という建物しか出てこない。ただし、心配していたのですが、昨日ちょうど安里議員に答弁があって、50%以上あれば新設の場合では、改築事業に該当するということが分かれば、これは安心できるかもしれない。結局、全体で50%以上の不適格が出てくれば、安心できるのでは

ないかと思えます。ですので、この耐力度調査なんですけれども、これは本当に、いつ頃というんでしょうかね。3月に報告書が来るのか。あるいは今月中旬、あるいは下旬、あるいは1月の初旬とかに来るのか、ここら辺ちょっと分かりませんか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

耐力度調査については、先ほど答弁したとおり現在、中学校を当初に進めております。中学校が終わり次第両小学校を調査し、3月中旬頃までには、この調査が完了し報告書が上がってくる予定となっております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 流れは聞いておりますけれども、本当にいつできるのか。ちょっと知りたかったわけですよ。それはそちらが聞いてなければ、業者は沖縄の方ですよ。あれは1級建築士でその資格を持っていればできるわけですから誰でも。今までの質問の中でも出ていますけど、どうしても、これは、明許繰越をせざるを得ないという状況にあるわけですよ。明許繰越をして、用地買収にかかるのだらうと思いますけど、3月までにできるという自信はありますか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 お答えいたします。

用地購入の件については、教育総務課としては、今年度の事業として進めていく予定でした。当初ですね。今の現状からすると、大変厳しい状況にあるということは重々把握しておりますので、明許繰越でいくのか、次年度予算に再計上させていただくか、今検討して行っている状況であります。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 制度上、明許繰越と

いう手続の方法もあるわけですので、そこら辺はできる範囲で頑張っていたきたいなと思います。これまでほかの議員からの質問等で、中学校の跡利用計画、跡処分計画まで話が来ているわけですので、私の考えでしたら最低、前にも聞いた覚えがあるのですが、中学校は、例えば移転できたにしても、この中城小学校を造るときにプレハブが要るわけですよ。学校を移転しなければいけないわけですよ、中城小学校が。これについては、そうすると、プレハブでも約3億円ぐらいの予算がかかるのではないかと思いますけれども、これを中城小学校を造る間、中城小学校を中学校に移せば、その3億円が軽減されるわけですよ。そういうことでどちらが早いのかというのが、疑問に感じていますけれども。どうするのかというのが、やはり予算的に軽減できる部分については、どうしても軽減していただきたいと。村の予算ですよ。これはプレハブについては、補助制度はないと思いますので、ないですよ。だからそれはどうしても、中城小学校を建築した後になるのではないかと自分では思っておりますが、これはいかがですか。

○議長 新垣博正 教育総務課長 我謝慎太郎。

○教育総務課長 我謝慎太郎 答弁いたします。

学校の移転計画については、議員のおっしゃるとおりいろいろな案があると思います。実際今このアドバイザー業務の中でも、前回作成した計画書の中に基づき、その結果内容を元に、今アドバイザー業務の中で、どれが一番適正な方法になるかも検討していきますので、その中で一番いい条件で建築に向けていきたいと考えております。以上です。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 今検討していくということで検討されてください。中城幼稚園、津覇幼稚園、令和5年度から認可保育園に移るわけですので、来年度いっぱい閉園ということ

になりますけれども、その跡利用として、結局これは、補助金関係は何も絡んできませんので、この建物をどう使うかというのもあるのだらうと思います。しかも、学校の中にあるわけですが学校がどう使えるかをやはり検討されたいのかなと思いますけど。倉庫とかいろいろ学校としていろいろなスペースが必要になるだらうと思いますので、そこら辺もよろしく願いたいと思います。

では次、大枠4番目の中城村の学力問題の授業、少人数学級ですが、これは主幹のほうからいろいろメリット、デメリットのいろいろない点をお聞きしました。当然、悪いところがないのではないかとというぐらいすばらしくなっています。最終的に教育は20年ぐらい観察しないとそれがプラスだったかどうなのかというのは、なかなか見つけづらいところかもしれませんが、結局、この子たちが二十歳になったときはっきり物が見えてくるのです。子供たちの成長がどのように成長したかが見えてくるのです。ですのでこの学力、私も報告書を一応読ませていただきましたけれども、本当に全ての面において調査されていて、プラスに全て上向いているのですよね。結局、県がゼロとした場合には、それを全部上回ってきているわけですので、これは本当にすごいことになる。中城村の小学校、中学校、本当にすばらしい。成績も含めてですが、とてもすばらしいことになるというふうに確信しています。たまたま聞いたのですが、この情報は正しいかどうかは分かりませんが、今、中城の少人数学級、あるいは中城小学校、津覇小学校を県の教育委員会が調査に来たりするということは、どうしたらこんなに学力が上がるのかということ調査していると思います。それを、どうまた県全体に広げられるのかどうなのかということも見ていただけないかと思いますが、ちょっともう一度お聞きしますが、今、中城小学校、津覇小

学校の子供たちの成績が本当に、沖縄の最上級と言うんですか、学力を身につけているというふうに受け取ってよろしいのでしょうか。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 議員の御質問にお答えしたいと思います。

学力の調査結果につきましては、客観性を持って調査しなければいけません。それで私どもが行った調査によっては、県全体の県に申告をして、県のほうで学力の情報を入力して、県との比較、全国との比較という形での比較になっておりますので、私たち独自でテストをした成果だけではなくて、県全体の他校、他市町村との比較を持ったデータになっております。これについては、県とのデータと同じデータになっておりますので、この結果については間違いないと私どもは考えております。

○議長 新垣博正 渡嘉敷眞整議員。

○3番 渡嘉敷眞整議員 非常に大変うれしく思います。これからもずっと頑張ってくださいなど。いくなればこの少人数学級は1年生から3年生までですが、その進行状況でこの子供たちが4年生なり、5年生、6年生になるわけですが、6年生の部分の調査もちょっと見てみましても、本当に6年生も本当にトップレベルに上がっているのですよね、この成績を見ると。これはすごいことだというふうに思います。それで非常に中城村の子供たちがすばらしく成長することを願って本当に感謝申し上げます。

では5番目の水道事業の有収率というのをちょっとお聞きしたいなと思っております。なんで、この上水道事業について私はいつも中城村の水道事業は健全経営されていますと、有収率も94%ぐらいあって、悪いところがないんだなと思ったのですが、今年だけ急に89.9%に下がったのです。この有収率が、これは困ったなと思って、何が原因だろうと思って調べてみたいといけないなと思ったら、コロナの事業で水

道事業を村民にいうなれば基本料金ですか、徴収していない。免除していると。そのおかげで結局、料金を取っていない分は受けていない部分がガタツというなれば4%から5%ぐらい落ちるわけですよ。それが落ちたからどうなったかという今、コロナのほうの補助金で2,000万円入ってきていますから、その他の補助金として入っていますから、実質は全然前年度と変わらないのだが、この有収率を見た場合に本当にびっくりしたのです。ですから有収率が落ちるのは何かといったら漏水ですよ。管が腐食してあちこちから漏水すると。水道事業は、結局、皆さん御存じだと思いますが、水道料金だけなんです。例えば職員の給与から全て水道課で使う予算を全て料金だけで賄っていますから、だからそれが赤字にもしなったら、早い話が職員の給料は払えませんよということになるので、この給料が払えないということはどういうことかということ、水道料金の値上げにつながるわけですよ。値上げして健全に戻すと。そうするとこれは当然水道料金というのは、議会の承認事項ですから、議会が議会で論議しないと駄目ですので、できませんので、それはちょっと飛躍して話しているのですが、そういうことでびっくりしたということと、あと一応、有収率を上げるのはやはり先ほども答えていましたけれども、漏水調査をメインにやらないとそれは上がっていかないと思いますので、今、聞いたところよると年に2回の180万円使っていると。普通は那覇市とかに聞くと、3億円とか4億円とか漏水調査に予算を使っているわけですよ。そうすると中城村はあんまり使っていないのだけれども、有収率が上がっているのだねと思いますが、ただ、油断したらすぐあちこちで漏水が起こりますので、それだけはもう気をつけて頑張ってくださいなと思って。それで、来年度は南上原の配水池を造るということですので、それも非常にいいことですし、その間、何といい

ましようかね、配水管改良工事は止まるということですので、そこら辺の兼ね合いも非常に検討させていただきたいと。漏水管改良工事も国庫補助事業で50%、国庫補助事業でできるわけですので、そこら辺も本当に漏水が危ないのだったら早めに入れて、早めに改良すれば、その分だけもうかるというか、役場ではあまりもうかるとは言いませんけど、とにかく5億円ぐらいの歳入ですから、1%で500万円は上がるわけですからね。これは有収率を上げれば上げるほどもうかります。そういうことで頑張ってください。以上で終わりたいと思います。

○議長 新垣博正 以上で渡嘉敷眞整議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（15時04分）









## 令和3年第5回中城村議会定例会（第7日目）

|                                                 |                 |                     |                                    |           |
|-------------------------------------------------|-----------------|---------------------|------------------------------------|-----------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年12月3日（金）    |                     |                                    |           |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                     |                                    |           |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年12月9日（午前10時00分） |                                    |           |
|                                                 | 散 会             | 令和3年12月9日（午後2時22分）  |                                    |           |
| 応 招 議 員<br><br>(出席議員)                           | 議 席 番 号         | 氏 名                 | 議 席 番 号                            | 氏 名       |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市             | 9 番                                | 比 嘉 麻 乃   |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修               | 10 番                               | 安 里 ヨシ子   |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整           | 11 番                               | 仲 松 正 敏   |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝             | 12 番                               | 金 城 章     |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清               | 13 番                               | 石 原 昌 雄   |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登             | 14 番                               | 伊 佐 則 勝   |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 15 番                               | 新 垣 善 功   |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良             | 16 番                               | 新 垣 博 正   |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                     |                                    |           |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 7 番             | 新 垣 貞 則             | 8 番                                | 大 城 常 良   |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保               | 議 事 係 長                            | 根 間 忠     |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 | 村 長             | 浜 田 京 介             | こ だ も 課 長                          | 金 城 勉     |
|                                                 | 副 村 長           | 比 嘉 忠 典             | 企 画 課 長                            | 比 嘉 健 治   |
|                                                 | 教 育 長           | 比 嘉 良 治             | 都 市 建 設 課 長                        | 仲 村 盛 和   |
|                                                 | 総 務 課 長         | 與 儀 忍               | 産 業 振 興 課 長 兼<br>農 業 委 員 会 事 務 局 長 | 仲 村 武 宏   |
|                                                 | 住 民 生 活 課 長     | 義 間 清               | 上 下 水 道 課 長                        | 知 名 勉     |
|                                                 | 会 計 管 理 者       | 荷 川 取 次 枝           | 教 育 総 務 課 長                        | 我 謝 慎 太 郎 |
|                                                 | 税 務 課 長         | 大 湾 朝 也             | 生 涯 学 習 課 長                        | 稻 嶺 盛 昌   |
|                                                 | 福 祉 課 長         | 照 屋 淳               | 教 育 総 務 課 主 幹                      | 宮 城 政 光   |
|                                                 | 健 康 保 険 課 長     | 仲 松 範 三             |                                    |           |

議事日程第5号

| 日 程 | 件 名  |
|-----|------|
| 第 1 | 一般質問 |

○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 一般質問を行います。

質問時間は、答弁を含めず30分以内とします。それでは通告書の順番に従って発言を許します。

最初に、仲松正敏議員の一般質問を許します。

○11番 仲松正敏議員 皆さん、おはようございます。議長のお許しが出ましたので、通告書に従って質問をしていきたいと思ひます。よろしくお願ひします。

まず大枠1番、がん検診について。1981年、昭和56年から死因の1位は、がんだと言われていひます。年齢別を見ると、肺がん、大腸がん、胃がんは70代が最も多いのに対し、乳がんは60代が多いと言われていひます。村民の健康を守る検診の一つのがん検診は命にかかわる検診と位置づけ、受診の環境をより整えていく必要があると思ひます。そのようなことから次の質問をしていひたいと思ひます。①がんによる死亡者を減らし、確実に救える命を救うためには、がん検診の検診率向上が必要であると思ひます。中城村の各がん検診受診率の推移と現状について伺う。②小児がん対策について。③小中学校におけるがん教育への取り組みについて。

大枠2番、北浜地区の環境整備についてお聞きたいとします。①北浜103番地付近の雑木林を伐採し、生活環境をよくする考えは。以上、答弁をよろしくお願ひします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは仲松正敏議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番につきましては健康保険課と教育委員会のほうでお答えいたします。大枠2番につきましては、都市建設課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねのがん検診についてでございますが、これは議員がおっしゃるとおり受

診の環境をより整えていくというのは、我々の努めだとは認識をしておりひます。ただ御承知のとおり、このコロナ禍において各種健診等、がん検診も含めてですけれども受診率が低下傾向にございひます。我々が独自で行っているアミノインデックスなども物すごく激減をしておりひまして、非常に危惧して居るところでございひます。ただやはりそういう環境をしっかりと整えて、今後また受診率の向上に励みたいということと、やはり命を守るというだけではなくて、医療費の軽減にもつながることに関わってまいりひますので、しっかりと担当課には頑張っていきたいと思ひます。

詳細については、また担当課のほうで答弁をさせていただきます。以上でございひます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 おはようございひます。

大枠1の③のがん教育について。保健の授業の病気の予防という単元で実施して居ひます。がんについての正しい知識や健康や命の大切さについて考えさせ、病気にかからないようにするために、食事や基本的な生活習慣の確立に取り組んで居るところです。また、早期発見早期治療の大切さ等について考える機会として居ひます。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 仲松正敏議員の御質問にお答えしひます。

大枠1の①平成27年度と令和元年度との比較では、胃がんで3.7%から14.2%、肺がんで11.9%から11.3%、大腸がんで7.4%から8.4%、子宮頸がんで16.9%から28%、乳がんで16%から20.8%と、平均すると受診率は増加して居ひます。しかし令和2年度はコロナ禍の影響で受診控えがあり、平均受診率が令和元年度が15.1%、令和2年度10.7%と下がって居ひます。令和3年9月現在では、令和2年9月現在と比べて、単純に全体で240人は増加して居ひます。

②健康保険課としては、特に対策は行っ

ません。国のがん指針どおりの対象年齢でがん検診を実施しています。小児がんなどの小児慢性特定疾患の医療費についての相談・申請は、中部保健所で行っています。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 それでは御質問の大枠2についてお答えいたします。

現場を確認しました。水路沿いに大木があるため専門業者へ現在見積依頼し、現予算で可能であれば、早急に対応していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 それでは再質問に移りたいと思います。

今、日本人の2人に1人が一度はがんになるというデータがあります。まさにがんは日本人にとって身近な病気で、その情報について多くの人が関心を持っておられると思います。がんによる死亡を防ぐためには、やはりがんにかからないようにすることが重要です。がんは遺伝すると言われていますが、実は遺伝によるがんは5%程度と少なく、むしろ喫煙、食生活及び運動等の生活習慣が原因であると多く言われております。これに気をつけて、発がんリスクを下げる必要があると思います。しかし発がんリスクを下げるために、生活習慣の改善を心がけたとしても、がんにかかるリスクをゼロにすることはできないと言われております。そこで重要となるのが、がん検診であります。医学の進歩等により、がんは現在約50%の方が治ると言われております。特に進行していない初期の段階で発見し、適切な治療を行うことで非常に高い確率で治癒されるとも言われています。したがってそういったがんを初期の段階で見つけるがん検診は、がんの死亡率を下げるのに非常に有効だと考えられます。そのようなことから、本村のがん検診の受診率を上げるためにどのような対策を講じていこうと考えているのか、お

聞きいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

がん検診未受診者への再通知、訪問での促し等、受診しやすい環境を整えることだと思います。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 受診率を上げるために、検診の未受診者への再通知や土日の検診も現在実施しているということを聞いております。がん検診、5つの検診を全部土日をされているのか。それと託児サービスですね、よその自治体はそういうのもやっているということですが、そういうのはされているのか伺います。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

胃がん、大腸がん、肺がんの検診は、集団検診と併せて土日も実施しておりますが、婦人がんの子宮がん、乳がんの土日の集団検診は行っておりません。医師の確保が難しく、また土日の実施については追加の委託料が発生しますので、現在行っておりません。土日で実施している個別検診病院を案内して、受診を促しております。託児サービスについては、生活推進員が行ってりましたが、現在コロナ禍で感染予防対策のため行っていません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今、集団検診の中で、子宮がん、乳がん検診は今いろいろ事情があっでできていないと、やっていないということですね。やはり今、子宮がんや乳がんにかかる人も増えてきていると思われまます。検診によって早期発見、早期治療によって人の命が助かるのであれば、医師の確保もしっかりやっていただいて、また追加料金も出るということですが、それは行政のほうで負担をしていただいて、ぜひ乳がん、子宮がん検診ができるようお願いいたします。

次に、本村のがん検診受診率の目標の数値というのは設定されているのか。数値で示されているのでしたらお伺いいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 胃がん検診で10%、肺がん検診で25%、大腸がん検診で20%、子宮頸がん検診で40%、乳がん検診で40%を目標にしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 今、がん検診率の目標数値をお聞きしまして、子宮頸がん、それから乳がん検診が40%ということで、そのあとの3つの検診が10から25%ということですが、やはり目標を設定して、その目標を達成し、あるいは近づける、そうすることによって多くの村民の命を救うことができると思いますので、ぜひこの目標が達成できるよう頑張ってくださいと思います。

次のがん検診の受診率を上げるために、国によるクーポン券の配布がたしかあったと思います。これについては1回であったと思います。このクーポン券、独自で配布している自治体もあるようです。40歳以上に配布し、今年でしたら今年で満41歳になる方。いわゆる40歳から刻みで5年ごとにクーポン券を送付しておられて、問合せに応じて届いていない方にも送付しているとのことでもあります。また窓口においても、お渡ししているとのこと。これは検診の受診率を上げる施策として、大変いいことだと思いますが、どうですか、本村でも取り入れることは可能かどうかお聞きいたします。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

クーポン券を配布する事業も行っております。令和元年度からはがん検診券を年度初めに郵送し、無料対象者にはその受診券に無料対象者と印字されています。無料対象者は大腸がんが41歳、46歳、51歳、56歳、61歳、子宮頸がんが21

歳、乳がんが41歳で、このがん検診券を紛失した方には、また窓口で再発行して受診を促しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 分かりました。本村でもやっているということですね。

次に、中城村のがん検診の課題として、健診を受けず、また病院での受診もしないため、自分の体の状態を把握することができていない。その結果、症状が出てから、つまり重症化してから急いで病院を受診し入院となってしまうなど、適切な医療につながっていないことが挙げられる。そのような課題について、村ではどのように取組を考えているか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

毎年ホームページに掲載し周知をします。他に広報等で情報を提供し、また集団検診日には防災無線で皆さんに呼びかけを行っております。また毎年中城村検診ガイドを作成し、受診券と一緒に皆様へ発送して、1か年分の受診日程が分かるように周知をしております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ未受診者をいろいろな方法で拾い出して周知を実施し、多くの人が受診につなげていけるよう取り組んでいただきたいと思います。

次に集団検診を日曜日でも行い、自分の都合のいい日が予約できる個別健診もあるということ、現在実施し検診を受けやすくされているということですが、そのような取組で実際に検診率は上がっているのか。その辺はどうですか、課長。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 特定健診の受診率で言いますと、平成26年度が36.8%、令和元年度が46%と上がっております。県内で20位と向上しています。令和2年度はコロナ禍で健診控

えがあったため36.5%と下がり、順位は令和元年度と変わらず、受診率がぐぐっと下がってはおりません。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 このがんの病気に対して、日本人の死亡原因の第一位と言われております。今やがんは2人に1人がかかる国民病と言われており、死因の約3人に1人ががんによるものです。がんの検診を受け、早期の段階で発見し、適切な治療を行うことで現在は非常に高い確率で死亡率を減らすことができると言われております。これからも検診率の向上にしっかり取り組んでいただきたいと思います。

続きまして②に移ります。小児がんは、白血病、脳腫瘍のほか神経芽腫をはじめとする胎児性腫瘍や肉腫などの固形腫瘍から総称される小児期に多いがんと言われております。疾患の発症は、小児期のみならず思春期、若年期、成人期にわたると言われております。発症される方は、年間2,000人から約2,500人と成人がんと比較すると少数ではありますが。しかし不慮の事故、また先天性疾患と並び子供の三大死因の一つと言われており、小児から若年性の死亡疾患の第一位であります。そのようなことからしてお聞きいたしますが、先ほどの答弁で、中城村では特に小児がん対策は行っていないということでありましたが、実際に私が調べたところ、この小児がん対策を行っている自治体も幾らかあるようです。私としては、本村においてもやはり小児がん対策の取組をされてはと思うが、課長の考えは。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 お答えします。

小児がんについては、大人のがんと異なり、また生活習慣病との関係が無く、また乳児から発生するという点で予防対策を講じることは難しいと言われております。その辺に關しまして、また関係機関と情報提供できればと考えており

ます。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 近年、小児がんで死亡する子供たちが増えていることを考えると、これからでもやはり小児がんへの対策と取組を実施する方向で検討していただきたいと思います。

次に小児がん患者や家族としては、いろんな悩みが多くあると思います。例えば医療費、本人に対すること、それから家族の心理的な負担、保育や教育、福祉制度の利用など多岐にわたって考えられます。現在、小児がん対策の取組はされていない中ですが、この家族への負担というのは大きな問題だと考えております。それでこういったことに対するケアを村としてはどのように考えているのか。

○議長 新垣博正 健康保険課長 仲松範三。

○健康保険課長 仲松範三 小児がんについては保健所が管轄していますが、家族の負担とか保育や教育など問題があれば、病院と連携、また関係課の健康保険課、福祉課、こども課、教育委員会などで一緒にケアしていく必要があるとは感じております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 ぜひ病院等としっかりと連携を取っていただき、このような家族の不安や悩みを解消されるよう迅速に対処していただきたいと思います。

次に③の小中学校におけるがん教育への取組についてですが、がんへの理解を深め命の尊さを学ぶがん教育は重要だと考えております。本村の学校教育の中で、小中学校でがん教育は現在実施されているのか、お聞きいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 お答えいたします。

先ほど教育長の答弁でもございましたとおり、

小学校、中学校においてはがん教育が健康教育の一環で実施されていると認識しております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 本村の小中学校においては、がん教育というのは保健体育の科目の中でやられていると。中学校では、特にパンフレットを使った学習で、生活習慣病へ予防健康の授業の中でがんについて学習されていると思うが、今の現状ではがん教育とは程遠く、学習のほうにも大変むらがあるように思います。がんに対する深い教育は行われてはいないかと感じておりますが、現状でのがん教育の在り方をどのように考えておられるのか。お聞きいたします。

○議長 新垣博正 教育総務課主幹 宮城政光。

○教育総務課主幹 宮城政光 御質問にお答えしたいと思います。

まず近年、疾病構造の変化、また高齢化社会など子供たちを取り巻く社会環境や生活環境が大きく変化してきております。健康教育もそれに対応したものであることが求められております。がんをめぐる状況を考えますと、学校における健康教育においてがんを取り上げた教育を推進することは、健康教育を考えていく上で意義があることだと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 私は今後、学校におけるがん教育を充実させていく中で、福祉保険等に関わる行政機関のみならず医療機関や民間団体など、がん教育に関わる多様な組織との連携を積極的に行うことにより、その効果を学校から村民全体へと浸透させることができるのではと考えておりますので、しっかり小中学校のがん教育を推進していただくようお願いいたします。

次に大枠2番のほうに移ります。課長のほうも現場を見ていただいたということで、維持管理の範囲内で見積もりを取って、その範囲内で

早急に対応していくという答弁をいただきました。これまでのことをちょっとお話ししますと、この雑木林に関して、実際にこの北浜103番地付近の雑木林については、毎年行われている春秋の一斉清掃でも、とりわけ本当に悩みの場所となっていて、雑木の枝を切って清掃するんですが、そこだけで毎回10人ぐらいの区民が出て、またその枝の量が2トン車の2台分ほど毎回出るんです。10人で2時間ぐらい実際かかります。そうすると、ほかの清掃する場所にも影響が出てきます。そのようなことで、大変悩みの場所であります。ですから数年も前から区民から、ここの雑木をどうにかできないかとの話がこれまでも出ていました。私も自治会長をやっているときに、どうにかしたい、しかしこれまでずっとできることは区民で頑張っってやっっていくという考えでしたけれども、一斉清掃に出る若者がだんだん減ってきて、この雑木の枝を切っていくのが大変厳しくなってきました。今回行政にお願いし、対応していただきたいということでもあります。それで先ほどの答弁で、雑木の撤去に係る費用、予算の見積りを取って、管理費で対応を検討したいということですが、ぜひ撤去ができるようお願いしたいと思います。課長、今年度で撤去可能かどうか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 まだ見積りは出ていないのですが、そこまで高額になるとは考えておりませんので、今年度の予算で十分対応できるものと考えております。

○議長 新垣博正 仲松正敏議員。

○11番 仲松正敏議員 この雑木林によって、いろんな影響が出ております。先ほどもいろいろ話しましたがけれども。そこには排水路があって、課長も見たから分かると思うんですけども、その排水路に雑木の枝が台風のとときとか、あるいは枯れた枝が落ちて、この排水路が詰まって、数年前、何度かその上流のほうで道路

冠水が起きまして、車も通れないぐらい、このような状況にもなっておりました。今、大きな、恐らくガジュマルの木。恐らく幹の太さが約70センチから90センチ近くあると思うんですけども。これだけ大きくなれば、排水路ののり面ですね、これも私は見たんですけども、少しずつのり面が崩れてきているような感じであります。そうすると余計に排水路が詰まって、大雨のときに上流のほうで道路冠水が起きる可能性もありますので、その辺のことも考えて、しっかりとやっていただきたいと思います。ぜひ年度内でこれが解決できるよう、課長ひとつよろしくをお願いします。以上で私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で、仲松正敏議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（10時36分）

~~~~~

再開（10時50分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣貞則議員の一般質問を許します。

○7番 新垣貞則議員 それでは議長の許可を得ましたので、7番 新垣貞則の一般質問を行います。

大枠1番、スポーツキャンプ誘致して人材育成を図る。①サッカーキャンプ目的及び令和3年度予算まで、サッカーキャンプを誘致した観光誘客事業の合計額は。中城村へのメリット・デメリットは。②サッカーキャンプを歳入の施設使用料、平成24年度から令和2年までの合計額と平成24年度から令和2年度までの生涯学習課の予算、歳出の報酬、賃金、芝管理委託料、水道料、備品などの合計額及びクラブハウス建築費は。③陸上競技場などの芝管理を地元から嘱託員を採用している町は。今後の芝管理委託費の取組は。④サッカーキャンプ誘致後、小学

生、中学生、一般の競技力向上は図られていますか。サッカー普及をする取組は。⑤スポーツキャンプを誘致して人材育成を図るには。

大枠2番、吉の浦公園の施設整備し、村民の健康づくりや競技力の強化。①吉の浦公園・吉の浦会館の利用に関する村民のアンケートの目的と整備計画書の冊子配布状況について。②ウォーキングコースでは木が大きく、午後6時以降は暗いが対策は。また、展望台下のウォーキングコースにハブが出たが対策は。③遊具周辺の休憩所が老朽化しているが対策と、ウォーキングをする高齢者が多くなっているが、村民の健康づくりを図るために、健康遊具を設置する考えはないですか。④陸上競技場（管理棟・倉庫・ナイター・備品等）の整備計画は。⑤子どもからお年寄りまで憩える施設整備をして、村民の競技力、健康づくりの強化を図るには。以上、簡潔な答弁をお願いします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣貞則議員の御質問にお答えいたします。

大枠1番は教育委員会と産業振興課、大枠2番につきましては教育委員会のほうで答えをいたします。

私のほうではお尋ねのサッカーキャンプの誘致についてのメリット・デメリット等、その他サッカーキャンプについての所見を述べさせていただきます。この事業がスタートして、もうすぐ10年になるかとは思いますが、その間に私どもが芝管理の徹底をして、当時ほとんどサッカーキャンプというのは数球団しかございませんでしたけれども、今現在では二十数チームが今はもうサッカーキャンプをするようになっていきます。ある意味、私どもの芝管理の徹底が各市町村にまで及んで、現在の沖縄県全体の利益につながっているものと自負をしておりますので、デメリッ的な考え方は持っておりません。メリットのほうが大変大きく、今年度におきま



しては日本サッカー協会100周年で、我々感謝状もいただいているところでございますので、今後もサッカーだけに特化するわけではありませんけれども、やはりスポーツを通じていろいろなことに波及していくことが結果として出ておりますので、しっかりとまた頑張っていきたいと思っております。

詳細については、また担当課のほうで答えをいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 大枠1についてですけれども、スポーツキャンプを誘致して人材育成を図ることはとてもよいことだと考えています。児童生徒がプロ選手を身近に見て、あるいは直接指導してもらうことで、プロ選手への憧れから、自分もあのようにになりたいという夢、目標を持って努力することが大事だと思っています。人材育成はすぐにできるものではなく、コツコツと継続し努力することが大事だと思っています。その第一段階として、一流に触れることはとてもよい刺激になると考えています。

大枠2も含めて、詳細については生涯学習課課長のほうから答えさせます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは新垣貞則議員の大枠1の①についてお答えいたします。

サッカーキャンプの目的は、スポーツキャンプを通し、中城村の魅力を発信し観光誘客を図るとともに、キャンプ見学者に対して飲食店を周遊させるスタンプラリーを実施することで、地域を活性化させることを目的としています。

次に、観光客誘客事業の令和3年度までの事業費の合計は1,763万6,000円になります。メリットについてですが、プロチームのキャンプ地として定着することで、県外からの観光客誘客に期待ができ、これまで延べ人数7万7,000

人もの見学者がキャンプ期間中に中城村を訪れています。また、村内の飲食店を周遊してもらうことで経済効果にも期待ができます。さらに、プロ選手を間近で見れる機会となるので、子供たちに夢を与える事業にもなっていると考えます。デメリットについてですが、ホテル等の大型施設が中城村にないため、選手関係者や県内外からのサポーター等が村外に宿泊している状況なので、直接の経済波及が低いと考えられます。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それでは新垣貞則議員御質問の大枠1の②から⑤、そして大枠3についてお答えいたします。

まず大枠1の②について、平成24年度から令和2年度までの施設使用料は231万7,700円となっております。また、歳出につきましては賃金、水道料金等は御承知のとおり村民体育館や公園全般で支出しておりますので、サッカーキャンプ関連のみでの集計はできないことになっておりまして、報酬、芝管理委託料、備品費で7,920万5,488円となっております。クラブハウス建築費につきましては、工事費のみで1億2,287万9,160円となっております。

③について、中部市町村へ聞き取り調査がありますが、嘱託員を採用している町は西原町と嘉手納町であります。陸上競技場等の全体的な維持管理の中で、サッカーキャンプに合わせたプロ仕様に仕上げるノウハウが必要でありまして、今後も一括交付金等を活用した維持管理を予定しております。

④について、身近にプロの技術を観戦することができることや、サッカー教室等を通して選手と触れ合うことで楽しさを実感することや技術、メンタル面の向上につながり、サッカーにより興味を持ってもらうことで普及の場になっていると考えます。また、護佐丸カップの開催や2年前には全国高校総体の誘致にもつ

ながっております。

⑤について、サッカーキャンプやその他のスポーツキャンプ誘致、高校・大学・実業団といったアマチュアスポーツの合宿や大会を誘致することで、選手のみならず監督やコーチといった指導者の人材育成を図り、トップアスリートのみではなく、将来体協行事への参加など地域に根差したスポーツ人材育成につなげていこうと考えております。

大枠2、①アンケートについて。吉の浦公園、吉の浦会館の機能強化検討の参考にするため、村民の皆さんの要望、利用意向等を把握することが目的であります。配布につきましては村役場、議会や整備計画策定委員、教育委員等へ合計50部配布しております。

②について、木の伐採や照明設置の工事を令和3年11月に発注済みであります。またハブ対策につきましては看板設置や適宜、捕獲器の設置等で対応しております。

③老朽化した遊具周辺の休憩所の撤去と健康遊具設置の工事につきましても令和3年10月に発注しておりまして、年度内には完成できます。

④について、倉庫、備品等を含めた陸上競技場管理棟の整備計画はありますが、ナイター設備についての計画は現在ありません。

⑤について、基本的には吉の浦公園等機能強化整備基本計画にのっとり、緊急性や財政状況を勘案しながら施設整備を実施しつつ、関係機関、団体、学校などと連携し、多くの村民が参加できるようなイベントや大会等を実施、または誘致しながら意識の高揚を図り、見るスポーツ、やるスポーツを実感していただきながら競技力の向上と健康づくりにつなげていきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは大枠1番の①から質問します。

サッカーキャンプの目的及び令和3年度予算

まで、サッカーキャンプに要した観光誘客事業の合計額は中城村のメリット、デメリットについて質問します。平成25年度からサッカーキャンプを誘致して、中城城跡の入場者数は平成28年度は13万3,889人です。平成29年度からは減少しているが、サッカーキャンプの誘致の目的は、世界遺産中城城跡の観光客促進を図るとあるが減少しています。観光客を増やす取組や、新たな観光振興として中城モール周辺の海岸に観光客を誘客する取組については考えないでしょうか、お伺いします。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それではお答えします。

これまでもサッカーキャンプ期間中に取り組んでいますが、キャンプを実施するサッカーチームの御協力を得て、貴重なユニフォームやサインボール等が当選するスタンプラリーを実施しています。また村内の飲食店だけではなく、中城城跡を回るスタンプラリーも行っています。毎回多くの申し込みをいただいている好評の企画で、キャンプ中に中城城跡を訪れる観光客も増えていると認識をしているのですが、ただ年間数字上減っている感じがしますが、原因として城跡で開催した民間による年間のイベント件数の増減によるもので、特に城跡のみの変動はないと考えています。またサッカーキャンプについても、チームのキャンプの開催日数の増減があるために、入場者数が変動していることが要因だと考えております。

次に中城モール周辺海岸への誘客についてですが、現在のところ特に計画はありませんが、関係機関と調整し、また検討していきたいと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 サッカーキャンプ誘致状況の資料から見たら減っている。

それで新たな取組ということで、城跡だけではなくて観光客の皆さん、中城モールとか海岸もすばらしいところがある。そういった取組もやられてください。

それでは課長がデメリットについては、本村は宿泊施設がないので、選手は村外に宿泊しているのが経済波及効果が低いと答弁している。今後宿泊施設を計画して、経済効果を高める計画はないですか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

現時点での宿泊施設計画は、ございません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 観光客は、沖縄の青い空、コバルトブルーの海に憧れて沖縄に来ます。中城モール周辺の海岸は、海洋スポーツが盛んで、ホテルを誘致したら中城村の雇用と経済効果の波及が図られると思いますので、そういう計画もやられてください。

次に②のサッカーキャンプ誘致についての資料をご覧ください。歳出で平成24年度、平成25年度は芝管理委託料は504万円だが、毎年のように増加し、令和2年度、令和3年度は924万円に倍になっているが、増額した理由の説明をお願いします。また芝管理委託の仕事範囲は通常何名で管理していますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 それではお答えします。

芝管理料が増えた理由としましては、以前は芝管理の作業の一部を村において期間的に行っておりました。キャンプ誘致のためにJリーグチームからのニーズに応えるべく、年間を通して一括で芝管理をすることが誘致にも、PRも含めつながることと、充実したキャンプや一般の方々へもいいグラウンドコンディションでの

利用ができるということで、一括管理に移行したということが委託料の増という理由になっております。

現在何名でやっているかとの御質問ですが、陸上競技場のフィールド内の芝に関して、今お一人でやっております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 増額した理由がはっきり分からないので芝維持管理作業実績報告書は、平成29年度までしか載っていません。後で平成29年芝維持管理作業実績報告書の資料の提出をお願いします。

次に移ります。水道料金は、年間多いときで一般財源から200万円以上出ています。削減する方法はないでしょうか。それからクラブハウスの村民の利用者は多いですか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 まず水道料金についてでございますが、基本的に先ほども答弁いたしました。水道メーター1個で村民体育館を含めた全体を管理しておりますので、サッカーのキャンプに対して幾ら使ったという正確な数字はございませんが、私の把握しているところは、どうしても天候に左右されて、冬場の播種をした後に干ばつと言いますか、雨が少ない場合にはどうしても散水が増えてくるとか、そういったときには上がってきますが、議員御指摘のように水道料金の削減については、職員を含め、光熱水費の削減を含め努力してまいります。

クラブハウスの利用につきましては、Jリーグのみではなくて通常の議員も一緒ですが、スポーツ推進員の会議であったり、体協行事での利用であったり、小中学校のいろんな大会であったときに、熱中症があったときの緊急避難的な医療施設も完備しており、クーラーも完備されておりますので、いろんなイベントのみならず村民の中でも利用はされております。また

製氷機の利用についても、中学生の陸上部をはじめ多くの皆さんが製氷機もクラブハウスの中で利用させていただいております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 なぜ水道料の質問をするかという、芝管理のために雨天以外は毎日芝に水をかけている。それで水道料が幾らかかっているのかと思っています。クラブハウスのほうは、キャンプのときは多いんですが、日頃の利用者が、資料から見ても少ない。夜などは、利用者が少ないです。やっぱりキャンプを誘致したら、村民の利用をどうするかという対策等をやられたほうがいいと思います。

次に③陸上競技場の芝管理を地元から嘱託員を採用している町は。今後の芝管理委託の取組について質問します。西原町は芝管理を地元から嘱託員2人採用して、陸上競技場や東浜サッカー場などの芝管理をしてサッカーキャンプを誘致している。それだけではなく西原町の体協行事、陸上競技大会などの草刈り作業して、町の行事に積極的に協力している。西原町は地元から嘱託員報酬2人分で約450万円、機械の借り上げ料が50万円、冬芝の苗、砂代で50万円、芝の管理で全体で、2人採用して550万円です。中城村は雇用を図るために可能な作業を自前でできるような取組、毎年約1,000万円を業者に支払っている。予算の削減を図るために、西原町のように芝管理作業員を地元から雇用を図る取組む考えないでしょうか。伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今現時点での西原町の詳細のほうは確認できておりませんが、御質問の伝えたいことは分かります。ただし先ほど答弁したように、現時点で直接、例えば中城村の教育委員会が雇用をして維持管理をしていくということは、現時点では考えておりません。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 芝管理は高度の専門知識がいるということで、今それでやられていないと思います。高度の知識という、私は意味が分からないんですが。それで今働いている芝管理技術者の資格を教えてください。芝管理技術者資格は、どういう研修を受ければ取得できますか。説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 免許につきましては、芝管理技術者認定3級以上ということで、こちらのほうから指示しております。現在、委託先の中城村を管理している方はそちらの2級を所持している方でございます。その研修につきましては、日本芝草研究開発機構主催の研修がありまして、こちらは東京、大阪、福岡、県外のみでの研修でございます。それを受講することによって、そういった免許が取得できるということでもあります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 では芝管理技術資格という資料がありますので、それを受けたら資格が取れます。ゴルフ場とかそういったところも資格を取ったらできる。西原町は芝管理のために20年目の先輩と、西原高校サッカー部OB、地元から2人採用して雇用を図っている。この人たちを採用してから、今、西原高校が沖縄一になっている。そういったメリットがありますので、地元から若い人を採用して、雇用を図って、小学校の子供たちにサッカーを教えるそういうふうにやったら非常にすごい効果が生まれると思っている。そうすればサッカーが普及すると思っている。

それでは次に④の小学生、中学生、一般、競技力向上を図りサッカーを普及する取組について質問します。中城中学校は、部員は3年生ゼロ、2年生5人、1年生2人、部員は7人しかいないんです。大会では、陸上部の生徒たちもサッカー大会に参加した。サッカーキャンプの

誘致の目的に、子供たちに夢を与えサッカーの普及を図るためにキャンプを誘致しているが、現状では中学校はサッカー部員は少なく、大会に出られない状況です。小学校もサッカー部は中小、南小、津覇小、3校合わせて35名余りです。施設を整備したら、人材育成につながらないと駄目です。それで小学校のサッカー部の普及を図るためにどういう取組を考えていますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 まず初めに中城中学校のサッカーの部員数は、昨日時点では9名おりますので報告します。

次に小学校のサッカー部の普及を図るということで、現在取り組んでいるプロのキャンプの誘致であったり、児童生徒の取り巻く環境というか、スポーツ環境がかなり変化してきておりまして、サッカーに関しても現時点でできることは、身近にプロの選手を感じたり、サッカー教室や、あとは高校や一般などの大会を観戦しながら興味を持たせることや、FC護佐丸をしっかり地元のチームとしたサポートしながら、特に今年度は要望もございまして、サッカーゴールを、ミニのサッカー用ですか、2対、その他備品等も購入してサポートしております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 中学校の件ですが、令和3年度活動の調査用紙では、中城中学校は7名になっています。3年生がゼロ、2年生が5人、1年生2人、報告書は7人です。サッカーを普及させるためには行政の力が必要です。前に良治教育長が中城村の体育指導員をやっているときに、中城小学校、津覇小学校を対象に、各学校の体育館で学校の指導者と地域の指導者と連携し、月曜から金曜までミニバスケット教室に、午後5時から午後6時まで開催し、土曜日に中城小、津覇小のミニバスケットボール大会を開催しました。現在は3校で200名余りの

生徒がいて、去年は津覇小学校の男子が沖縄県で3位です。バスケットみたいに、小学校もサッカーを普及させるために、3校でサッカー教室を開催し、それが終わったら交流大会をやったら、サッカーの普及になると思います。そういった取組は考えられないですか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

バスケットに関しましては、議員も御承知のように村内にクラブチームもございまして、そこで指導者としても技術を磨きながらミニバスケットの指導を兼ねている、うちの役場職員も何名かおります。そういった方々、また現役で教職をとりながらバスケットを指導する方、そういう取り巻く環境がかなりよかったからということで、バスケット教室は充実したものできているものと思っております。そこをサッカーにということ、すぐにはと思いますが、私も今体協事務局も兼ねておりますので、この四、五年、サッカー専門部はかなり盛り上がりしております。その若い人たちの力も借りながら、現在体協とも相談をしながら、実は一昨年ですか3月頃にスポーツフェスティバル、その中でサッカーの高校生や中学校の地域別大会とかを企画はしましたが、残念ながらコロナでできておりません。こういったスポーツイベントを吉の浦総合スポーツクラブや体協と協力しながら、しっかり技術力、サッカーの競技力向上に努めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今課長がおっしゃったように、小学校のスポーツを強化することが中学校につながります。縦の線をやらないと普及につながらないんです。それはバスケットのクラブの皆さんがモデルです、中城村の小学校、中学校。バスケットの指導者たちが中小、津覇小に行って指導をやっている。バスケット愛好者大会をやっています。そういったのを参考に

しながらやったら普及すると思います。中城中学校もサッカー部が少ないです。参考にしたら、サッカーもどんどん普及すると思います。そういったのも参考にしながら取り入れてください。

次に⑤スポーツキャンプを誘致して、人材育成を図る。これは教育長に質問します。スポーツキャンプを誘致して施設整備をしたら人材育成につなげ、将来は中城村からJリーグ選手やオリンピック選手の育成を図る取組が必要です。そのためには中城中学校の部活動の生徒たちを沖縄一に育成したら、高校生や大学、一般等の競技をする人が増える。最近、中城中学校ではバスケットの指導者や、サッカー指導に情熱がある指導者が異動しました。教育長が言うように、学力面、スポーツ面でも人は人が育てる。中頭教育事務所に、教員の人事異動配置が始まっている。中城中学校を沖縄一のすばらしい学校を図るために、どういう教員の人事異動配置の要請を行いますか。教育長の考えを伺います。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 まず学校経営の面で、校長、教頭の経営能力のある人をお願いしています。というのは、やはり校長の経営方針の下に学校教育目標の達成に向けて学校は動いていきます。それからまず真っ先に授業力のある教師を配置してくれと。学校で最も大事なことは授業ですので、授業をしっかりと充実させるということが一番大事なことだと。子供たちは、将来的に学校で培った学力を基に社会でも生きていくと考えています。ですからまずは授業力のある教師を配置してもらいたい。それから教員の皆さんにもプロの教師として、ぜひ指導力の向上に取り組んでもらいたいという話を常にやっているところです。それから中学校の人事異動というのはタイミングがありまして、同じ教科で異動するということになっていますので、その教科の先生が異動しないと、その教科の人は

入ってこれない状況ということがありまして、そのタイミングにもやはりその時期が必要だということです。それから学校の活性化には、私も体育の出身ですので、部活動の活性化というのはとても重要だと考えています。ですから事務所のほうには、そういった学校長の要望も受けて、教育長としても部活動指導に関して熱心に指導できる専門の教師を配置してくださいというお願いをずっとやっているところです。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 教育長が言うように、人は人が育てると思っている。中城中学校の生徒たちはスポーツ面、文化面でも情熱が大切だと思っています。指導者も情熱がある指導者と、地域と指導者と連携を図ることで、子供たちはすばらしく成長する。生徒たちには、夢や目標を持たせて、継続させたら、必ず道は開けると思っている。情熱が夢をかなえる。中城中学校をすばらしい学校にするために頑張ってください。

次に大枠2番の①吉の浦公園整備計画、業務の目的と整備計画書の配布先について質問します。吉の浦公園整備計画は、中城村スポーツ推進には整備計画は配布されていないです。中城村スポーツ推進員の仕事は、村民にスポーツを推進し、健康づくりを図る役目がある。吉の浦公園の整備計画の事業内容を学習して、村に対して提言する必要がある。スポーツ推進委員には、まだ計画書が配布されていないが、今後どのように配布する考えか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

今後、毎月の定例会を通しながら、こちらの担当のほうからも資料を印刷して配布するとともに、一定の概要の説明や意見交換を実施していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今課長がおっしゃった

ように、計画書ができています。今行政とスポーツ推進員は何をやっているか分からないような状況です。すばらしいものをつくったら、スポーツ推進委員に配布して村民もスポーツの振興に役立てないといけません。学習する場の本がないものだから、困るなど思っています。今、課長がおっしゃったようにぜひスポーツ推進委員の中で、またみんなで勉強して村民のために頑張ってください。

次に②ウォーキングコースの照明施設整備について質問します。整備計画アンケート調査結果から、ウォーキングコースが暗くて怖い、全体的に暗いイメージの意見が多いです。現在、吉の浦公園内、周辺の木を伐採して公園内も明るくなりきれいになっているが、どういう事業で整備していますか。この工事の概要の説明と、それからこの前、午後6時頃ウォーキングしたら、公園内の外灯が20基ほど点いていない、暗いところがある。凹凸があり転倒するおそれがありますが、どのような対策をしますか、説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

先ほど答弁いたしました工事につきましては、工事費は2,420万円で、昨年度テニスコートと駐車場周辺を整備し、今回は野球場側の照明の整備に入らせていただきます。今、議員からあった20基が点いていないというのは、私もよくウォーキングをするんですが、恐らく何らかの形で消えていたのかと。2基、3基程度消えているのは確認をしておりますが、20基消えているのは今初めて聞きましたので、もう一度確認をします。工事の関係課を含めですね。

あと凹凸部分につきましては、今後も維持管理、修繕の中でしっかり安全管理をして、転倒防止等を含め対策を講じてまいります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、公園内の木を伐採

して非常に明るくなっていますので、非常にいいことだと思っている。護岸は雑草や木が生い茂り、村民がウォーキングするのに支障を来していたが、10月に課長をはじめ職員、それから中城村青年連合会の皆さん、業者の皆さんが草刈り作業をしてきれいにしてあります。護岸を整備したら、多くの村民が活用しています。お疲れさまでした。現在、野球場のウォーキングコースの下の護岸側や、プール跡地ウォーキングコース下の護岸は草、アダン、木が大きくなっています。ここも伐採したら公園の美化が図られ、きれいにしたらハブ対策につながります。整備する考えはないでしょうか伺います。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

こちらは何度も御質問にあるように、基本的には県が管理されている箇所でもあり、また護岸から山側と言いますか、吉の浦公園側につきましては、南北に県の保安林指定区域にもなっておりますので、伐採等はさすがに厳しいのでありますが、その都度県のほう、南部林業事務所にも届出をしながら、剪定等、そういった伸びきった部分を刈ることは可能だということをお県にも確認はしておりますので、適宜安全管理を含めたところで、危険性を感じた場合には木の伐採も含め、きれいに管理していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 野球場下護岸は木やアダンとかあります。そこを切ったら護岸とウォーキングコースに光が入って、公園の美化につながって、そこに村民が足を運ぶと思いますので、考えてください。

次に③吉の浦公園の休憩所が老朽化しているが、対策と健康遊具について質問します。現在、遊具の近くにある東屋休憩所が老朽化して危険ですので壊している。またテニスコートの横のこども広場に健康遊具を整備しているが、事業

の概要の説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

健康遊具につきましては、8基の遊具を設置予定です。こちらは駐車場の北側と言いますか、芝生広場と言われているところございまして、そちらに背伸ばしベンチ、アキレスストレッチャー、ぶら下がり、平行棒、腹筋台、ストレッチアーチ、ストレッチチェア、足つぼという8種類の器具を設置予定でございます。また東屋につきましては、明日野球場への視察も議員の皆さんあると聞いておりますので、あずまやは既に撤去しております。現在基礎だけが残った状態ですね、こちらはまた明日視察の中でも説明させていただければと思っております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 吉の浦公園内に健康遊具が設置されておられませんでした。今回健康遊具を設置します。最近、高齢者の方々が新型コロナウイルス感染症の拡大に伴って外出自粛が長期化し、通いの場所が利用できなくなり、事業の開催中止や延期により心身の機能が低下する生活不活発という健康への影響が危惧されていきました。今回、健康遊具が設置されることにより、村民が健康遊具を活用して軽運動を心がけ、運動不足とストレスの解消が図れますが、村民に健康遊具を活用する、広報活動の取組について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

活用についてということでございますが、現在も多くの方がウォーキングを実施しておりますし、ウォーキングのみならず散歩と言いますか、そういった方々がウォーキングの前後であったり途中であったり、いろんな場面での活用方法、また健康福祉課の事業ですか、ノルディックウォーキング等をやられている方々もいらっしゃると思いますので、現在利用されている

方々は現地で見ながら利用されると思いますが、ぜひ完成した場合には広報や、いろんな方法を使って健康遊具が新しくできたということはPRしていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 健康遊具ができて非常によかったなと思っています。高齢者の方々とか、ウォーキングをやった後とかストレッチをやりますので、いいことだなと思っている。それをどんどん村民にアピールして、吉の浦公園に人が集まるような広報活動も頑張ってください。

次に④陸上競技場の管理棟、倉庫、ナイター、備品等の整備計画について質問します。陸上競技場の管理棟、倉庫が老朽化して、令和元年度に管理棟、倉庫の上からコンクリート破片が落ちて修繕で対応したが、建物が老朽化して危険で早急に整備する必要がある。整備計画では2020年、令和2年から改修工事を開始し、2023年、令和5年完成の予定です。今後の陸上競技場の管理棟、倉庫の取組について説明をお願いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

整備計画では、議員の御説明のとおりでございますが、先ほど教育長からもありましたとおり、財源を考えながら整備計画、いろいろな緊急性も考慮しながら整備はしていきたいと考えており、管理棟につきましては教育委員会としても承知をしておりますので、令和4年度以降、財源予算もしっかり確認しながら、こういった形から進められるかということで、一番早い段階で取りかかろうという施設と考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 整備計画では管理棟、倉庫、5億5,000万円の予算が計上されていません。観覧席は村陸上大会やサッカーキャンプでも利用が少ない。前回の一般質問で、利用度の



少ない観覧席を整備するより、管理棟、倉庫、トレーニング室を大きくしたほうが村民の利用度が増えると提案したが、今後陸上競技場の管理棟、倉庫、トレーニング室の整備の取組について、そういったものを考えていますか。今言ったように整備の状況、観覧席を外すとか、そういったのは考えていますか。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 管理棟につきましては、今の観覧席も含め設計等、具体的に入る前に体協をはじめいろんな各種団体、先ほどからありましたスポーツ推進員も含め、そういった方々からもしっかりと意見をいただきながら、どうしていくかは判断していきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 それでは次は備品の件で行きます。ハードル設置について質問します。私は中城中学校の陸上部の外部コーチをして、生徒たちを沖縄一にするために生徒たちに情熱を捧げてきました。その甲斐があって、ハードルではたくさんの生徒たちが沖縄一になり、高校、一般でも沖縄一になりました。生涯学習課長のおかげで、現在は1レーン、10台はありますが、ハードル練習では男子と女子の高さが違うので2レーン、20台は必要です。それから吉の浦総合スポーツクラブの小学生、中学生、陸上交流大会でも、今、西原町からハードルを借りている。それで大会を運営しています。それでハードルを2レーン設置したら、ハードルの競技力の強化になる。今後ハードルの取組についてどのように考えているかお伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 お答えいたします。

ハードルに特化した取組というのは、具体的に今考えておりませんが、スポーツ、陸上を含めトータル的な中の一つの競技として、しっかりサポートしていく。その第一段階として、以

前から議員から要望のございましたハードルが1レーン分は確保できましたので、次のステップだとは感じております。しっかり次のステップがすぐできるか今答弁はできませんが、そういった備品等を含め、管理棟の整備とともに、そういった備品が整備できるかを検討してまいります。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 なぜ私がハードルに愛着を持っているのか分かりますかね。だってハードルがない期間が4年もありましたよね。それでハードルがないと沖縄一にできないんです。物がないと、子供たちが育てられないです。だからいつも私は言っている。ハードルがないから、子供たちのために、子供たちの夢をかなえるためにハードルを設置してくださいよと言っている。1レーンでは男子しかできないんです。2レーン必要です。子供たちが沖縄一にするためには、ハードルを練習することによって技術の向上が生まれる。それで4か年間もハードルがないということは、子供たちがその技術ができなくなる。指導者として、そういうことが、子供たちの夢をかなえるために私はハードルの設置を強く要望しています。だって未来の子供たちを育てるためには物がないと、子供たちを育てられないんです。だからハードル設置をよろしくお願いします。

次にナイター設備について質問します。陸上競技場は小学生、エンドレスの生徒たち、中城中学校の陸上部、バスケット部、野球部、最近琉球大学陸上部、大人の方が陸上を練習しているが、午後5時以降は第2コーナー、第3コーナー付近が暗いので、生徒たちや大人の皆さんが接触して転んでけがをしないか心配です。前回の一般質問で、体育館のギャラリーのところに水銀灯が20基あるので、テニスコート支柱に設置し、暗いところに照明するよう要請しました。生涯学習課長の答弁には、御指摘にあっ

た部分は設置できるかを含め、そのグラウンド状況を再度確認しながらやっていきたいと思えますと答弁しています。グラウンド状況を確認して、ナイター整備はできますか、お伺いします。

○議長 新垣博正 生涯学習課長 稲嶺盛昌。

○生涯学習課長 稲嶺盛昌 まずナイター設備と言いますと、単純に言いますと県総のグラウンドであったり、完璧にサッカーの競技ができるとかというナイター設備まではできないと考えております。しかしながら先ほどから話しております管理棟の整備を含めたところですね、今管理棟の海側、山側に1基ずつの照明もごございますので、そちらの増設をする中で、一定の安全管理ができるグラウンドの利用ができるような状況はつくっていききたい。今回の照明設備で1基は第2コーナーのところは増設する予定でございますので、第2コーナーの暗さに関しては、若干解消されるものではないかと考えております。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、課長が言った、できるところからやってもらいたいと思っています。ナイター設備には大体2,000万円とか3,000万円ぐらいの設備は必要です。私が言っているのは第2、第3コーナーが暗いので、利用者が、けがをするおそれがある。テニスコートの支柱があるので、そこら辺に水銀灯を設置したら、光が灯ってけがも少なくなる。そういったのも工夫を凝らしながら、環境を整備ぜひやられてください。

最後です。⑤子供からお年寄りまで憩える施設整備をして、村民の健康づくりの強化を図るにはについて教育長に伺います。今回ウォーキングコースの木の伐採事業や照明施設を整備し、健康遊具も整備されています。健康遊具などを整備して多くの高齢者の方々や村民が利用し、健康づくりが図られます。教育長に伺います。

吉の浦公園の施設整備をして、人材育成を図る取組について。教育長のビジョンですね、吉の浦公園の施設を整備して、人材育成を図る取組というか、そういったビジョンがあったらお聞かせください。

○議長 新垣博正 教育長 比嘉良治。

○教育長 比嘉良治 常に思っていることは、スポーツも学力も、やはり人は指導者によって大きく育つんじゃないかというのは考えております。吉の浦公園の整備については、基本的には整備計画のスケジュールにのっとって整備を進めていく考えでございますけれども、予算であったり、それから急を要するものがあります。平成29年当初に比べると、やはり今大分整備を進めてきて、稲嶺課長を中心に担当職員が頑張ってくれて、吉の浦会館のトイレであったり体育館のトイレ、シャワー室、それから野球場、テニスコート、そしていろいろな照明関係、今年度は体育館のサブアリーナとトレーニング室のクーラーの設備、今の遊具等の整備を進めているところですが、そういった面で、ぜひ今後も村民の健康づくり、それから競技力向上に向けて進めて、取り組んでいきたいと考えています。

○議長 新垣博正 新垣貞則議員。

○7番 新垣貞則議員 今、教育長がおっしゃったように、職員の皆さんのおかげで吉の浦公園の施設が整備され、村民の健康づくりや競技力の強化が図られていることは、非常に敬意を表します。いつも思うことは、施設を整備したら人づくりに連動していくことが必要だと思っている。人づくりは村づくりです。人づくりをやることによって、中城村は素晴らしい未来が図られる。キャンプを誘致したら、子供たちに夢を与えて、将来、オリンピック選手やプロ野球選手、プロバスケット、プロのサッカー選手などになる。子供たちに夢を与えて、夢に向かって挑戦する心を育成する。人生は夢に向

かって挑戦するから楽しいです。今回、久場百歳会60周年記念事業で、上与那原寛和さん、東京パラリンピックで車椅子400メートル、1500メートルで銅メダルを獲得して、沖縄県民に夢と感動を与えてくれました。今回の講演会のタイトルは、パラリンピックへの挑戦です。上与那原寛和さんが、人が夢に向かって挑戦するから人は輝くと言っていました。今後とも行政の皆さん、子供たちに夢を与えて、吉の浦公園の施設整備をして、村民の健康づくりや競技力の強化、人材育成を図って中城村のすばらしい未来を築いてください。私たち議員も地域活性化を図るために頑張っていきたいと思えます。共に頑張っていきましょう。これで私の一般質問を終わります。

○議長 新垣博正 以上で新垣貞則議員の一般質問を終わります。

休憩します。

休憩（11時48分）

~~~~~

再開（13時30分）

○議長 新垣博正 再開します。

続きまして、新垣 修議員の一般質問を許します。

○2番 新垣 修議員 それではこんにちは。12月定例会一般質問、大トリを務めさせていただきます。議席番号2番 新垣 修。元気よく質問いたしますので、よろしく願いいたします。

それでは大枠1番、村土の利用計画。中城村第4次総合計画も最終年度をむかえ、新たな第5次総合計画に向けてのアンケート調査など策定に取り組んでいるが、中城農業振興地域整備計画においては、平成30年に計画書見直し以降4年が経過しており、来年度は見直し時期のおおむね5年目を迎えるが、①産業振興課として、次期農振農用地見直しを行う計画の考えはあるのか伺います。②計画を進めるにあたり、前回

実施の際の期間が予算確立から見直し策定に4年かかっているが、現体制下での取組で、期間はどれ位要するのか伺う。③その期間の工程（作業スケジュール）等を伺います。

訂正お願いします。この4は消してください。この一年の前に4を書き添えて、本村土のほうに⑤でお願いいたします。質問は5項目になります。

一年前の12月議会において、新垣博正議員より本村の土地利用の展開に関し将来の道末を企画し、中城構想（ビジョン）を持つての取組と、プロジェクトチームなど立ち上げ、具体的な構想案を練れる体制を熱望いたしました。答弁では、次期振興計画に向けて一課ではなく、全体で取り組めたらいいかなど考えていることを発言しています。そこで④この一年間において、あるいは5次計画の準備に向けて、本村土の具体的な利用等について協議したことがあるのかどうか伺います。⑤本村土の全体構想や利用の基本となる素案を展開し描いていくためには、各課内の意見等を取りまとめ、指標として落とし入れ、コンサルからの取りまとめられた指標との比較検討等が重要な土地利用構想になると考えるが、担当課ではどのような主導手順で進めていくのか伺います。

大枠2番、中部広域移行。①「中城村・北中城村の共同のまちづくり」において、現在までの取組を伺う。②関係課よりワーキンググループを選出しているが、氏名と所属課名を伺う。③共同のまちづくりに関して、どのような取組案等が出ているのか伺う。④共同のまちづくり事業構想の基本的考えは、中部広域移行の範囲内の土地利用に対してのみ可能となるまちづくりの範囲案と縛りがあるのか伺う。

大枠3番、村道潮垣線速度規制。村道管理一級の潮垣線の速度規制改正を取り上げ、一年経過いたしました。速度規制は改正されていないが、キャスルタウン吉の浦地区においては通

学路環境が整備され、住民から安心安全の道路行政に高い評価が寄せられています。そこで速度規制に関して、①これまでの取組と、宜野湾警察署担当との協議進捗に関して伺います。重機ヤード付近の速度終わりの標識に関して現在もついていて、私的には必要性はないと思うが②課長の見解を伺う。③担当の見解を確認したことはあるか、撤去に向けて話したことはあるのか伺います。以上、丑年にちなんで、モーッと鳴かない声が出ないように、元気な回答を求めます。以上。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 それでは新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

大枠1につきましては産業振興課と企画課のほうでお答えいたします。大枠2につきましては都市建設課、大枠3につきましては住民生活課のほうでお答えいたします。

私のほうではお尋ねの中部広域への部分ですが、今議会でも何度か答弁をさせていただいたと思うんですけども、この北中城村との共同のまちづくりを早めにといいますか、粛々と進めながら、もちろんこれは中部広域への移行のための取っかかりという形でありまして、議員の御質問にもありますが、それだけではなくて将来の両村の指針と言いますか、そういう部分も担ってくると思われまして、同時にそれも頭の中に入れてながら今後も協議していくものだろうと思っております。

詳細につきましては、また担当課のほうでお答えいたします。以上でございます。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 それでは新垣 修議員の御質問にお答えいたします。

最初に①についてです。前回の農業振興地域整備計画の全体変更を平成30年度に行っており

ます。次期の農業振興地域整備計画の全体計画変更につきましては、今後10年以上にわたり総合的に農業振興を図るべき地域を指定するための目的で行い、概ね5年ごとの基礎調査結果または経済事情の変動、その他の情勢の推移等により変更の必要が生じた場合に行うこととなっています。今後の農業振興地域整備計画変更につきましては、村の第5次総合計画または中部広域への移行計画、国道329号バイパス計画もあることから、関係機関及び関係課と情報を共有し進めていきたいと考えています。

次に②についてです。3年を想定し、事業を進めたいと考えています。

次に③についてです。全体見直しを行う工程につきましては、今後の動向を踏まえ整備計画変更における基礎調査を行い、その後、地域における地権者説明会を実施し、整備計画の策定、沖縄県との事前協議及び本協議の流れになります。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それでは大枠1の④及び⑤についてお答えします。

具体的な土地利用計画の協議についてはまだ行っていませんが、第5次総合計画に向けて今後の中城村を担う係長以下の職員を対象にワークショップを開催し、中城村の人口動向、産業動向などを説明、参考として過去に中城村のように人口が急激に増加した市町村事例を基に、高齢化や人口減少などが進み、人口減少後に訪れる状況についても説明を行っています。今後の沖縄県の人口減少も見込まれることから、将来中城村においても起こり得る可能性は多いにあり、土地利用を含め今後どのような対応が求められるのか、考えるきっかけになったと考えております。また、このワークショップでは、中城村の将来をよくするために、どのような施策が考えられるかとして議論していただきました。その中で、道路などのインフラ整備や企業

誘致などの土地利用についても意見を出し合っており、第2回のワークショップも予定しており、土地利用も含めた様々な検討を行っていきたくと考えています。

⑤の主導など手順についてですが、具体的な土地利用構想については短期的な対応ではなく、長期的ビジョンが必要だと認識しております。各課においては様々な政策課題があり、それを解決するために、土地利用は一つの手段になる可能性はございますが、仮に間違った土地利用を行ってしまえば、課題解決はおろか村を衰退させてしまう懸念もあるため、慎重に進めていく必要があります。そのため企画課としては、各課より様々な意見などを吸い上げるためのヒアリング調査や現状、課題確認、様々な推計値を把握し、各課で予定している土地利用に関する考えや個別計画との整合性を図りながら、第4次総合計画で進められてきた土地利用の方針を基本として、第5次総合計画に向けた適切な土地利用を進めていく考えであります。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 御質問の大枠2についてお答えいたします。①③は関連しますので、一括して答弁いたします。

令和2年度に開催した「地域振興支援アドバイザー会議」で整理した課題を基に、現在、両村の地域住民へのアンケート及び関係部署からの意見聴取を行い、中城城跡を核とした歴史まちづくり計画や地域周遊バスの連携など、実施計画書から共同でできる事業の検討を行っている段階であります。

②です。ワーキンググループは都市建設課、企画課、総務課、産業振興課、生涯学習課で構成しております。個人を特定しているものではなく、各課から参加してもらっています。

続きまして④共同のまちづくり計画は、中部広域への移行が目的の計画書ではありますが、これまでの取組を継続しながら、将来の計画的

な市街化の誘導など、上位計画に基づき実現方法確認しながら進めますので、中部広域移行だけの縛りのある計画書とは考えておりません。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それでは大枠3の①から③の質問について、関連して一括してお答えをいたします。

①のこれまでの取組と協議についてお答えいたします。令和3年5月28日、宜野湾警察署長へ潮垣線村道一級線における交通規制要請の提出をしております。令和3年6月1日、都市建設課と協議を行い、伊舎堂キャッスルタウン前の子供たちの安全安心の通学路を確保するため、連携し交通安全対策を講じております。令和3年8月12日に村内における交通安全要望箇所、安全点検を宜野湾警察署担当交通課との現地立ち合い行っております。令和3年11月26日に、急転、宜野湾警察署担当交通課長、係長が来庁、住民生活課、都市建設課で議事の潮垣線村道一級線、村道潮垣線全線における速度規制についての会議をしております。会議の中で、村から村道潮垣線の車両通行について、全線について時速30キロ指定速度規制を実施し、改善策を講じていただきますよう再度要請をしております。宜野湾警察署担当交通課からは、潮垣線の全区間時速30キロ指定速度規制することは、県警本部、公安委員会には要請どおり上申された旨の回答も得ているところであります。また交通課長からは、規制後の御教示もいただき、通行車のスピードを落とす対策の要請も受けており、村と連携しながら村交通安全対策に努めていくとの見解もいただいております。

②の重機ヤード付近の速度規制終わりの標識の必要性の課長見解についてお答えをいたします。私としましても、必要性はないと思っております。

③の担当の見解を確認し、撤去に向けて話したことはあるかについてお答えをいたします。

宜野湾署の担当におきましても、一部区間ではなく速度規制の必要性は感じており、仮に潮垣線全線を速度規制された場合、村においてもランプやポストコーンなどの安全対策施設の設置について、宜野湾署管内の事例に基づく御教示もいただいております。今後宜野湾警察署と中城村と連携しながら、村交通安全対策に努めていくとの回答を得ております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは答弁に関して再質問させていただきます。再質問に関してですが、少し質問相手ですけれど、前後しますが、最初に企画の担当のほうから質問させていただきたいと思っております。新たに質問したいんですけども、第4次総合計画が2021年に期限を迎えますが、第5次総合計画策定案の取組状況と、今後のスケジュール、これは発刊に至るまでについてお伺いいたします。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 それではお答えします。

総合計画のスケジュールについてですが、第5次総合計画については、令和4年8月末策定完了を予定しており、9月議会へ議案として上程するスケジュールとなっております。最終的には令和5年度からの計画スタートとなる予定であります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ありがとうございます。その件ですね、今回一般質問を行う前準備ということで、担当の方といろいろスケジュールに関しては協議をさせていただきました。お手元の資料を参考にしながら質問をさせていただきますのでお願いします。

大枠1の答弁なんですけれども、課長の答弁があまりにもすばらしいものだから頭に入ってこなくて、ちょっと確認なんですけれども、現状の執行部、課長以下のほうでは具体的な協議は行っていないと。現状の本村における地域の

推移の変動とか、この先、本村の将来像を見据えての課題等々、多様化する土地利用諸問題に対して、課長級以下の職員において意見を出し合えるワークショップを設けて、それを本村の今後の課題解決に向けたり、あるいは将来構想の発展に向けた、構想に反映させたいということの答弁で理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 答弁したとおりでございます。係長以下、今後の中城村を担う職員へのワークショップを今後も進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 大枠1の⑤です。主導形態なんですけれども、ヒアリング等々を行いながら、これは企画課のほうでまとめて、表でいう令和4年4月頃に各課内のヒアリングをしながら、土地利用の策定に向けていくと理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 企画課長 比嘉健治。

○企画課長 比嘉健治 そのとおり土地利用、全体とも進めていきたいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 第5次総合の計画、あるいは策定、完成に関しては理解できました。

それではちょっと戻りまして、産業振興課長のほうに質問いたします。同じように表を参考にしながら行きたいと思っております。まず産業振興課長、この次期農振農用地見直しを進めるということで、考えているということなんですけれども、関係部署も交えて協議などを持つということで、進めていくということで理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

そのように理解してよろしいです。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 農用地の全体見直しを行う際に、優先順位とかあるのか伺います。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

特に優先順位等はありませんが、住民、地権者の意見を尊重したいと考えております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは前回安里清市議員が質問したときも、村長もそうですけれども、やはり住民意見が最優先されるというのは理解していますが、その確認をしながらですね。その期間を3年ほど要するという回答だったんですけれども、私のほうで皆さんにお配りした、これは勝手に私のほうで表をつくったんですが、それも踏まえながら課長と話したいんですが、まず整備進行計画書の作成が3年間かかると答弁していますけれども、①の回答であるように、第5次総合計画作成書に沿って進めると。令和5年から3年後の令和8年の見直しに至ると予測され、策定実施になると同年、あるいは令和9年にもなりかねないと考えられると。そうなると地権者や農地を持っている住民からは、嘆き以上にとても困るのではないかというふうに考えられる。せめて2年遅れの令和6年頃には、実効性のある計画書が策定できるように、スピード感を持って産業振興課内での体制強化を図って、取り組んでもらって、そのためにも勝手ながら策定取組予算をつくってみたので、御参照いただきたいと思います。これは担当ともずっと以前からお話を進めていたんですけれども、土地利用法が定まらないと、なかなか着手できないというお話を聞いていたために、今回企画の中で第5次総合のスケジュールも加味しながら、工程を私が勝手につくったんですけれども。要は先ほど企画課長にも確認したように、

この第5次総合の、令和4年4月頃、各課からヒアリングの中で、この土地利用法の基本方針というのを確認されると先ほど答弁があって、そういうふうに私としては理解しているんですけれども。この中で、令和4年4月頃には、各課内において土地の基本方針というはある程度確立されていると思っっているんですよ。それで令和4年8月頃には完成しますので、公告縦覧、ホームページ等でもこれは意見を求めたり、いろんなことにおいて第5次総合計画が決定されると描いたんですけれども。担当が言うように、土地利用が定まらないと基礎調査ができないということから逆算してくると、基本的には8月、7月にはある程度の概要は、産業振興課のほうでは理解していると思っっているんですよ。できましたらそういう逆算をしながら令和6年度の上半期、あるいは下半期にはできるような取組で、令和3年3月、年明けての3月ですよ。あるいはその5月、6月、7月ぐらいまでに補正を組んででもいいんですけれども、それまでに予算組みをして、それから8月にはもう物自体は上がってきていますので、そこから基礎調査も発注していただければ、何とかいろんな取組で、令和6年度の早くて上半期、遅くとも下半期には行けるんじゃないかというふうに勝手につくって見たんですが。どうかその辺も踏まえて、取り組んでいただきたいということを要望しながら。なぜこれをつくったかと言いましたら、住民からはおおむね5年ごとの見直し計画があると住民は理解しているわけです。その住民の責任を果たすためにも最大限の努力を持って取り組んでほしいと熱望します。なぜそれを今回取り上げたかと言いますと、実は住民から声が寄せられてきました。読み上げましようね。「おおむね5年おきに実施される農業振興の全体見直しはいつ頃行われるのでしょうか」「ただでさえ中城村は土地利用がしにくい地域なので、せめて農業振興の全体の見

直しは5年ごとに実施してほしいです」と。他市町村のことも書いてあるんですけども、要はいろんな面で非常に困っていますと。おおむね5年というのは、大体5年から6年だと思んですけども、それが8年も9年もなると、やはり農地を持っている住民、あるいは農地利用を促進したいという住民が大分困ると思いますので、その辺も産業振興課のほうで何とかスピード感を持って取り組んでほしいと対応を考えてほしいんですけども、その点はどうでしょうか。

○議長 新垣博正 産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長 仲村武宏 お答えします。

御質問の件について、村民、地権者からそのような意見が、多く求められているのであれば、産業振興課としても体制の強化を図りながら、また予算の確保と併せて内部で検討しまして、事業着手に向けて努めていきたいと考えています。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 農振農用地見直し等については、多分除外申請等も含み、どの広域、那覇広域だろうが中部広域だろうが、関連法案の適用というのは変わらないと思っています。おおむね5年周期をめどに実施することは、産業振興課の大きな責務と同時に、農家や地権者のニーズに対する努めというふうに考え、それが大きな上位の業務にもなっているのではないかと思いますので、高みを持って振興整備に取り組んでほしいと熱望します。来年3月定例会、あるいはその後の6月においても、補正予算等を組めるように農業振興地域整備の取組を期待いたしますので、よろしくをお願いします。

それでは大卒2番の共同のまちづくり関係の再質問をさせていただきます。その前に現在の進捗率と業務委託各種計画書の完成のめど、こ

の2点を確認いたします。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

完成は令和4年3月28日を予定しておりましたが、現在の進捗率としましては約38%、工程で行きますと約3か月程度遅れが出ております。それから行きますと完成見込みは3か月遅れの令和4年6月を見込んでおります。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 先ほど関係課より、5課のワーキンググループの協議の場を持っているという話なんですけれども、この中城村のワーキンググループ単体の協議の開催というか、どういうふうな形態で協議を行っているのか。両村ともすり合わせ協議のワーキンググループがあると思うんですよ。そこのこういった会議、あるいは協議形態、どのような形になっているのか。その辺を教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 このワーキンググループは、共同のまちづくり委託業務の中で4回の開催を予定しております。1回目のワーキンググループは10月に行いました。1回目はそれぞれの村で実施しております。それぞれの村で、関係課から共同で実施できる事業について意見を聴取しております。2回目から両村で協働でのワーキンググループの開催になる予定です。この取りまとめはコンサルが行います。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 質問いたします。前回、基礎調査、実はこれ1回読ませていただきました。その中に、中部広域に移行する縛りがあるんですかという質問なんですけれども、この中に地域支援アドバイザー会議より6つのテーマが与えられていますよね。それを中心に本村、あるいは北中城村、共同でできるテーマで、これの縛りで進めていくのかという質問だったんですけども、その辺はどうなんでしょうか。



○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

このアドバイザー会議の中で、何かテーマになるものを選出しないといけないものがありまして、それが6つの課題がこの意見の中で上がってきたと。その中から共同でできるものを、全部ではないんですけども、これから探り出していこうというのが、この基礎調査の結果です。ただそれだけに絞り込むものではなくて、各課からのいろんな意見で、また取り入れられるものは今後も取り入れていくような形態にはなっております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 理解しました。

縛りではなくて、各課から、今5課でワーキンググループをつくっていますよね、そこから自由な発想、そういった意見を出し合いながら中城村は中城村で意見をまとめて、北中城村と意見をすり合わせて、その中で実効性のあるものを築き上げていこうというふうに理解してよろしいですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 そのとおりです。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは今言うように中城村で1回、北中城村で1回、単体でね。それから今後4回ということは、来年の6月までなのか分からないんですけども、あと3回コンサルも含めて課題を見つけたら、いろんなものの会議を行うということですよ。ではまず今回の共同のまちづくりの策定が終わったとしましょう。その終わった後の今後のスケジュールに関して少し聞きたいんですけども。資料をいただいたんですけども、この共同のまちづくり策定が終わったら、今度は共同のまちづくり計画の総点検とか評価とか、これが令和4年、令和5年までというスケジュールを書かれていまして、先導プロジェクトもいろいろと加味し

ていこうというスケジュールになっているんですけども、この辺少し、分かる範囲内で教えていただきたいんですけども。やっぱりこれは初めてなもので、なかなか私も理解しにくくてですね。ざっくりばらんでいいんですけども、それがどの期間まで引っ張るのか。今回は、共同のまちづくり1,650万円の発注をしていますよね。これで一旦終わるわけですよ。今度は令和4年、令和5年度に向けて、落とし込んでのものを、多分検討委員会とかつくられる、そういったものに行くと思うですよ、村長とかも踏まえながらですね。そこでまた予算を出してと、それがどれぐらいまで続くのかというのを分かる範囲内で教えてください。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

まず今回の計画書の策定は、総枠と言いますか、中部広域への目標を立てるのが計画書になりますので、それを終えた後に、中部広域へ移行するに当たっては細部的など言いますか、実施計画書的なものでここはこうしていきますよというのが、今後また続いていくものと考えております。ですから今年度の計画書完成で、全てが終わるというものではないという理解をお願いします。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これで終わるものとは思っていませんよ、やっぱり長期で行くものと、それは理解しております。今言うように、村長もこれはずっと実行しているわけですから、やはりいろいろと取り組まない。しっかりとしたことを取り組まないといけないと理解しています。

村長に2点ほど。共同のまちづくりということで、やはりこれまで歴史、まちづくりの計画というのは、これまで86都市で導入されているんですけども、この共同のまちづくりというのは事例がなく、多分これが完成すると日本

初じゃないかというふうに情報でなんですけれども。今、ワーキンググループのほうは、あくまでも村の職員のほうで組んでいますよね。これに観光協会の会長もなされているので、やはり観光も兼ねながら、将来を見据えての展望もしたらどうなのかなという思いがあります。観光協会は北中城村にもあるわけですから、そういった職員も含めたらどうなのかなと私は思うんですけれども、その辺、観光協会の会長としての見解をお願いいたします。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

今話を聞いただけでも、そういう方向性も非常にいいなという思いがあります。共同のまちづくりというのは、北中城村と共有できるものからスタートして、我々一番に共有できるものはもちろん中城城跡ですから、その城跡を中心としたまちづくりも含めて、議員が今おっしゃるように、両村はそれを基にした観光協会も両方ありますし、観光の部門。当然基幹産業は農業ということで農業の部門。いろんな枝がついてきますね。そのためにも共同のまちづくりで、歴史のまちづくりも含めて共同のまちづくりで基礎的な部分というんですか、私のイメージでは基礎的な部分をつくって、そこで指針と言いますか、行く方向性は同じで、それを両村で共有して一緒にやってみようというのをアピールをして、県の、今度協議会から審議会に変わっていくと思いますけれども、その中でまた練られるとは思いますが。今のお話は非常にいい御提言だと思いますし、真剣に考えさせていただきます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 これはとても真剣に考えないと、肩透かしをくらったら、これはもう大変なことになりますよ。その辺の予算を使いますので。

あと2点ほど、村長にお話をしたいんですけ

れども。これはやはり初めての取組で、金城章議員からもあったように、我々が人事、そういったことに口を出すことはないと思うんですけれども、やはり初めての取組で、さっき工程、スケジュール的にも長期、要するにこれで見たら短期で考えてもおおむね1年から3年見ると。長期で見ると4年から5年ぐらいこういった共同のまちづくりはかかるんじゃないかというスケジュールを参考にしてのお話なんですけれども。企画課のほうにまちづくり係とあります。今、新しく共同のまちづくりとありますよね。担当ともその共同のまちづくりについてお話をするんですけれども、やはり初めてのことで全てが事業をどういうふうに取り組んでいいか、やはり模索する。今、いろんな各5課の担当にも、その分野分野の仕事もある。今言うように、今回共同のまちづくりの素案というか、第1案をつくったとして、また次審議会と、いろんなものが次から次から来る。多忙を踏まえてのあれで、なかなかその案も進まなければ、さっき言ったようにスピードというか、やはり共同のまちづくりを両村でつくり上げるためにも、私の考えですよ、中城村が少しリードして行ってほしいなという考えの中で、専門部会とか、そういった部署をつくる考えはないのかどうか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 お答えいたします。

時期を見て、それは当然考えなくちゃいけないものだと思いますし、私の頭の中には以前から、最終的な形としてはこういう形で行くんだろうなという程度の、今議員がおっしゃるような専門部会的な、プロジェクトチーム的な、そういうものが必要になってくるんだろうなという程度は以前から持っておりますので。青天の霹靂的なものではないです。その時期時期を見て、合ってるなという時期を見たら、そこに踏み込むのはやぶさかではないと思っております。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 本当にこれは青天の霹靂ではないんですけれども、やはりちゃんとした確たる職員、プロジェクトを何とか立ち上げて、それからうまく取り込めるようお願いいたします。

あと1点、比嘉孝則村長が就任してちょうど1年になりますね。これまでは新垣邦男村長との中部広域移行との関連性だったんですけれども。今、いろいろと基礎調査とか資料を見たときに、村長、副村長の意見等々、ここに熱い議事録を見ながら、とても前向きに本村は取り組んでいるなど。ところが北中城村の中身がこれでは、見えてこなくてですね、これまで北中城村長といろいろとお会いなされていると思うんですけれども。そういった中で、共同のまちづくりとかそういったものに関して強固たる体制をつくっていかうとか、あるいはそういった話題をやったことがあるのか。そこで村長が見て、比嘉孝則村長と一緒に中部広域に移行とする姿勢はどういうふうに感じられておりますか。その点を教えていただけますか。

○議長 新垣博正 村長 浜田京介。

○村長 浜田京介 公式の場でという発言ですので、その辺は含めおきしていただきたいんですけれども。こういう場で同じ立場の首長のことをお話するというのは、いかがなものかと思えます。ただ言えることは、決して後ろ向きで両村行っているわけではなくて、同じ意志を持って、同じ方向性を持って歩んでいるというのは間違いのないところでございます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 ではそういうふうに理解して、最後の質問に行きます。

住民生活課長、私も担当の友利係長とは、このエンドマークに関してはずっと話を合をして、前向きな検討をいただいております。速度規制に関しても、担当者も所轄の行政課のほうで

安全対策などを講じていいというふうに、私も理解しているんですけれども、そのように理解してよろしいですね。

○議長 新垣博正 住民生活課長 義間 清。

○住民生活課長 義間 清 それではお答えをいたします。

そのような理解でよろしいかと思えます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 それでは都市建設課長に質問いたします。

村道管理の所轄は都市建設課に当たると思うんですけれども、今後の潮垣線の速度規制対策に向けて、予算等も確立しないといけないといういろんなハードルもあると思うんですけれども、今言ったように交通規制、30キロ規制はかけても実効性のある対策をしないといけないというふうに担当課からもお話があったんですよ。先ほど言ったようにハンブの設置とか、いろんな設置が道路管理者のほうで行えるのであれば対策を講じなさいというふうに、前向きな話ですので、どうかその辺も計画を練ってもらって、村長の家の前でもいいから大きなハンブをつくって、スピードを落とせるような対策を練って、村長の指示を仰ぎながら取り組んでほしいと要望しますが、その辺はどうですか。

○議長 新垣博正 都市建設課長 仲村盛和。

○都市建設課長 仲村盛和 お答えします。

交通安全対策施設につきましては、必要箇所に必要な設置をしていきたいと思えます。

○議長 新垣博正 新垣 修議員。

○2番 新垣 修議員 時間ですので、取りまとめたいと思えます。

まず共同のまちづくりの構成員のメンバーには、多分いろんなところで手探りの状態だと思うんですけれども、日頃の業務もこなしながらできるだけ、本当に村長もこれは高く望んでいるわけですので、やはり将来を見据えて、そういった事業テーマ、あるいは取りかかれるよう

なことに御苦労だと思っておりますけれども、頑張って取り組んでほしいと考えます。

今回の中で、コロナワクチンのほうも3回目等々始まりますけれども、どうぞいろんな計画の中で、執行部の皆さん、あと残り丑年も少ないけれども、取りこぼしのないようなことをまず計画して、また年明けて寅年になりますけれども、皆さんがまた元気に頑張れるように期待をして、私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長 新垣博正 以上で新垣 修議員の一般質問を終わります。

以上で、本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。御苦労さまでした。

散 会（14時22分）





## 令和3年第5回中城村議会定例会（第8日目）

|                                                 |                 |                      |         |         |
|-------------------------------------------------|-----------------|----------------------|---------|---------|
| 招 集 年 月 日                                       | 令和3年12月3日（金）    |                      |         |         |
| 招 集 の 場 所                                       | 中 城 村 議 会 議 事 堂 |                      |         |         |
| 開 会 ・ 散 会 ・<br>閉 会 等 日 時                        | 開 議             | 令和3年12月10日（午前10時00分） |         |         |
|                                                 | 閉 会             | 令和3年12月10日（午前10時05分） |         |         |
| 応 招 議 員<br><br>（出席議員）                           | 議 席 番 号         | 氏 名                  | 議 席 番 号 | 氏 名     |
|                                                 | 1 番             | 安 里 清 市              | 9 番     | 比 嘉 麻 乃 |
|                                                 | 2 番             | 新 垣 修                | 10 番    | 安 里 ヨシ子 |
|                                                 | 3 番             | 渡 嘉 敷 眞 整            | 11 番    | 仲 松 正 敏 |
|                                                 | 4 番             | 屋 良 照 枝              | 12 番    | 金 城 章   |
|                                                 | 5 番             | 桃 原 清                | 13 番    | 石 原 昌 雄 |
|                                                 | 6 番             | 玉 那 覇 登              | 14 番    | 伊 佐 則 勝 |
|                                                 | 7 番             | 新 垣 貞 則              | 15 番    | 新 垣 善 功 |
|                                                 | 8 番             | 大 城 常 良              | 16 番    | 新 垣 博 正 |
| 欠 席 議 員                                         |                 |                      |         |         |
| 会 議 録 署 名 議 員                                   | 7 番             | 新 垣 貞 則              | 8 番     | 大 城 常 良 |
| 職 務 の た め 本 会 議<br>に 出 席 し た 者                  | 議 会 事 務 局 長     | 比 嘉 保                | 議 事 係 長 | 根 間 忠   |
| 地 方 自 治 法 第 121<br>条 の 規 定 に よ る<br>本 会 議 出 席 者 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |
|                                                 |                 |                      |         |         |

議 事 日 程 第 6 号

| 日 程 | 件 名                  |
|-----|----------------------|
| 第 1 | 陳情第17号 中城浜漁港 軽石問題要望書 |



○議長 新垣博正 おはようございます。これより本日の会議を開きます。

(10時00分)

日程第1 陳情第17号 中城浜漁港 軽石問題要望書を議題といたします。

本件について、委員長報告を求めます。

建設常任委員長 仲松正敏。

○建設常任委員長 仲松正敏 皆さん、おはようございます。それでは、読み上げて報告いたします。

令和3年12月9日

中城村議会議長 新垣博正 殿

建設常任委員会

委員長 仲松正敏

### 委員会審査報告書

本委員会に付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

### 記

| 番号     | 付託年月日         | 件名            | 審査の結果 |
|--------|---------------|---------------|-------|
| 陳情第17号 | 令和3年<br>12月3日 | 中城浜漁港 軽石問題要望書 | 採択    |

以上です。

○議長 新垣博正 これで委員長報告を終わります。

これから、委員長報告に対する質疑を行います。質疑はありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「質疑なし」と認め、質疑を終わります。

これから委員長報告に対する討論を行います。討論はありませんか。

(「討論なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「討論なし」と認め、これで討論を終わります。

これから陳情第17号 中城浜漁港 軽石問題要望書を採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

この陳情は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。

したがって、陳情第17号 中城浜漁港 軽石問題要望書は、委員長報告のとおり採択すること

に決定しました。

お諮りします。会議規則第45条の規定により、本定例会において議決の結果生じた条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、その整理を議長に一任してよろしいでしょうか。

(「異議なし」と言う声あり)

○議長 新垣博正 「異議なし」と認めます。したがって、条項、字句、数字、その他の整理を要するものについては、議長に一任することに決定しました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

これで、本定例会を閉会いたします。御苦勞さまでした。

閉 会 (10時05分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

中城村議会議長 新 垣 博 正

中城村議会議員 新 垣 貞 則

中城村議会議員 大 城 常 良